

令和4年第1回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 2 月 2 8 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 議案第 1 号～議案第 13 号

提案～審議

第 7 議案第 4 号～議案第 19 号

提案～付託

第 8 議案第 20 号～議案第 21 号

提案～審議

第 9 議案第 1 号

討論～採決

第 10 諮問

○出席議員（10名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	9番	三澤	澄子
5番	笹沼	美保	10番	百瀬	輝和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城	栄文	健康福祉課長	伊藤	千登世
副村長	田中	俊彦	地域包括支援センター長	山崎	一
教育長	清水	閣成	子育て支援課長	伊藤	弘美
総務課長	唐澤	英樹	産業課長	有賀	仁志
地域づくり推進課長	高橋	里江	建設水道課長	武井	厚
特命担当室長	原	和子	教育次長	清水	勝宏
会計管理者	城取	晴美	代表監査委員	原	浩
財務課長	藤澤	隆			
住民環境課長	清水	恵子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤	さゆり
議会事務局次長	高木	謙治

会議のてんまつ

令和4年2月28日

午前9時00分 開会

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

今、ウイルスの脅威と民主主義への脅威が起こっています。一日も早い平和が訪れることを望みます。

ただいまから、令和4年第1回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、5番、笹沼美保議員、6番、都志今朝一議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました、令和4年第1回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告いたします。

本定例会に付議された事件は議案21件、諮問1件、報告3件です。このうち、議案第8号と諮問は議案審議の関係で即決といたします。請願・陳情は、請願1件、陳情1件が提出されております。

会期は、本日2月28日から3月11日までの12日間とし、この間で3月1日から3月8日まで本会議を休会といたします。

また、最終日11日の開会時刻は午後3時を予定しております。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月11日までの12日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 皆さん、改めましておはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和4年第1回議会定例会を招集申し上げましたところ、全議員の御出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

今年の冬は強い冬型の気圧配置が続いた影響により寒い日が多く、また例年に比べ雪が多
い年となっております。記録的な積雪になっている地域もありますが、本村においては災害
につながるほどではなく、このまま穏やかに春を迎えることを願うものであります。除雪に
御協力いただいております地元建設会社、まっくん除雪隊、地域の皆様に対しまして、この
場をお借りしてお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株が年明けとともに各地で猛威をふるい、
1月27日から現在まで、長野県においても全県にまん延防止等重点措置が適用されておき
ます。本村においてはここにきて感染者が急増しており、今後の状況を大変危惧しておき
ます。1月以降第6波の村内の感染者数は、2月27日までの数でいいますと、86人となつておき
ます。

3回目のワクチン接種の状況であります。接種間隔が当初より前倒しされ、2回目から
6か月以上経過した方に向けて接種を行っております。接種は1月下旬から開始し、65歳以
上の方については2月中に接種完了できる体制で取り組んでまいりました。特定の接種場所
やワクチンを希望する方が多くおられますので完了できたわけではありませんが、できるだ
け早期に接種できる体制を組んでおります。お手元に接種券が届きましたら、そのときに予
約できるワクチンで、できるだけ速やかな接種の検討をお願いいたします。

また、5歳から11歳の小児を対象としたワクチン接種も3月から開始をいたします。基礎
疾患がある小児については、かかりつけ医の指導の下、接種を検討いただければと思ひます。
その他の小児につきましては、ワクチンについて長期に有効性や安全性が認められるかどう
かについて治験が終了しておりませんので、接種のメリット・デメリット・ベネフィットと
リスクを保護者がしっかりと理解をして、ワクチンを接種するかどうかの判断を慎重にして
いただくよう強く願うところであります。

ワクチン接種については、医療機関・医療従事者に御協力をいただきながら全庁を挙げ
て取り組んでまいりますので、今後とも御協力をよろしくお祈りいたします。

さて、令和3年度も残り1か月となりました。村の人口であります。先日発表された県
の移動調査によりますと、今年1月1日の人口は1万5,955人で、昨年同時期に比べて80人
の増加となりました。増加数で県内で3位、増加率で4位ということですが、出生数
から死亡数を引いた自然増減では、昨年まで南箕輪村は県内で唯一プラスでありましたが、
残念ながら一人減という結果になりました。県全体では、昨年の年間人口増減数は1万
5,239人減の202万9,541人となり、20年連続の減少となっております。

次に、令和3年度の村税の状況であります。当初予算におきましては、新型コロナウイルス
感染症の拡大を受け、経済状況の悪化により主要財源である個人村民税・法人村民税、ま
た固定資産税について大幅減を見込んだところでございますが、実際は個人村民税は5,960
万円増の7億9,860万円、法人村民税は製造業の好調により6,702万円増の1億5,520万円、
固定資産税は償却資産の落ち込みが予想より少なく、4,000万円増の10億300万円余を見込
んでおります。そのほか軽自動車税は260万円増の6,670万円、村たばこ税は900万円増の1億
1,000万円、入湯税は500万円減の2,300万円を見込んでおります。村税全体の予算としまし
ては、対前年度比約1億7,320万円増の21億5,690万円あまりと、令和2年度決算額に対しま
して170万円ほどの増収となる見込みであります。

なお、補正予算で計上した学校給食センター建設工事の建設費用について、国庫補助や起

債を充てた残りの部分は当初学校施設等整備基金を全て取り崩して対応すると御説明していましたが、先ほど説明いたしました村税の増加や普通交付税の増額を受け、基金全てを取り崩さずに対応することといたしましたので、御理解をお願いいたします。

次に、事業関係であります。2月13日に予定をしておりました村の日関連事業は、3月13日に延期といたしました。まん延防止等重点措置や感染状況等を勘案し、3月の開催の有無等につきましては速やかに判断をしております。150周年記念事業について、庁内の若手からベテランまで15人による村政150周年記念事業プロジェクトチームを立ち上げました。3年後の150周年に向けて、大芝高原の森林循環事業、赤松の利活用を軸に村民が直接参加し共に村づくりを行うイベントなど、様々な取組を検討を進めてまいります。村づくり委員会には、1月に南箕輪村創生総合戦略の検証結果について答申をいただきました。答申にある意見を取り入れ、第2期の創生総合戦略を進めてまいります。また、2月には大芝高原将来ビジョン案について諮問し、3月以降答申をいただく予定であります。

地域おこし協力隊についてです。地域おこし協力隊がありがたいことが増えてまいりました。4月以降に森林づくり推進分野で1人、プロモーション分野で1人、ICT分野で1人、移住定住分野で1人を採用予定で、隊員数は総勢で10名となります。それぞれ活動分野も多岐にわたるため、村の新たな魅力発見や村民や職員との協業に一役買ってくれることを期待しております。

新型コロナウイルス感染症関連の事業であります。第3弾地元応援商品券事業では商品券を1月に配布をし、村内の126の登録店で御利用をいただいております。2月25日までの換金分で85店舗5,076万円の利用があり、利用率は64.2%となっております。スーパーやドラッグストアの利用が半数以上であります。飲食店の利用も多くみられております。

また、昨年7月から新型コロナウイルス感染症検査費用の補助を実施しております。12月からは、帰省する学生のほかに県外から村へ帰省する方、村から県外へ帰省する方を対象に加え、現在まで56人、38万8,000円ほどを交付しております。

次に健康福祉関連であります。住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金は、2月の上旬に対象となる可能性のある世帯に通知を郵送し、給付金の支給を既に開始をしております。できるだけ速やかに給付できるよう事務手続を進めておりますので、対象の方は忘れずに手続をお願いいたします。

議員の皆様から一般質問で御提起いただいた3件について、この場で御報告いたします。まずは、災害時の避難行動に支援が必要な方に向けた個別避難計画であります。今年度関係部署で検討を重ね、次年度以降自主防災会や民生委員等の地区関係者と連携し、さらには個々の状態をよく把握しているケアマネジャー等に御協力をいただきながら、策定をいよいよ始めます。個々のケースに合わせた個別計画の策定となりますので、終わりのない、そしてコストのかかる作業となります。まずは優先度の高い方から進めてまいりたいと考えております。

次に、福祉入浴券は福祉政策のさらなる充実のため、来年度からは大芝の湯の入浴のほか味工房等での買い物にも使えるように制度を改めてまいります。高齢者補聴器購入費用助成事業は、対象者を拡大し所得制限をなくし65歳以上を体制とするよう、こちらも改正してまいります。また、議会から緊急要望いただきました福祉事業所への補助金に関する補正予算については、議会最終日に追加提出を予定しております。

次に、保育園の状況であります。令和4年度の入園希望がまとまり、年度当初の園児数は632人、年度末には719人となる見込みで、令和3年度とほぼ同数の園児数を見込んでおります。傾向といたしまして、未満児の入園希望が増えており、令和4年度は1歳児の増加が顕著であります。具体的には、今年度に比べ22人増、パーセンテージで言いますと約30%増となっております。そのような中、保育士の確保は各自治体が苦慮しておりますが、当議会で議決をいただければ、2月に遡って会計年度任用職員の保育士の処遇改善を実施いたします。今後も転入者の増加が見込まれることから、保育士の確保について引き続き努力をまいります。

また、まん延防止等重点措置の適用に伴い、昨年に続き登園自粛のお願いをしております。最大25%程度の御家庭に御協力いただきましたこと、保護者の皆様にこの場を借りてお礼申し上げます。また、卒園式・入園式につきましては、昨年と同様来賓を御招待せずの開催とさせていただきます。御理解のほどよろしくお願いいたします。今後も園児の安全を第一に取り組んでまいります。

産業関連では、新型コロナウイルス感染症拡大により経済的な影響を受けている事業者へ応援を行います。今回は、農業者・食糧飲食製造業・道路旅客運送業者を対象に補助金を交付いたします。当議会の補正予算にも関連費用を計上させていただきました。新設いたしました防災研修センターは昨年10月に本体工事が完了いたしました。愛称を募集し、御応募いただいた中から森の学び舎に決定をいたしました。現在、外構工事・付帯工事を実施しており、利用しやすくまた災害時の拠点となるよう、4月のオープンに向け準備をしております。

観光事業では、観光協会を中心にあつまれ！大芝の森コンテストを実施し、329作品の応募がありました。また、南箕輪フォトグランプリには76作品の応募をいただいております。各種コンテストのほか、大芝高原を中心にマルシェなどのイベントを行ってまいりましたが、天候や感染症の拡大の影響により、当初の計画より大幅に実施数を減らしての開催となりました。令和4年度についてはコロナ禍で行うイベント、また村政150周年とタイアップした企画を現在計画をしております。

次に、建設水道関連であります。村計画事業は今年度予定した工事はおおむね順調に進捗しており、橋梁長寿命化計画による南田橋補修工事や各路線の道路改良、河川改修工事を実施してまいりました。特に継続事業としていた村道1063号線久保の旧道であります。舗装修繕工事は今年度で塩ノ井から箕輪境までの全区間が完了しております。また、村道1098号線中込線であります。道路改良工事そして村道10号線舗装修繕工事は、今年度から複数年の継続事業として実施してまいります。

次に、県事業におきましては大清水川河川改修及び県道南箕輪沢渡線改良事業について、道路改良に向けた物件補償の調査を現在実施をしております。国道153号の塩ノ井交差点南側歩道設置事業については、用地買収は完了しております。また、県道吹上北殿線の中部保育園西交差点付近道路改良事業については路線測量及び用地測量が完了し、4月に用地買収を行う予定であります。また、以前から県に要望しておりました県道伊那北殿線の北殿駅南踏切手前の拡幅事業と国道361号の中央自動車道西側歩行帯設置事業について、県単の補正がついたためこれから測量を実施していく予定となりました。

上下水道事業もおおむね計画どおりに進捗をしておりますが、水道用管材の全国的な出荷停止の影響を受けまして、一部事業で遅れが出ております。水道事業の今後の10年間の目標

を示す水道ビジョンの改訂業務は現在最終段階まで進んでおり、議会に対しまして後日改めて内容説明をさせていただきます。

次に、教育関係であります。今年度も子供たちにとって行事の制限や中止、楽しみにしていた修学旅行の変更などを余儀なくされた年でありました。そのような中ではありますが、教職員はじめ関係者で知恵を出し合い、保護者の方の御理解・御協力を得ながら、どんな形であれば願いを達成できるかを探り、対応してまいりました。

今年度の施設整備事業として、南箕輪中学校体育館の床改修工事、南箕輪小学校体育館の軒天上防水工事等をおおむね計画どおりに実施いたしました。しかしながら、村民センターのエレベーター改修工事は年度内の施工可能事業者がいなかったため、また富士塚グラウンドトイレ整備工事は、トイレの設置確認申請に時間を要したため繰越事業となる予定であります。また、学校給食センター建設事業は基本設計業務がおおむね決定し、今後は実施設計業務を進めてまいります。

社会教育関係では、2年ぶりに令和2年度と令和3年度を対象とした成人式を感染症対策を講じて開催することができました。懐かしい友人との再会を喜び、近況を報告したり記念撮影をしたり、すてきな笑顔が幾つも見られました。また、厳粛に式典に臨む皆さんのりんとした姿に、未来へ羽ばたく新たな希望と確固たる意志を感じたところであります。

昨年度から進めてまいりました南箕輪村第5次男女共同参画計画については、新たにSDGsの理念やキャリア教育の視点を取り込み、策定をいたしました。

さて、今議会は新年度予算の審議をお願いいたします。

細部につきましては予算審議の中で御説明申し上げますが、概要につきまして簡単に申し上げます。

令和4年度一般会計予算案であります。私が村長に就任して初めての本予算の編成となり、昨年12月に開催した予算編成方針会議では、基本的な考え方として南箕輪村第5次総合計画後期基本計画を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の優先実施、地域に雇用と所得が持続的に生み出されるような地域内経済循環の構築、またSDGs、カーボンニュートラル、子育て支援、教育関連等への積極的な取組について指示したところであります。

結果、前年度当初予算と比較し3億6,000万円、5.8%増の66億円と過去最大の予算規模とさせていただきます。具体的には3回目のワクチン接種をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策、学校給食センター整備などの施設の計画更新、南部小学校雨水排水対策、南部小学校開校以来課題であった村道10号線交差点改良など、安全安心の確保や地域の課題に対応した予算を計上しております。また、高校生以下の医療費無料化による子育て支援の拡充や公共施設の照明器具のLED化など、カーボンニュートラルに関わる将来を見据えた取組にも配慮した予算編成といたしました。

歳入のうち村税であります。製造業が好調なことや事業用償却資産の増加に伴い、法人村民税・固定資産税の増収が見込まれることから、前年度対比約1億6,350万円、約8.2%増の21億4,720万円余といたしました。地方交付税のうち普通交付税は、国勢調査人口の増を受け対前年度比3億円、17.6%増の20億円、また特別交付税は前年度と同額の1億7,000万円を見込み、地方交付税全体で21億7,000万円を見込んでおります。

また、起債につきましては、公共施設のLED化に伴う適正管理推進事業債、緊急防災減災事業債などの活用を予定しており、前年度は骨格予算のため計上していなかった普通建設

費に充てる起債が増となる一方、臨時財政対策債については大幅減を見込んでおり、差引対前年度比1億5,250万円減の2億3,950万円としております。

次に歳出でございますが、国の補正予算対応といたしまして、令和3年度繰越事業となる学校給食センター整備事業、村道1098号線道路改良工事などを除き、令和4年度の主なハード事業といたしましては、庁舎ほか公共施設の照明LED化工事、南部小学校雨水排水対策工事、南部小学校空調設備工事、防災行政無線移動系通信システム更新委託、北沢川第3号橋修繕工事などを計画しており、普通建設事業費としては、前年度肉づけ予算と比較し16.9%減の4億7,400万円あまりとなっております。

ソフト面では、従前の事業のほかに3回目のワクチン接種をはじめ、ICT支援、GIGAスクール運営支援業務委託、高校生以下医療費無料化に伴う扶助費、南原住宅団地焼却灰運搬処分委託、子宮頸がんワクチン接種委託料など、関係する物件費・委託料・扶助費など、対前年度比5.6%増の16億1,000万円あまりといたしました。

以上、新型コロナウイルス感染症対策を最優先に、子育て支援、防災や生活など全ての面において安全・安心な村づくりを目指し、いつまでもしあわせに暮らせる村を目標とした予算編成とさせていただきます。

本定例会に提出いたしました議案は、新年度予算案件6件を含む議案が21件、報告3件、諮問が1件となっております。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年11月分から令和3年12月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告は終わります。

日程第4、行政報告を行います。

これを許可します。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 行政報告を申し上げます。

報告第1号及び第2号は、経営状況の報告であります。南箕輪村土地開発公社並びに一般財団法人南箕輪村開発公社の令和4年度の事業計画及び予算がそれぞれの理事会、協議委員会において議決されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。細部につきましては、それぞれの報告書を御覧いただきたいと思います。

報告第3号ですが、1件50万円以内の損害賠償の報告であります。別紙のとおり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告いたします。細部につきましては、報告書を御覧ください。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） これで行政報告は終わります。

日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理しました請願・陳情は、請願1件、陳情1件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。今定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第6、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第1号「南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村特別職報酬等審議会の答申に基づき、消防団員の報酬及び手当について、消防庁が示す基準額に相当する額へ改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

唐澤総務課長。

総務課長（唐澤 英樹） それでは、議案第1号の細部説明を申し上げます。

議案書3ページを御覧をいただきたいと思っております。新旧対照表により御説明をいたします。

まず、農業委員会の項目でありますけれども、年額として能率給の支給を定めるものであります。月額給のほか活動の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で村長が定める額を支給できるとするもので、農業委員会の支給に際し必要であることから、今回追加するものであります。

次に消防団であります。提案理由にもありましたとおり、特別職報酬等審議会の答申に基づき、消防団員の処遇改善に関し消防庁が示す基準額に相当する額へ改正するもので、班長階級を2万7,100円から4万円に、団員を1万3,000円から3万6,500円に、また村内訓練手当、村外訓練手当を廃止し、出勤報酬として一本化するとともに、出勤手当1回1,000円としていたものを1時間当たり1,000円と改めるものであります。

なお、部長階級以上につきましては、国の示す基準を上回っていることから今回の見直しでは見送りとさせていただき、他市町村の状況を見据える中で、次年度以降の検討ということにさせていただきました。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第2号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第2号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、同法附則で消防団員等公務災害

補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

唐澤総務課長。

総務課長（唐澤 英樹） それでは、議案第2号の細部説明を申し上げます。

最初に、本日机の上にお配りしました差し替えのほうを御覧をいただきたいと思っておりますけれども、議案配付後におきまして消防庁のほうから条例改正例文また附則の訂正が入ってまいりましたので、議案のほうを差し替えさせていただきますので、そちらのほうを御覧をいただきたいと思っております。

まず2ページを御覧をいただきたいと思っております。

第3条中、損害補償を受ける権利のただし書を削除するものであります。

1ページにお戻りいただきまして、附則としてこの条例は令和4年4月1日から施行するものであります。また、経過措置として第2項で現在担保に供されているものについては、従前の例によるもの、本日差し替えをお願いし追加となった3項においては、改正元となった法律、年金制度の機能強化のための国民年金法の一部改正、附則第70条第1項、これは登録免許税に関わるものであります。

また、第71条第1項消費税に係るものについては、施行日以降も従前の例により担保に供することができるとするものであります。なお、本村においては該当する事例はございませんので、申し添えておきます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第3号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第3号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） それでは、議案第3号の細部説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由のとおり法律の改正によりまして子育て世帯の経済的負担軽減を目的に、未就学児の均等割保険税を5割減額する改正となります。

新旧対照表により説明いたしますので、議案書4ページを御覧ください。

アンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後に沿って御説明申し上げます。

初めに第3条、第5条、第5条の2につきましては、それぞれ国民健康保険の被保険者に係る所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の文言のうち被保険者に係るの次に基礎課税額という文言を加えるものであります。

おめくりいただきまして5ページの第6条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額では、賦課期日の属する年の前年の所得に係るという文言を削除し、第13条納税義務の発生、消滅等に伴う賦課では、同条を次のその減額後に改めるものであります。

第21条第1項国民健康保険税の減額以降、7ページ同第3号までは基礎課税額という文言、項番号等の追加に伴う改正でございます。

次の8ページをお願いいたします。

第21条第2項といたしまして、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者以下未就学児という。がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額、当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額、前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割に係るは、当該被保険者均等割額から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。一部といたしまして、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額、次に掲げる世帯の区分に応じそれぞれ未就学児一人について次に定める額、以下アからエにつきましてそれぞれ御覧の金額、アにつきましては7割軽減、イにつきましては5割軽減、ウにつきましては2割軽減、エにつきましては軽減なしということで、記載の金額を減額するものでございます。

(2)につきましては、後期高齢者支援金等課税額の部分につきまして、同じように7割軽減から軽減なしまで記載の額を減額するものでございます。これが新たに規定されるものでございます。この減額改正によりまして、7割軽減から軽減なしの世帯まで、未就学児一人につきまして均等割額が5割に軽減されるものでございます。

続きまして、第21条の2以降最後の16ページ、附則公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例までの改正につきましては、第21条第2項が追加されることによります項ずれ及び文言の整備に伴う改正でありますので、お目通しいただきまして説明は省略させていただきます。

議案書の2ページにお戻り願います。

附則でございます。1で施行期日は公布の日からとし、ただし書で関係する改正規定について令和4年4月1日から施行することとし、附則の2、適用区分におきまして改正後の規定は令和4年度以降の適用とし、令和3年度分までの国民健康保険税につきまして、従前の例によるものと定めるものでございます。

以上、議案第3号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

全世代型社会保障と言っておりますが、未就学児、もともと全国知事会でも要求していたように、子供の国保税の人頭税みたいな課税はやめるべきだという全国知事会でも出されておりました。子供が多ければ多いほど保険税が上がるというおかしな制度だというふうに思っております。

それで、今回は国の制度が変わって未就学児の半分ということで出されていますが、未就学児の部分の人数、本村での対象人数はどのぐらいになるかということと、それから全部の18歳以下の子供の人数は今出せるかどうかちょっと分かりませんが、その部分をお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 答弁はどなたですかね。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） ただいまの御質問にお答えいたします。

18歳以下につきましてはちょっと今手元に資料はございませんが、今回対象となる未就学につきましては7割軽減で23名、それから5割で19名、2割で7名、軽減なし44名の計93名と見込んでおります。これに相当する減額の予想額はおよそ105万円程度と。したがって村の負担分は4分の1でありますので、村負担は26万余ということになります。

人数につきましてはまた個別にお答えいたしますので、ここでということになれば後ほどになりますが、そのような内容でございます。よろしく願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑は終わります。

議案第4号「南箕輪村ふれあい交流センター等設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第4号「南箕輪村ふれあい交流センター等設置条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、コロナ禍における利用者の減少、また原油価格の高騰を受け税金による赤字補填と受益者負担の均衡を図ることを目的に、令和4年度以降の南箕輪村ふれあい交流センター大芝の湯の使用料の一部の改正を行うため提案するものであります。

なお、同条例第10条を適用し、上伊那木曽地域の方の使用料については改正前の金額を維持する方針であります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

有賀産業課長。

産業課長（有賀 仁志） それでは、「南箕輪村ふれあい交流センター等設置条例の一部を改正する条例」につきまして、細部説明を申し上げます。

新旧対照表のほうで御説明しますので、2ページを御覧ください。

本条例の9条関係に使用料の記載があります。この9条関係の別表中の南箕輪村ふれあい交流大芝の湯の使用料を一般・中学生を1人1回500円から700円に、児童（小学生）を1人1回300円から500円に改正するものです。

本文に戻っていただきまして、附則としましてこの条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で細部説明を終わります。

議長（百瀬 輝和） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

ちょっと唐突に出されたような感じがしますが、大芝の湯の値上げということですので、提案理由にはふれあい交流センター大芝の収入増加を図るためというふうに言われておりますが、おおよそどのぐらいの収入増を見込んでいるのか、またその収入増の増収になる根拠がきちんと計算されたものであるのか、それからその全体像について調査はきちんとしてあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 御質問にお答えいたします。

まず、収入増加の見込みというところで、数字から申し上げますと最大200万円の増加を見込んでおります。根拠といたしましては、1万人掛ける200円ということ根拠としておりますので、その1万人の人数というのが正確な数字かどうかというところですが、本当に調査をした数字ではありません。今まで利用していた方々の割合というのをこれまでの傾向で判断いたしまして、約1万人程度だろうというところで判断したところでございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） 今回は全員協議会で説明されましたけれども、上伊那と木曾郡は除くということでの値上げだというふうに思っていますが、今調査した数字ではないと。この間来ていただいている方々がどういうふう傾向としてはあれなので、上がるということについて1万200人という数が妥当かどうかというのは疑問なんですけれども、赤字傾向が続いているので増収を図るという説明がされております。なのですけれども、大芝の湯で言えば、この20年間入湯税というものを村へ納めてきていただいていると思います。入湯税はどのぐらい収まっているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 答弁は。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 御質問いただきましたこれまでの合計額というところではありますが、手元に資料はあるんですが、すみません、合算した数字はなくて、全て申し上げるものかどうかと思うんですがお時間いただいて申し上げたいと思います。

平成11年度が950万円ほど、平成12年度約1,000万円、平成13年度も1,000万円、平成14年度が4,700万円、平成15年度が4,800万円、平成16年度が4,400万円、平成17年度が4,500万円、平成18年度が5,400万円、平成19年度が約5,000万円、平成20年度が4,900万円、平成21年度4,900万円、平成22年度4,700万円、平成23年度4,800万円、平成24年度4,200万円、平成25年

度4,400万円、平成26年度4,400万円、平成27年度4,400万円、平成28年度4,200万円、平成29年度4,000万円、平成30年度3,900万円、令和元年度3,900万円、令和2年度2,400万円、令和3年度2,300万円を見込んでおるといふ数字が出ております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 大芝の湯ができてから、およそ年4,400万円平均ぐらいで入湯税が入っています。赤字赤字ということをつぎ込んでいっているという説明のみが強調されておりますけれども、このことも含めて総合的に判断されての値上げかどうかお聞きしたいと思いません。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 今回の値上げですが、私の口頭でしゃべった、申し上げた提案理由にもありますが、南箕輪を見てみましても大芝の湯を全く利用しない村民もいらっしゃいます。利用している村民もちろんいらっしゃいます。その全く利用しない村民から見たときに、外からくる方に今年間、2020年度は約5,000万円の赤字ですので、一人に対して100円から150円補助して来ていただいているようなふうに見ても取れます。

そういった中、やはり受益者負担というのが大切です。村内の方は村民福祉の向上のため赤字分を税金補填するのは私は当然のことと思いますが、外から来る人に対して、村のお金を使ってまで500円を維持するというのはいかがなものかということも御理解いただければと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員、3回終わりましたんで。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑は終わります。

議案第5号「南箕輪村防災研修センター設置条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第5号「南箕輪村防災研修センター設置条例」の提案理由を申し上げます。

本案は学習及び文化活動を通して村民相互の交流を促進するとともに、産業の活性化や時代に沿った産業振興を推進し、また災害発生時には、災害対策の拠点となる防災研修センターを新たに設置するため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

唐澤総務課長。

総務課長（唐澤 英樹） それでは、議案第5号の細部説明を申し上げます。

提案理由で申しましたとおり、新たに設置いたします南箕輪村防災研修センターについて定める新条例となります。

議案書の1ページをお願いいたします。

第1条では、先ほどの提案理由で申しました設置の目的について定めております。第2条では名称及び位置、第3条では研修センターで行う事業について、第4条では開館時間を午前9時から午後9時、休館日を12月31日から翌年1月3日までと定めております。第5条から2ページに移りまして、第9条にかけては使用の許可及び制限について、第10条では使用料について定めております。

4ページの別表を御覧をいただきたいと思っております。

近隣市町村の同様施設使用料等を参考にいたしまして、短時間でも使用しやすいように1時間当たりの使用料設定といたしました。多目的ホールについては1時間当たり400円、セミナールーム等については各部屋1時間当たり200円、全館の場合には1時間当たり1,000円とし、営利・営業目的の使用の場合には10倍の金額となります。

また、冷暖房料の使用料については、その表のとおりであります。

2ページにお戻りいただきまして、第11条、12条は使用料の減免・還付について、第13条、14条では使用者の義務について定めております。また、第15条から第19条までは指定管理者による管理等について定めております。第20条でありますけれども、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則等により定めるものとしております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第5号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第6号「南箕輪村まち・ひと・しごと創生基金条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第6号「南箕輪村まち・ひと・しごと創生基金条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、村に寄せられた地域再生法第5条15項の規定により認可された地域再生計画に対する寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税について受領翌年度以降の活用や一定額積み立ての活用を可能にするため、新たな基金を設置するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

高橋地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（高橋 里江） では、議案第6号の細部説明を申し上げます。

地域再生法第5条第4項第2号では、市町村の地域再生計画にまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業であって、市町村が法人からの寄附を受けその実施状況に関する指標を設定すること、その他の方法により、効率的かつ効果的に行うものに関する事項を記載することができるとなっております。

地域再生法により認可された村の地域再生計画、南箕輪村まち・ひと・しごと創生総合計画では、法人からの寄附金額の目安を村の標準財政規模の10%に相当する額として、4億

2,000万円としております。このたび地域再生を図るために村に寄せられる、いわゆる企業版ふるさと納税寄附金について基金を設置し、その管理・運用について条例で定めるものでございます。

条例案に沿って説明申し上げますので、議案の1ページを御覧ください。

第1条は、設置の目的を規定しております。第2条は、積み立てる額については予算によることを規定しております。第3条は、基金の管理について規定をしております。第4条では、運用益金について基金に編入することを規定しております。第5条では、まち・ひと・しごと創生事業の財源に充てるときには基金を処分できると規定しております。第6条は、委任条項でございます。附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で細部説明を終わります。

議長（百瀬 輝和） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

1番、丸山議員。

1番（丸山 豊） 丸山です。

ほかの方はちょっと質問をしないようですので、ちょっとこの基金条例について、基金そのものについては私は賛成でもありますし、当然そうしなきゃいけないということを認識しております。ただ、基金条例の基になっているのが、全員協議会でも説明のありました体育館というのが裏にあるわけでありまして、また新聞報道でもあったということでございますので、そこら辺のことをちょっと関連しながらお尋ねいたします。

3点ほどあるということで、この間地域づくり推進課のほうへも電話しましたが、ちょっともう一点増やして4点目を聞いてみたいなと思っていますので、お願いいたします。簡単で結構ですのでお願いします。

この報道とか私は全員協議会で受けて、報道を受けてから何日かたってくるわけなんですけれども、全員協議会でもお話をしましたが、村民の民意があれば私は体育館を造るのも結構じゃないかというこういうような話もしながら、全員協議会のときにもお話をさせていただきました。村民が良とすればということが条件と私は言ったんですけど、その民意をどうやって図るのかなというのが、多分村民の皆さん方は賛成する方、反対する方はそれぞれおられると思うんだけど、そうはいつでも反対をする人が体育館なんか要らないよっていう人が大勢いれば、村としてもそんな横暴なことなかなかできないんじゃないかなっていうふうな認識でちょっと捉えているもんですから、そういうふうな疑問を持ったわけでございます。

新聞報道等全員協議会の話以降、私も村民の皆様の話を聞くなりあるいは電話で聞かれたぐらいでしたわけなんですけれども、正直言いまして私の年齢ぐらいの方というのは、ほとんどの方がそんなもの造って大丈夫かいと、お荷物にならんかかっていうの、それから企業の経営者だった方は、お金を出してくれる人はいるんかかっていうような、そんなような質問もあったというのがちょっと心配されるところでございます。だから、村民の民意というのをどう捉えるかというのが一つの質問でございます。

もう一つ、あとは費用について10億円を目指したいというのがこの信毎の報道に出ており

ます。この新聞報道が2月4日ですから、既にどんぐらいだ、今日20日ほどたっておりますけれども、引き合いがあるというようなお話を村長がされたということで新聞にも書かれておりますが、この報道あとその後の様子、引き合いはどんなふうになっているのか、あるいは関心を持たれる企業が出てきているのかどうなのか、ちょっとここら辺をお聞かせいただければと思います。

関連して、これは寄附が多くなければ規模を小さくするというようなお話を全員協議会のときにちょっと聞いております。たくさん金額が集まれば大きなアリーナというか、観客席もついで今の村民体育館よりも大きなものができるのかなというようなそんなイメージでいたんですけども、練習場程度ということもこの間の話の中にはちょっと出てきておりましたので、そこら辺の兼ね合い、寄附の金額がこの程度だったらこんな規模になるよとか、何かそんなことが頭の中にあるんだしたら、そこら辺のところをちょっと説明していただきたいと思っています。

3点目、去年の公共施設個別施設計画が出ていますけれども、その前の年に40年の計画が出ています。このときは、これは現在ある公共施設についていろんな説明をしているわけなんですけれども、40年後の施設総量が40%縮減するっていうことでこの計画はなっております。個別の計画のところについても、体育館のところにも説明書きがあります。たまたま傾斜地に立地し老朽化が進む村民体育館、ここら辺のところの説明されて、立地適正化や類似施設などの一体化を検討しますというふうなお話になっていて、この当時は多分今のトライデント用の練習拠点の体育館というのはイメージされていなかったもので、これはこれで仕方ないかなと思うんですけども、いわゆる集約化それからどっちみち維持管理はしていかなきゃいけないもんですから、それからあと長寿命化なんかを考えたときに、この公共施設の整合性を取ってどのように取ったかというような、そこら辺のところをちょっと3点目としてお聞きしたいと。

4点目としては、これも先ほどちょっと三澤議員も唐突だというようなお話がちょっとあったんですけども、私たちも新聞を見るとびっくりしたわけでございますけれども、実は私も何年か前にというか2〜3年前、前の村長のときに本当に企業版ふるさと納税を取り組まないんですかっていうようなお話も、議会のときにちょっと隣でいたもんですからそんな話をしたんですけども、ふるさと納税を利用してこれを活用するっていうのは結構なことなんですけど、これは庁舎の中で、村長をはじめ地域づくり推進課が担当しながらいろいろ決められてきてこういうような報道になっていると思うんですけども、理事者の皆様方っていうか課長さん方たちを含めて、どのぐらい庁舎の中で検討をされていてこうやって表へ出ていたかっていう、ちょっとそこら辺のところのいきさつみたいなのがあったら教えていただきたいなど。どんな御意見が、村長、周りにいる課長さんたちの意見の中で、どのぐらいいろんなこんなことについて発信していたかっていうのをお聞かせいただければと思います。

私がたまたま村民の皆さんと話をする中では、正直言ってほとんどの方が私の年配に近い人たちは、先ほども冒頭で申しましたがちょっと心配な、懸念されることが多いと。それで、若い人は賛成する人もいるんですけども、ほとんどあんまり関心がなかったということでございますので、お願いします。

ただ、私は基本的には夢を大事にしたいと思っているもんですから、できることなら造っていただきたいという気持ちは個人的には持っています。だから、応援はしたいんですけれ

ども、ちょっとそういうようなところの懸念材料っていうのがあるものですから、そこら辺のところを教えていただければと思います。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 御質問いただきました、少し議案第6号の内容とは外れてしまう部分もありますが、解答をさせていただきます。

まず、そもそもの前提といたしまして、この企業版ふるさと納税については地方創生の一環の事業であります。地方創生につきましては、今後取り組んでいる地方と取り組んでいない地方については、選ばれる地域と選ばれない地域に分かれていきます。この企業版ふるさと納税で集めたお金というのは、純粋に集めた分上伊那に流れる資金の量が増えますので、そういったところでは各自治体が積極的に取り組んでいかねばならない問題といえますか、制度の動きであることを御理解いただければと思います。

今回そういった中、体育館を令和6年度要するに3年間かけて取り組んでいくという中で、今この企業版ふるさと納税というのは各様々な自治体に取り組んでおりますが、なかなかうまくいかないという課題があります。その理由といたしまして、やはりセールスをするのがトップである村長、首長ですね、市長、町長に限られてしまうということ、公務員はやはりこのスポンサー探しというのはなかなか今までやってきておりませんので、ノウハウもありません。そういった中で市長に頼らざるを得ないということ。

そういった中、今回体育館を建てるに当たって地元のチームであり、また協定を結んでいるVC長野トライデンツさんとチャンネルをうまく有効利用させていただいて、一緒に村の地方創生に向けて取り組んで行こうという取組であることは、まずは最初に御理解いただければと思います。

御質問いただきましたまず1点目です。資金集めとともに民意の図り方というところではありますが、これはかなり多額のお金になってまいりますので、本当に来年度建てれるものではありません。3年間しっかりかけて資金を集めていく必要があると思います。その3年間の中で村民に対して御説明を丁寧にしていくとともに、最後にはやはり議会の議決が民意の図ることの前提だと思っておりますので、最後は議会の方とも相談等をしながら、議決をいただいた上での判断ということであると思います。

2番目の、報道のあと周りの企業の感触はどうだいということですが、この部分は担当課長より御説明いたします。よろしくをお願いします。

議長（百瀬 輝和） 高橋地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（高橋 里江） それでは、その引き合いになる企業ということですがけれども、今感触をいただいているのは、報道のあと2~3社からはかなり好感触をとということで確認が取れているところです。これからまた積極的に働きかけていくところです。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 引き続き質問にお答えをいたします。

私としては、まだトップセールスは何もしておりません。しっかりと議会の皆様に説明した後に行うのが筋だろうと思っておりますので、その部分はこれから実施してまいりたいと考えております。

3番目の、金額によって施設規模をどうするのか、そういった何か考えはあるのかというところではありますが、私といたしましては、やはり今回のこの取組については村民の健康づくりにつなげていきたいというのがあります。

そういった中では、もちろん金額が多額に集まれば観客席付きの体育館というのが夢ではありますが、なかなか難しいのかなど。その一段下げますと、体育館兼トレーニング施設みたいなものが造ればよりいいのかなど。さらに残念ながら資金が集まらなかった場合は、トレーニング施設とともに本当に練習ができる程度の広さをもった体育館と呼べるかどうかは分かりませんが、そういったところまで考えざるを得ないというところではありますが、私としては、村民の健康づくりにつながることは確保してまいりたいなと思っております。

長寿命化の部分も、3点目で合わせて御質問いただいております。今のやはり村民体育館が、もう45年以上近く経過しています。長寿命計画でも載せておりますが、最大80年もてばというところでもあります。そういった中、そういった老朽化した体育館を保有する中で、もう一つ体育館のあるというところは、いろいろなところで有効利用できるのではないかと考えております。他の自治体を見まわしますと、私たちより小さい規模の自治体でも体育館が複数あるところはこの上伊那でも見られております。

また、最後に市内でどのぐらい検討したのかというところでもあります。基本的には地域づくり推進課を中心に検討を進めたところで、庁議の中で二度ほど議題として提案させていただきましたが、具体的な意見を管理職の中で言い合いながらというところまではできていないというのが現実であります。

補足がありましたら、高橋課長よりお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 高橋地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（高橋 里江） 補足で、公共施設個別管理計画について申し上げます。

こちらはできた建物、今ある建物に対して計画をするものでございますので、今後もし体育館が新しくとなりました場合には、管理計画そのものを改定してそこに新しい建物、体育館に限らずこれからできる建物に関しては掲載していくというふうになります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

7番、加藤議員。

7番（加藤 泰久） 7番、加藤です。

これはただいま説明のあったように企業版ふるさと納税というようなことで、これが平成6年までの時限なんです、これはこの条例に関することはやっぱりふるさと納税を今村長も言っていますように3年という目安の条例であるということと、もう一つそこに体育館ができるというようなことになってときに、維持管理やランニングコストはどのぐらいとかそういう検討までしたのかどうか。

もう一点はここ2項にありますように、最も確実有利な有価証券に代えるというようなことも記されておりますが、今までこの有価証券に代えたような活用事例はあるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 2点御質問いただいておりますので、1点目は私のほうから回答

させていただきます。

建てた後のランニングコストはというところではありますが、企業版ふるさと納税で集めることができる金額によって、例えばこれは本当にここまでできればこの上ないんですが、本当に環境に配慮した脱炭素の施設とすることができれば、初期投資はかなりかかってまいります、ランニングコストについては抑えることはできるのかなと思っております。

また、ここの施設から収益を得るということも非常に重要であると思っております、これは一例でありますのでこんなことは決定ではなくて、今後皆さんと協議しながらではありますが、ここの施設を管理する者がこのトレーニングジムを運営してそこでパーソナルトレーニングとかをして収益を上げるとか、そういったところから施設の維持管理費も捻出させていただくとか、そういったことも検討できるのではないかと考えております。

また、例えば体育館でありますので、地元のVC長野トライデンツさんV1チームがあります。夏の時期にいろいろな方を招待して合宿を一緒にしたりだとか、そういったところでもこの資金集めみたいなものを実施できるのではないかと考えております。そういったところからランニングコストの維持費を下げられるような取組にもつなげてまいりたいと考えております。

2点目の有価証券等の活用状況については、村の基金全体になりますので担当の会計管理者より説明申し上げます。

議長（百瀬 輝和） 城取会計管理者。

会計管理者（城取 晴美） それでは、加藤議員の御質問にお答えいたします。

今まで有価証券に代えた事例はございませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 7番、加藤議員。

7番（加藤 泰久） 今、村長の説明の中でもVC長野の名前が出てきておりますが、これは1プロスポーツチームであって、村はそこまで肩入れしていいのかっていう声もあります。その辺についてはどのようにお考えですか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 肩入れというところあります。

今回、資金に関しましては企業版ふるさと納税を使って集めてくるというところですので、これをもし村税で全てこの体育館を建てるのであればやはり適切な状況ではないと思っておりますが、その資金集めから一緒にやっていくというところですので、その部分は私は肩入れし過ぎということはないと思っています。

また、この南箕輪は非常に地域資源が少ない自治体となっています。例えば歴史文化という意味では、ほかの自治体に正直言いますとかなわない部分があります。本当に新しい自治体でありますので、そういった中、スポーツという分野は非常に今後社会が多様化していく中で取り組まれる人々も増えていって、スポーツを使ってみんなが一緒になる、みんなが一つになる、そういったところも、アメリカの移民文化が進む多様性が進んだアメリカ等を見るとそういった傾向が見られます。スポーツについては、今後例えばAI化とかそういうのが進んでいっても、産業として私は残る、伸びていくものだと思っておりますので、そういったところで村の今後の知名度アップ、PRという意味でもVC長野さんとこれから連携を深めていくというところは村のためになると思っておりますので、その部分を踏まえまし

てそれほど肩入れをしているとは私は思っておりません。

以上です。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございませんか。

9 番、三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 9 番、三澤です。

丸山議員もおっしゃっておりましたが、今 VC トライデンツの皆さんは企業チームの中で一緒になって体育館で練習している姿、一日働いた後で練習している若い人たちの姿を見ると、本当に頑張っている姿に応援してやりたいなと思いますし、また村の子供たちの指導とかいろんなところで村の宣伝をしながら地域にすごい貢献していただいているので、本当に応援をしたいなという気持ちはあるわけです。

それで、この制度をつくるということ、3年間ということ、つくっていくわけですがけれども、目標とする10億円ですよね。それに到達するにはどのぐらいの、要するに1年間に3億以上というものをつくっていくということになるわけですが、どの程度のこういう寄附額があればという、どのぐらいの企業がどのぐらいというような試算を含めて、計画をこれしかできなかったんでこれで終わりだということだったら本当に何か残念なような気がしますし、そこら辺の計画のちょっと詰め方がなかなかちょっと厳しいのかなということがあるので、これしか集まらなかったらできないんですってということじゃなくて、できる可能性がどうなのかということとかも含めて、ちょっと頑張っている長野トライデンツの皆さんにもちょっと希望が持てるような少し計画づくりっていうものが必要だったのかなということをおもうんですけれども、その辺の取組はどうでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大分議案第6号とは離れておりますが、しっかりと誠実に回答したいと思います。

やはりお金を集めるという仕事は特殊な仕事でありましてなかなか難しいということで、私も前の仕事で100社行けば98社断られて、1社話は聞いてくれるけど駄目で、残りの1社つながるみたいなそんな状況でありました。そういった中、やはり金額の大きさが影響してくるのかなと。私の中では本当に小規模な金額、100万円とかをたくさん集めていくっていうのが一番実現性が高いかなと思っています。

100万円と申しましても、企業側の負担は9割控除されますので10万円であります。村のために10万円何とか協力していただけるかな、そういったことを検討いただける企業さんは、この上伊那にお金が流れるというそもそも大前提がありますので、興味を持っていただける方、あとはこちらの情熱にもよりますがそういったところで、私だけではとてもその数には掛け算してもいきませんが、今回はそこでVC長野さんと連携してやってまいりますので、向こうのチャンネルも生かしながら少額をたくさん集めていくということが一番実現性が高いのではないかと私は考えており、そういった中でこれから提案書をつくってしっかり進めてまいる予定でありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございませんか。

2 番、山崎議員。

2 番（山崎 文直） 2 番、山崎です。2点ほどお聞きしたいなというふうに思います。

基本的にこの条例をつくっていく姿勢に対しては共感できる部分でありますし、体育館という部分については私も以前からこの今回の体育館は必要だという意味にかかわらず、今後ある場所については体育館が必要だなどというふうには考えておりました。ということで、体育館を建設したいというその場所については、ある程度想定はどこの辺にしているのかなという部分をお聞きしたいのと、やはり質問にもありましたけれども、今回のこの条例の案はかなり急な感じだなどということでもあります。そういう意味では、この10億円というようなお金を集めるには、多くの人の協力をいただかないとできないというふうに思いますので、全員協議会のときも私も申し上げましたけども、南箕輪村という村が一つのスポーツ団体に対して一生懸命取りかかるという部分に対してはかなり体力的に大変な部分がありますので、そういう点では幅広く訴えをして集金をするというのも大事だと思います。

この辺について、もう少し例えば上伊那的にほかのところへも声を大きくかけていくとか、そういうような部分でのもう少し村長の、もうちょっと力強い取組方針の考え方をお聞きしたいなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 2点御質問をいただきました。建設する場所と力強い取組方針というところであります。

まず建設する場所ですが、まだ決定しているわけではありません。これは集めるお金の規模によっても変わってまいると思います。あまりうかつなことを申すと変なふうに捉えられてしまいますので、まだ未定というところで御理解いただければと思います。

力強いというところで、なかなか質問の趣旨に答えられるかどうか分かりませんが、少し繰り返すにはなりますが、本当南箕輪村は若い村、移住者が多い村というところで、今後さらに人口減少時代の中で注目が高まっていくと思います。最近はこの上伊那全体が子育てに優しい地域になったと私は感じております。

そういった中、これからこの南箕輪村がどうあるべきかというときに、地方でも都市部と異なって地方というリソースが限られたところでもチームが活躍して都市部のチームに勝つ、そういったようなところは、今後の都市部に出て行ってしまおう若者が地方に戻ってくるきっかけにもなるのかなと、地方も見捨てたもんじゃないぞと、そういったところを今後進めていきたいと思っております。

私も本当に10年間前の仕事で資金集めをして、本当に嫌な思いしかしませんでした。今回は前は100%お金を出してくださいという提案だったのが、100%の分90%はお返しできますっていう、非常に提案する側にしては有利な材料が揃ったところです。またそれが地方の活性化につながると。そのつながった結果、例えばVC長野がより活躍すれば企業側もそういった応援をしてよかったなど、さらに南箕輪が全国的に有名になっていけば、自分たちの応援が生きてきたんだというのが目に見えてくるものであります。

そういったところ、本当にそうは言っても夢に近いところでもありますので、人生一度しかありません。新しいことに挑戦して行って、この村をより発展させるためにこれは私は取り組んでみてもいいのかなと、取り組むべきものであると感じました。そういったところで3年間、私の任期の中で全力で取り組んでまいりたいと思います。

質問にしっかりと答えられてはおりませんが、以上になります。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございませんか。

4番、登内議員。

4番（登内 瑞貴） 4番、登内です。

3条2項についてちょっと御確認をさせていただきたいんですけれども、先ほどこれまで有価証券の運用実績はないという御回答をいただいたんですけれども、そうした中で、今回2番になぜ有価証券を加えたのかというところが一つ回答をいただければいうところと、3年というスパンですと有価証券の損益が出る可能性もかなりあるかなと思うんですけれども、そういった背景も踏まえて、どうしてこの2項を加えたっていう御意見をちょっとお伺いできればと思います。

お願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 高橋地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（高橋 里江） それでは、登内議員の質問にお答えいたします。

基金の運用についてですけれども、こちらがほかの基金条例も同様な運用状況ということを設定しております、まずはその金融機関への定期預金などが運用益として主なものとしてあげられるということで、第3条第1項がございます。そして、有価証券に変えることができるということが必要に応じてあるわけですので、ここで确实なところということなので、确实ということだと国債ですとかそういったものが挙げられてくる場所ですけれども、そちらの運用に関しましては、会計管理者のほうで确实性を見込んだ上で運用していくことができるという規定になっております。

先ほど会計管理者からも申し上げましたが、そのところでちょっと确实性のところ、あと運用益のところ国債などは最近大変運用益が下がっておりますというところもありまして、実績がないというところかと存じます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑は終わります。

ただいまから10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時33分

再開 午前 10時50分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第7号「新型コロナウイルス感染症緊急対策振興資金基金条例」を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第7号「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金基金条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症緊急対策振興資金基金について、令和3年度の地方創生臨時交付金を活用し、令和4年度以降村が負担する利子補給金の交付事業を行うため、新たに基金条例の制定について提案するものであります。

細部については、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

有賀産業課長。

産業課長（有賀 仁志） それでは、新型コロナウイルス感染症緊急対策資金基金条例についての細部説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた村内の事業所を支援するために、令和2年、3年と新型コロナウイルス感染症対策振興資金を創設しまして、資金の借入れを行ってきました。補償金補助及び利子補給をこの際行ってきまして、これから7年間利子補給のほうを村で行います。

それに伴いまして、総務省の通知の中で新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金基金管理運営要領というものが通知されまして、その中で臨時交付金を使って村が負担する利子補給分を、基金条例を活用して行うことができますこととなります。このために南箕輪村で新しく新型コロナウイルス感染症緊急対策資金基金条例を制定するものです。

本則6条からなっておりますので、細部について順を追って説明しますので、1ページを御覧ください。

第1条では、本条例の先ほど申し上げた趣旨であります。第2条では、基金として積立て先について一般会計で定めると規定させていただいております。第3条では、管理につきまして、第4条では運用の益金の処理、第5条では処分、第6条では委任についての規定であります。

また附則として、1としまして施行日ですけれども公布の日とします。2として、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金基金管理運営要領の規定に基づきまして、この基金条例につきましては令和8年3月31日をもって終了とします。

以上で細部説明を終わります。

議長（百瀬 輝和） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第8号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第11号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第8号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第11号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、村税をはじめとした歳入見込み額の調整、歳出では国の補正予算の内示に伴う学校給食センターの工事費ほか、各事業の完結等に伴う不用額の調整などが主なものであり、決算額に近づけるための補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億4,143万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億5,953万4,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） では、議案第8号の細部説明を申し上げます。

初めに予算書の73ページからお願いをいたします。

給与費の明細書からでございます。1、特別職、一番下の比較の計の欄でございますが、報酬につきましては213万9,000円の減、これは各選挙費等の補正による減額分でございます。それから右のほう、共済費の計の比較のところ177万4,000円の減、これにつきましては令和3年4月1日時点、1日現在の議員数の基準算定のため2名分が減額となるというもので、この額の減額ということでございます。合わせて415万5,000円の減額でございます。

次の74ページ、2、一般職でございます。給与費から共済費、社会保険料を合わせまして、合計3,872万円の減となります。職員手当の内訳を御覧いただき、その減額の内容につきましてはおめくりいただきまして75ページ、給料及び職員手当の増減額の明細でございます。報酬につきましては、各事業年度にわたる地域おこし協力隊ほか、会計年度任用職員の減額分1,855万5,000円、また給料につきましてはその他増減分ということで、産休・育休者の調整76万7,000円、職員手当の減額につきましては1,510万8,000円でございますが、備考の御覧のように期末手当不用額、退職手当不用額それから産休・育休の調整によるものでございます。

以上の説明によりまして、各事業各項目の1節報酬から4節の共済費までの人件費につきましては、主なものを除いて説明を省略させていただきますので、よろしくお申し上げます。

それでは、27ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細にて説明を申し上げます。

歳出からでございます。1款議会費でございます。1項1目0101議会事務439万4,000円の減額、それぞれ事業確定によるものですので、こちらお目通しいただきたいと思っております。

29ページをお願いいたします。

1項1目0201一般管理事務1,086万7,000円の減でございます。人件費等の確定によるほか、主には11節役務費でございますが、郵送料これにつきましては、特に健康福祉課の健康色盲調査等の回収を今年度各区の健康部長にお願いしたものを返信用を封筒に変更したということがございまして、この分増額になりましたので不足の補正に対して150万円の合わせた補正130万円をお願いするものでございます。

次の30ページでございます。0202庁舎管理事務でございます。69万4,000円の減でございますが、御覧のように需用費の灯油代高騰によるもののほか、14節工事請負費では3階議場の蛍光灯LED化工事、あるいは役場庁舎トイレ改修工事、全て入札差金ということでございます。それから、17節の備品購入費につきましては36万6,000円でございますが、椅子・机等新規採用職員を含め5人分のものをセットでお願いするものでございます。

おめくりいただきまして31ページをお願いいたします。

0229ふるさと納税事業でございます。300万円の増でございますが、12節委託料これは寄付金の増に伴い2月から3月で不足する委託料を見込むものでございまして、300万円をお願いするものであります。それから05目財産管理費0221財産管理事務でございます。212万円の減でございますが、主には次の32ページの17節、これが備品購入費でございますが、公用車購入費の入札差金ということでございます。それから9目でございます。基金費につきましては0235、0236財政調整基金それから減債基金積立金ということで、それぞれ1億1,000万円、9,159万1,000円の補正をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして33ページでございます。

12目0244移住定住対策の事務でございます。215万4,000円の減でございますが、主に11節役務費の手数料につきましては、4月採用予定の地域おこし協力隊の賃貸住宅の仲介手数料、また12節委託料、14節工事請負費の地域おこし協力隊関連の費用でございますが、これにつきましては北殿の旧教員住宅でございます校長住宅ですが、1棟が現在空いております。この住宅を地域おこし協力隊員の拠点施設として活用する計画がございます。したがって、当該住宅の有線あるいはエアコン設置等の工事費とともに、協力隊員に材料を提供して若干リフォームをお願いするというので委託料を計上させていただいております。

その他18節につきましては、補助金で移住支援金交付事業補助金の不用額ほかでございます。お願いいたします。それから、0245空き家対策事務292万円の減につきましては、集落支援員の報償費の不用額でございます。13目企画費、次のページでございますが、0241企画調整管理事務543万7,000円の減でございます。主には12節委託料でございますが、公共施設等総合管理改訂支援業務委託料の入札差金等でございます。なお、14節の工事請負費の田畑駅の簡易トイレの工事でございますが、これにつきましては隣接する村道2038号線の道路改良工事におきまして保安林関係の事務手続が時間を要しております、工事終了後に移転設置するため、今年度の工事費は一旦不用額とさせていただいておりますので、御了承をお願いいたします。その他、18節負担金等の関係で、上伊那広域連合の負担金の不用額などがございます。17目情報政策費の0208情報政策事務でございます。1,723万4,000円の減でございます。12節委託料、14節工事費それぞれ入札差金等でございます。

おめくりいただきまして35ページでございます。

18節の負担金の関係は、地域おこし協力隊の企業人交流プログラムの負担金ということで1,000万円でございますが、これにつきましては国によりますICT関連の人材派遣を予定しておりましたが、該当する人材がいなかつたということで全額不用額とさせていただいております。それから2項徴税費、3項戸籍住民基本台帳費、それから4項選挙費、6項監査委員費まではお目通しをいただきまして、申し訳ありません、41ページの3款民生費をお願いいたします。

1項1目0301社会福祉総務事務でございます。90万9,000円の減これにつきましては、主に19節扶助費あるいは27節繰出金のところでございます。扶助費につきましては、新型コロナウイルス感染の対策福祉給付金、例の非課税世帯の関係でございますが実績に基づくものと、それから繰出金につきましては国民健康保険基盤安定負担金繰出金、あるいは同じく保険者支援金、保険税軽減分を合わせてそれぞれ確定による減額・増額でございます。

次は42ページ、0306障害者福祉事業1,604万3,000円の増額でございます。19節扶助費、実績による障害児給付費、あるいは22節過年度分の障害補助金、精算金でございます。これにつきましては、障害者自立支援給付金の過年度分につきましては、実績額から基準額への訂正がございまして、差額を返還するというものでございます。よろしくをお願いいたします。

おめくりいただきまして43ページをお願いいたします。

3目0312高齢者の生活支援事業800万円の減額でございます。19節これも実績等によりまして養護老人ホームの入所措置費不用額となるものでございます。44ページのほうでございますが、2項1目0331児童手当給付事務の関係、こちらについてもお目通しをいただきまして、0334特別給付金803万8,000円の減額につきましても、19節の扶助費増で実績による臨時

特別給付金の不用額等でございます。

2目児童措置費0340保育園運営事業972万5,000円の増でございます。これはおめくりいただきまして45ページ、主には12節委託料420万円、これは7人分の広域保育の委託料でございます。それから18節負担金等でございますが、施設型給付費負担金これも認定こども園の関係、5人追加ということで700万円の増額をお願いするものでございます。

1枚おめくりいただき、47ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項1目0400保健衛生総務事務でございます。352万5,000円の増は主には18節でございます。伊那中央行政組合病院費負担金の増などでございます。0401予防事業700万円の減につきましては、主に12節委託料でございまして、これも予防接種委託料それから風しん抗体価検査委託料等の不用額ということでお願いをいたします。

次の48ページでございます。

0403健康増進事業117万円の減につきましては、これも主に12節委託料集団検診等の委託料の不用額、あるいは0406市町村母子保健事業228万3,000円の減につきましても、主には12節委託料の妊婦・乳児・産後健診委託料の不用額ということで、計上しております。0413の新型コロナワクチン接種事業の1079万5,000の減でございます。これは主に7節報償費でございますが、医師・看護師の報償費等ワクチン3回目の委託料の増額の分、これに加えておめくりいただき49ページでございますが、12節委託料1,439万8,000円の減でございます。これにつきましては、当初の見込みに比べまして個別接種より集団接種が多かったということで、1,439万8,000円の減額を計上するものでございます。2項1目清掃総務費の0410清掃総務事務230万円の減でございますが、これにつきましては12節委託料14万3,000円ではございますが、雑排水の汚泥処理ということで13立方メートル分の処理委託料追加をお願いするものでございます。

また50ページのほうでございます。

2目の塵芥処理費の0411塵芥処理事業につきましては1,374万3,000円の減、これにつきましても12節委託料、南原の焼却灰運搬積替委託料、これは財源の都合上令和4年度の実施に変更をいたしましたので、今年度は一旦減額とさせていただいているものでございます。また18節につきましては、上伊那広域連合の負担金の不用額ということでよろしく願いいたします。

おめくりいただき51ページ、6款農林水産業費、1項1目0601農業委員会事務でございます。20万7,000円の増でございます。主に17節備品購入費でございますが、国の補正予算ということで15台分のタブレット端末機の購入費を計上させていただいております。これは繰り越すものでございます。2目の0604農業総務事務373万6,000円の減につきましては、1節報酬以下地域おこし協力隊員1名分採用に至らず、人件費等関連費用の減額というものでございます。なお、17節備品購入費78万円につきましては、先ほど申し上げました0244の移住定住対策事務で説明いたしました地域おこし協力隊員の拠点施設、ここに備える椅子・机ほか備品購入費をここで計上させていただいております。よろしく願いいたします。

3目0605農業振興事業423万4,000円の減でございます。これも報酬等でございますが、そのほか18節の負担金等でそれぞれ負担金補助金で御覧のとおりの実績等による不用額でございますので、お目通しいただきたいと思います。

おめくりいただきまして53ページをお願いいたします。

0611農業経営基盤強化推進事業それから0643多面的機能支払事業、これのそれぞれの減額につきましては、御覧いただいたとおり18節関係のそれぞれの不用額ということでございます。実績に伴うものでございますので、こちらもお目通しをいただければと思います。

次の54ページでございますが、2項1目0650林業総務事務406万5,000円の減でございます。こちら地域おこし協力隊関連の1名分の人件費ほか、関連費用の不用額ということでございます。2目林業振興費の0651林業振興事業、これは森林づくり県民事業でございます。それから0651の森林病虫害等防除対策事業、これはそれぞれ国・県支出金の一般財源の財源組み替えでございますので、お目通しいただきたいと思っております。

おめくりいただきまして55ページでございます。

7款商工費、1項1目0701の商工観光総務事務でございます。339万2,000円の減につきましては、地域おこし協力隊の隊員の採用ということでこれが年度当初となりましたので、それぞれ関連費用の実績に伴う不用額ということでございます。それから2目0702商工振興事業の881万7,000円の減につきましては、主に18節でございますが、企業振興事業補助金ほかの事業補助金の不用額、それからまた交付金につきましては新型コロナウイルス感染対策応援事業交付金、これは第6波の応援事業の補助金、3回目の交付となるものでございます。こちら460万円の計上となっております。また24節積立金では980万円、これは本議会で基金条例の提案をお願いしておりますけれども、基金の積立金ということで980万円をお願いするものでございます。0710生活支援・企業応援商品券の事業につきましては、これは財源ということで専用国庫補助金で計上しておりますが、今回事業費の確定によりましてそれぞれの費用に充当した7,080万7,000円、これを財源組み替えとするものでございます。

おめくりいただきまして57ページでございます。

8款土木費2項2目の関係、国庫補助の道路改良事業0806でございますが、2,936万3,000円の増でございます。これは次の58ページでございますが、主には14節工事請負費で村道1098号線、通称中込線でございますが道路改良工事、それから村道10号線沢尻の舗装修繕工事それぞれ1,700万円、これは国の補正予算の内示を受けまして前倒しで今年度補正をお願いするものでございます。これも両事業とも繰越明許費に計上するというものでございます。また21節でございます。村道1098号線道路改良事業費の不用額、これは電柱5本分ということで移転費用が無償ということになりまして、今回不用額として減額させていただきます。0808の村単道路改良事業1,337万5,000円の減につきましては、主には14節でそれぞれ村計画の工事費、各事業の入札差金等でございます。それから3項2目0812村単河川改修事業708万1,000円の減につきましても、村計画の黒川ほかの河川改修工事費の入札差金でございます。

おめくりいただきまして60ページのほうをお願いいたします。9款消防費でございます。60ページはお目通しいただきまして、おめくりいただき61ページをお願いいたします。

1項5目0935防災施設整備事業828万5,000円の減でございます。これも主に14節工事費につきましては入札差金、それから17節備品購入費につきましては80万円でございますが、防災研修センターに設置するプロジェクター1台の購入費もお願いするものでございます。

次の62ページ、10款教育費でございます。1項4目のほうの教育振興費1005教育振興事務804万2,000円の減でございます。主におめくりいただきまして63ページ、10節需用費デジタル教科書、別に代用できる教科書がありましたので、こちらは不用額として減額させていた

だいております。また、12節委託料につきましても年度途中からということになりましたので、G I G Aスクールサポートセンターの委託料につきましても260万円の減額等でございます。2項1目1010南箕輪小学校管理事務786万円の減でございますが、主には報酬の関係で特別支援教育支援員の報酬、当初予定より2名分の減ということで390万円の減でございます。

次の64ページにつきましてでございます。

1017南部小学校管理事務の295万円の減につきまして、これも1節特別支援教育支援員の報酬の不用額、1009の100万円の減につきましても扶助費でございますが、これも実績による要保護・準要保護の児童就学補助費の不用額ということでございます。

おめくりいただきまして65ページでございます。

3目1014学校給食センターの整備事業4億7,222万円の増でございます。12節委託料でございますが、学校給食センターの地質調査・測量業務委託料の入札差金不用額でございますが、14節工事請負費、先ほど来説明があります4億8,000万円の学校給食センターの建設工事費につきましても、国の補正予算の内示を受けまして本体工事分を前倒しで今回補正するものでございます。なお、建設工事の総額9億9,000万円につきましては、令和3年度から令和4、5年度の3カ年にわたる継続費として予算書の6ページに掲載しております。また後ほど説明を申し上げます。それから4目1015南箕輪小学校改築事業2,062万9,000円の増でございます。これも12節委託料につきましては、南箕輪小学校南校舎の2階トイレの改修工事監理委託料でございます。

次の66ページの14節の工事請負費、南箕輪小学校南校舎2階トイレ改修工事2,000万円につきましても、こちらも国の補正予算の内示を受けまして今回補正をお願いするものでございます。なお、工事の概要につきましては、男子トイレ和式・洋式各1基で計2基、また女子トイレの和式4基、洋式1基、計5基の合わせて7基の改修工事を予定しております。なお、工事監理費を合わせた2,100万円につきましても、これも繰越明許で計上しております。それからその下の3項1目1020中学校管理費、事務でございます。ここでは18節修学旅行キャンセル料補助金ということで、2年生190人分の予算68万4,000円を計上しているものでございます。

おめくりいただきまして67ページをお願いいたします。

3目1023中学校改築事業1,200万円の減でございますが、こちらも14節でございます。中学校体育館の床改修工事費の入札差金でございます。それから6項2目1040公民館総務事務429万2,000円の減でございます。次のページでございますが、主に12節委託料成人式P C Rの検査委託料実績に伴う減額、あるいは、16節公有財産の関係は田畑公民館の用地の購入費の不用額、こちらは用地の契約単価が下がりましたので、この金額減額するものでございます。1041公民館改修事業300万3,000円の減額、これにつきましては、14節で村公民館エレベーター改修工事費等の入札差金等でございます。

2枚おめくりいただきまして、71ページをお願いいたします。

12款公債費、1項1目、2目それぞれ償還金の元金利子でございますが、利率見直しに合わせまして過不足額の補正となりますので、御覧いただくようお願いいたします。次の72ページ、14款予備費で8,558万5,000円の減額ということで、歳入歳出調整をさせていただくものでございます。

以上が歳出でございます。

12ページにお戻りいただきたいと思っております。

1 款村税でございます。冒頭村長の挨拶で申し上げましたとおり、個人村民税から入湯税までそれぞれ増減額を補正し、村税といたしまして合計1億2,662万円の増額補正をお願いするものでございますので、こちらもお目通しいただくようお願いいたします。

おめくりいただきまして13ページでございます。6 款法人事業税交付金、それから14ページ7 款地方消費税交付金、それからおめくりいただきまして15ページのゴルフ場利用税交付金、これは、それぞれ実績見込みによりまして増額補正をさせていただくものでございます。それから14款分担金及び負担金でございます。2 項3 目民生費負担金でございます。負担金としては1,989万6,000円の減でございますが、こちらは民生費負担金それから教育費負担金、各負担金の実績による補正となるものでございますので、こちらもお目通しいただければというふうに思います。

おめくりいただきまして17ページ、15款の使用料及び手数料につきましても、それぞれ実績による減額補正となるものでございます。こちらもお目通しをいただければと思います。18ページの16款の国庫支出金でございます。1 項3 目民生費国庫負担金につきまして、313万5,000円でございます。2 節の児童手当負担金あるいは3 節の保険基盤安定負担金、実績に伴うもの、それから障がい者の福祉負担金につきましても実績、8 節の子どものための教育・保育給付費負担金につきましても、保育園運営事業ということでこれも先ほど申し上げた認定こども園の関係です。合計20人分ということになりますが、260万円の補正ということになります。4 目の衛生費国庫負担金690万円の減につきましては、先ほど申しました新型コロナワクチン、予定より集団接種のほうが多かったということで実績による減でございます。2 項2 目の総務費国庫補助金6,462万4,000円の増額につきましては、主には2 節の企画振興費補助金の地方創生臨時交付金で、各事業確定等に伴う増減額でございます。こちらお目通しいただきますが、下の3 行目生活支援企業応援商品券事業、こちらは7,080万7,000円を充当するものでございますので御承知ください。

おめくりいただきまして19ページでございます。

3 目民生費国庫補助金143万7,000円、こちらは保育士等の関係でございますが、会計年度任用職員それから放課後児童支援員約160人の報酬額の増額に伴う国庫補助金でございます。それから4 目の衛生費国庫補助金631万8,000円の減、こちらにつきましては1 節10の新型コロナワクチンの接種体制の確保事業国庫補助金の減額分、それから農林水産業費国庫補助金126万円につきましては、主に2 節の林業費補助金、これは保全松林の緊急整備事業の関係で松くい虫対策の200万円、それから土木費国庫補助金の1,029万5,000円これにつきましては、先ほど申しました国庫補助道路改良事業ということで1098号線、それから10号線の国庫補助金でございます。10目の教育費国庫補助金8,330万8,000円、1 節の小学校費補助金につきましては、学校教育費の施設整備費の補助金ということで南箕輪小学校はトイレ改修分、それから学校給食センターは7,118万円というこしでございます。3 節の教育費補助金の470万円につきましては、G I G Aスクールサポーター配置支援補助金ということで、今回追加配分によりまして増額補正をお願いするものでございます。以上、確定によるものでございます。

17款の県支出金につきまして、1 項3 目民生費県負担金でございます。475万4,000円、こ

ちらにつきましても、3節保険基盤安定負担金から8節の子どものための教育・保育給付金負担金まで、それぞれ実績確定等に伴う負担金の額でございます。8節の保育園関係から認定こども園の先ほどの説明のものでございます。2項の6目農林水産業費県補助金437万1,000円の減でございます。1節の農業委員会補助金ほか各補助金等の実績によるものですが、増額の中には情報収集等業務効率化支援事業タブレット、先ほど申しました15名分の補助金60万円も含まれておりますので、御承知いただきたいと思っております。

おめくりいただきまして21ページでございます。

7目商工費県補助金900万円の増額につきましては、先ほど申しました第6波の応援事業補助金の商工振興事業、それから8目の土木費県補助金の16万円につきましても、3節の関係で道水路補助事業ということで河畔林の整備事業補助金、これは鳥谷川の関係でございますが、これに充てるものでございます。3項の県委託金、総務費委託金の254万6,000円の減につきましては、それぞれ衆参両議院の選挙の実績によるものの減額となります。

22ページの18款財産収入につきましては、597万4,000円の減額でございます。こちらの信州伊那国際ゴルフクラブの賃貸借契約の額の減額によるもので、減額をお願いするものであります。

おめくりいただき23ページの19款寄附金につきましては、一般寄附金で700万円の増額、増収を見込んでの補正をお願いするものでございます。24ページ20款の繰入金でございます。2項7目人づくり基金繰入金310万円の減につきましては、各事業の実績です。教育振興費から青少年健全育成の総合対策費用の実績に伴う補正となります。

おめくりいただき25ページでございます。

22款諸収入、5項1目雑入の193万5,000円の減額でございます。3節個人負担等納入金から6節清算金及び返還金まで各事業の実績により伴う補正となりますので、こちらもお目通しをお願いいたします。

次の26ページでございます。

23款村債、1項8目土木債、それから3項10目の教育債まででございます。それぞれ河川につきましても黒川、北沢川、滝ノ沢川、それから一般単独事業の中学校につきましても体育館の床改修の工事、それから林道施設につきましても林道大泉線の災害復旧実績、それから公共事業等の国庫補助の道路改良については1098号線道路改良工事、それから防災・減災・国土強靱化緊急対策につきましても、南箕輪小学校のトイレ改修工事、それから国庫補助の道路改良は10号線の舗装の改修工事、それから2節の学校教育施設の関係につきましても、学校給食センターの本体の建設工事分の起債ということでございますので、お目通しをお願いいたします。

以上が歳入の説明となります。

予算書6ページにお戻りいただきたいと思っております。

第2表継続費、先ほど申しました学校給食センターにつきましても、令和3年度から5年度までそれぞれの額を定めております。合わせて9億9,000万円でございます。おめくりいただき7ページは、第3表として繰越明許費補正、追加分でございます。こちらシンクライアント関係、とりわけ半導体の不足の影響、それから転出・転入ワンストップこれも国の補正の関係、民生費については子育て、これは給付金につきましても令和4年3月31日までの出生児を対象としており、年度内の申請がちよっと間に合わないというところ、それから次

のタブレットの関係は国の補正、それから商工費の関係の防災研修センター、これもサーバー機器の半導体の納期関係、次のコロナウイルスの関係も交付金の適用が3月となり年度内の完了が難しい関係、土木費の関係では橋梁長寿命化、これもちよっと道路メンテナンスの事業補助の制度改正がありましてそれに伴う繰越、それから1098号線これも国の補正、10号線も同様です。村道23号線の関係は関係用地の一部、先ほど申しました保安林の関係で手続の関係などのところ、消防費につきましては入札におきまして不落となりまして、年度内完了が非常に困難というところ、教育費につきましては小学校の南校舎2階トイレ国の補正予算、それから学校給食センターもこちらの資材高騰等により・・・計画の見直しが必要となり非常に不測の日数を要するというところで、富士塚の運動場につきましても申請手続あるいは製品の納入が遅れているというところで、以上14事業の繰越しをお願いするものでございます。

おめくりいただきまして9ページをお願いいたします。

第4表として地方債補正でございます。追加と変更がございます。それぞれ村道大泉線災害復旧につきましては60万円、これは充当率65%、措置率47.5%、それから村道10号線の舗装、これも補正予算債の関係でございますが850万円、充当率100%、措置率50%、南箕輪小学校2階のトイレも同じく補正関係800万円、これも同様に100%、50%、それから村道1098号線道路改良も補正予算債760万円で、これも100%、50%、それから学校給食センターも同様に1億910万円で100%、50%のそれぞれの充当率、措置率でございます。

変更につきましては補正後のほうでございますが、それぞれ緊急自然災害の川の関係の改修工事710万円減額し1,790万円、それから中学校体育館の床改修工事1,220万円減額で3,600万円、事業費の確定によります減額ということで補正をするものでございます。

すみません、駆け足になりましたが、以上で議案第8号の細部説明とさせていただきます。
議長（百瀬 輝和） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 23ページのふるさと納税寄附金のランキングを教えてください。

議長（百瀬 輝和） 予算の関係の質問ですか。

8番（唐澤 由江） 実績です。

議長（百瀬 輝和） 実績。ふるさと納税の実績、分かりますか。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） 手元に今実績の資料を持っていないもんですから、ランキングといますのは全返礼品の順位ということですか。上位5品目ぐらいは果樹、いわゆる果物等が占めていたと思います。あとはぐっと落ちて数十品目になりますが、ちょっと詳細は今お答えできませんので、これも個別にお答えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございませんか。

2番、山崎議員。

2番（山崎 文直） 2番、山崎です。

歳入の19ページの0206農林水産業の国庫補助金です。一番最初にあります林業費補助金で200万円載っていますが、これは松林健全化推進事業補助金ということになっています。こ

れについて具体的には今は樹幹注入ということなのか、違う意味での補助金の内容なのか、この辺を教えていただければと思います。

議長（百瀬 輝和） 有賀産業課長。

産業課長（有賀 仁志） 山崎議員の御質問にお答えします。

今、樹幹注入はやっておりません。各施設、各林のほうで松枯れ等の被害があった場合につきましては、その対応の関係で行うものです。赤松、みんなの森も含めて行っております。以上です。

議長（百瀬 輝和） ほかに。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

どこページってということではなくて、地域おこし協力隊の拠点整備というのが出ていまして、私もYouTubeをよく見ておりますと、最近地域おこし協力隊の皆さんがこの拠点整備をしますっていうのが出てくるんですけども、教員住宅を使うということで先ほど村長がおっしゃったように、来年から4人増えてということで内容も若干お話をいただきましたけれども、大勢の協力隊の人が来ていただけるのはとてもありがたいことですが、あそここのちょっと建物とそれから周りの建物そのものが結構古くて、自分たちがDIYをしながらやるという、使い勝手も考えながらやるというふうに言っていましたけど、その辺の具体的内容と、あと駐車スペースとか周りの環境とかがちょっと狭くて出入りが大変かなとかそういうところもあったりして、地域交流にも使うというふうにおっしゃっていますので、その辺のちょっと具体的なことが分かったら教えていただきたいなと思います。

議長（百瀬 輝和） 地域おこし協力隊の住居補助の関係ということですか。

9番（三澤 澄子） 拠点整備ね。

議長（百瀬 輝和） 拠点整備の関係ですね。

高橋地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（高橋 里江） 地域おこし協力隊の拠点整備事業についての御質問でございます。

まず、今回拠点整備としましては活動拠点という面もありますし、先ほど議員がおっしゃったように、住民との交流事業もやっていきたいという考えで整備していこうという考えでございます。まず自分たちでDIYをしてやっていくというところなんですけれども、確かにとても古い建物なので御心配はごもっともだと思います。ただ、設計士さんの方に知り合いの方がいて相談しながらやっているというところなので、例えばかもしを外しても大丈夫なのかとかとか、そういったところは相談しながら安全面も確保しながらやっていくというところがございます。

あと、周りの環境のことですけれども駐車場、私も最初ちょっと駐車場がないんじゃないんかというところだったんですけども、5～6台は駐められるような感じではないかと思っています。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑を終わります。

ここで、議案第7号の議案名についての訂正の申出がありました。それを許可します。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大変申し訳ありません。議案第7号につきまして議案名に誤りがありましたので、ここで修正をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急対策資金基金条例とありますが、ここを新型コロナウイルス感染症緊急対策振興資金基金条例に訂正をいただければと思います。大変申し訳ありませんでした。以後、気をつけてまいります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 議案第9号「令和3年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第9号「令和3年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では収入確定見込みによる国・県支出金の変更が主なものであり、歳出では実績見込みによる保険給付費の変更、また事業費の確定見込みによる不用額の減額が主な内容であります。既定の歳入歳出予算の総額に583万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7万6,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

健康福祉課長（伊藤 千登世） それでは、議案第9号の細部説明を申し上げます。予算書の6ページを御覧いただき、歳入から御説明を申し上げます。

4款国庫支出金であります。1項1目の介護給付費負担金から2項4目事業費補助金は、交付決定によりそれぞれ増額をするものであります。

おめくりをいただきまして7ページの5款支払基金交付金、1項1目の介護給付費交付金、また8ページの6款県支出金、1項1目の介護給付費負担金につきましても、交付決定によりそれぞれ減額・増額をするものであります。

おめくりをいただきまして、9ページからの歳出でございます。ほとんどは決算数値に近づけるものでありますので、主なものを御説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。2款保険給付費でございますが、2項1目1322介護予防サービス等諸費18節負担金は、介護予防サービス利用が見込みより少なかったことにより減額をするものであります。4項1目1347高額介護サービス等費18節負担金ですが、高額介護サービス費の伸びによりまして増額をお願いするものです。6項1目おめくりをいただきまして11ページ、1351特定入所者介護サービス等費18節負担金であります。法改正によりまして8月から特定入所者介護サービスの対象となる要件等が改正をされまして、当初の見込みより対象者が少なくなったことから減額をするものであります。

12ページ、それからおめくりをいただきまして13ページの5款地域支援事業費でございますが、いずれもそれぞれの事業費の確定見込みによりまして、不用額を減額するものであります。

ますので、お目通しをいただければと思います。14ページ、8款諸支出金1項2目1382償還金利子等は、国庫支出金過年度分の事業費補助金の確定による精算金であります。

おめくりをいただきまして15ページの9款1項1目1399予備費であります。歳入歳出調整を行いまして増額をするものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第10号「令和3年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第10号「令和3年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では県からの保険給付費等交付金の減額が主なものであります。歳出では、保険給付費の減額が主なものであります。既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,306万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,515万円とするものであります。

細部については、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第10号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページを御覧いただき、歳入から主なものを説明いたします。

3款国庫支出金でございますが、2項1目災害臨時特例補助金ですが、新型コロナウイルス感染症対応分として国保税減免分が国から入ってくるものでございます。おめくりいただきまして7ページの4款県支出金でございますが、1項1目保険給付費等交付金ですが、この後歳出でも説明いたしますが、療養給付費及び高額療養費が減少したことによるものでございます。次に、8ページの8款繰入金でございます。1項1目一般会計繰入金は、村からの繰入分が確定したことにより増額とするものでございます。

おめくりいただきまして、9ページからの歳出でございます。

ほとんどが決算数値に近づけるものでありますので、主なものを説明いたします。10ページ、2款保険給付費の1504一般被保険者療養給付事業及び1509一般被保険者高額療養事業、1534結核精神給付事業の負担金ですが、確定見込みにより減額するものでございます。いずれも、主な原因としては新型コロナウイルス感染症により受診控えなどの影響が考えられます。それでは、おめくりいただきまして11ページ、3款の国民健康保険事業費納付金でございますが、財源組み替えによるものになります。また、おめくりいただきまして今度は13ページになりますが、9款諸支出金1564保険給付費等交付金償還事務でございますが、令和2年度県の交付金が確定したため返還するものであります。次に14ページ、10款予備費でございますが、歳入歳出調整により増額をするものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第11号「令和3年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第11号「令和3年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では保険料の減額、歳出では保険料の減額に伴う広域連合への納付金の減額による補正であります。既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ63万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,981万6,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第11号について細部説明を申し上げます。

歳入から説明をいたしますので、予算書の6ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料でございますが、広域連合の当初見込みとの差により特徴は増額、普徴は減額となり、合わせて63万7,000円の減額となります。

おめくりいただき、7ページ歳出でございます。2款1804後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料の減額に伴い広域連合への納付金そのまま減額となるものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第12号「令和3年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第12号「令和3年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第5号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、職員手当等の補正、第二配水池のポンプ修繕に伴う保険料の増額及び令和3年度の事業費等が確定してまいりましたので、決算額に近づけるための補正であります。収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の水道事業費用を9万7,000円増額し、支出総額を2億7,487万7,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、

決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第12号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、補正予算書4ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。1款1項2目配水及び給水費の37節保険料36万円の増額は、令和2年度の第二配水池のポンプ修繕時に保険を適用したことに伴いまして、年間保険料が増額されたことにより補正をお願いするものでございます。5目総係費の2節手当から30節負担金までは、それぞれ金額の確定によりまして26万3,000円を減額するものであります。

また、職員手当等の変更に伴う給与費明細書は5ページから7ページに記載がございますので、お目通しをいただきまして、ここでの説明は省略させていただきます。

以上、議案第12号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第13号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第13号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第5号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、職員の退職に伴う補正及び令和3年度の事業費等が確定してまいりましたので、決算額に近づけるための補正であります。収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の下水道事業費用を557万3,000円減額し、支出総額を5億9,410万1,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第13号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、補正予算書4ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。1款1項1目管渠費の18節委託料134万1,000円の減額は、グライNDERポンプ、マンホールポンプの維持管理業務の事業費が確定したことによります不用額、2目処理場費18節委託料300万円の減額は、汚泥処理運搬業務の事業費が確定したためそれぞれ減額をするものであります。また、5目総係費の1節給料から6節法定福利費までは、職員1名の退職による減額と30節負担金は金額が確定したことにより減額をするものであります。

また、職員給与等の変更に伴う給与費明細書は5ページから7ページに記載がございますのでお目通しいただきまして、ここでの説明は省略させていただきます。

以上、議案第13号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

ただいまから、午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時30分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第14号「令和4年度南箕輪村一般会計予算」、議案第15号「令和4年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」、議案第16号「令和4年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」、議案第17号「令和4年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第18号「令和4年度南箕輪村水道事業会計予算」、議案第19号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計予算」を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第14号「令和4年度南箕輪村一般会計予算」について、提案理由を申し上げます

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策を最優先に学校給食センター整備などの施設の計画更新、南部小学校雨水排水対策、村道10号線交差点改良などの安全・安心の確保など、地域の課題をはじめ高校生以下の医療無料化や公共施設の照明器具のLED化など、将来を見越した新しい取組にも配慮した予算編成といたしました。

子育て支援、防災や生活など、全ての面において安全・安心な村づくりを目指し、いつまでしあわせに暮らせる村を目指した予算編成とし、結果過去最大の当初予算とさせていただきました。令和4年度の一般会計予算は、前年度当初予算に対し5.8%増の66億円と定めるものであります。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第15号「令和4年度南箕輪村介護保険事業特別会計」について、提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者福祉のさらなる向上を図るため、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画及び令和3年度決算見込みに基づき、新年度予算を編成をいたしました。令和4年度の歳入歳出予算総額につきましては、前年度当初予算に対し0.9%増の10億5,670万円と定めるものであります。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第16号「令和4年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」について、提案理由を申し上げます。

平成30年度から制度が大きく変わった国民健康保険事業特別会計ではありますが、今年度の決算見込みを勘案した上で、令和4年度は保険税率を据え置きといたしました。引き続き特定健診、保健指導のさらなる充実を図り、医療費の抑制と国民健康保険税の徴収率向上に努めてまいります。令和4年度の歳入歳出予算の総額につきましては、前年度当初予算に対し

1.7%減の12億2,525万8,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第17号「令和4年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計」について、提案理由を申し上げます。

平成20年度から始まった後期高齢者医療制度の運営主体は、長野県後期高齢者医療広域連合です。村が行う後期高齢者医療特別会計は、保険料の収納や後期高齢者医療広域連合への保険料納付が主な内容となっております。令和4年度の歳入歳出予算総額につきましては、前年度当初予算に対して2.6%増の1億5,279万8,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第18号「令和4年度南箕輪村水道事業会計予算」について、提案理由を申し上げます。

令和4年度水道事業会計予算の編成に当たり、基本的な方針につきましては、従来どおり安全で良質な水の安定供給と快適な居住空間の確保を目的に、経常的な水道施設の維持管理をはじめ継続的に必要な建設事業費を計上しております。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入額を2億8,629万9,000円、支出額を2億7,059万9,000円と定め、資本的収入及び支出の予定額では収入額を1,254万円、支出額を7,507万円と定めるものです。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,253万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第19号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計予算」について、提案理由を申し上げます。

令和4年度の下水道事業の予算編成に当たり、基本的な方針につきましては、快適な居住空間の確保を目的に公共下水道への接続の推進、浄化センターの長寿命化また事業経営の健全化と効率化を図ることとして、経常的な下水道施設の維持管理をはじめ国庫補助事業等、継続的に必要な建設事業費を計上しております。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入額及び支出額をそれぞれ5億7,721万7,000円と定め、資本的収入及び支出の予定額では、収入額を4億278万8,000円、支出額を5億4,837万4,000円と定めるものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,558万6,000円は、当年度消費税資本的収支調整額667万1,000円、過年度損益勘定留保資金661万5,000円、当年度損益勘定留保資金1億3,230万円を補填するものであります。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

各会計の予算の細部につきましては、予算審査の中で担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第14号から議案第19号につきましては、質疑を省略して議員10人全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号から議案第19号は、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置が決定しました予算特別委員会の正副委員長には、申し合わせにより委員長に総務経済常任委員長、副委員長に総務経済副委員長に就くことが決定されておりますので、委員会での互選を省略して議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

予算特別委員会委員長には唐澤由江議員、副委員長には原源次議員を指名します。

日程第8、議案の上程を行います。

議案第20号「伊那市との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第20号「伊那市との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について」の提案理由を申し上げます。

本案は、定住自立圏構想推進要綱に基づき、伊那市との間で平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を変更したいので、南箕輪村議会の議決すべき事件に関する条例により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明いたしますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

高橋地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（高橋 里江） それでは、議案第20号の細部説明を申し上げます。

伊那市との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更についてでございます。こちらの協定は、伊那市と箕輪町も同様に協定をしているものでございます。

議案の3ページの新旧対照表を御覧ください。

今回、国の定住自立圏構想推進要綱に定められている定住自立圏で連携する具体的事項に、環境及び防災の項目が追加されました。そこで、今後さらに圏域全体に必要な生活機能を確保していくため、そしてより柔軟に連携事業を実施することを可能にするため、国と同様に項目を追加し協定変更するものでございます。

環境では、圏域内におけるごみの減量や資源化の推進、再生可能エネルギーの活用、森林整備等によるCO₂排出量の削減等、環境保全に関する各種事業への取り組み、防災では圏域内における災害対策を推進するための各種事業への取り組みとなっております。

議案の1ページと2ページは実際の協定書の案でございます。

以上、細部説明を終わります。

議長（百瀬 輝和） 議案第20号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第21号「南箕輪村公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第21号「南箕輪村公の施設の指定管理者の指定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村公の施設の指定管理者の指定期間満了に伴い、指定管理者の指定について提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） それでは、議案第21号の細部説明を申し上げます。

南箕輪村公の施設のうち令和4年3月31日で指定期間が満了する福祉等関連施設、大芝公園等関連施設、南箕輪村村民体育館及び新たに南箕輪村村営南原運動場の計28施設の指定管理者の指定をするものでございます。

議案書の1ページを御覧ください。

はじめに、1の福祉等関連施設の指定管理者の指定でございます。（1）の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置は、南箕輪村デイサービスセンター松寿荘、南箕輪村2380番地1212ほか、表に記載の計8施設でございます。（2）の指定管理者となる団体の名称は社会福祉法人南箕輪村社会福祉協議会、（3）の指定の期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間でございます。

続きまして、2の大芝公園等関連施設の指定管理者の指定でございます。（1）の指定管理者の管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置は、1ページから裏面の2ページに記載しておりますが南箕輪村ふれあい交流センター「大芝の湯」、南箕輪村2358番地5ほか、表に記載の計18施設でございます。2ページの（2）の指定管理者となる団体の名称は、一般財団法人南箕輪村開発公社、（3）の指定の期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間でございます。

続きまして、3の南箕輪村村民体育館の指定管理者の指定でございます。（1）の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置は、南箕輪村村民体育館、南箕輪村4802番地1、（2）の指定管理者となる団体の名称は、NPO法人南箕輪わくわくクラブ、（3）の指定の期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間でございます。

最後に3ページの4、南箕輪村村営南原運動場の指定管理者の指定でございます。（1）の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置は、南箕輪村村民体育館、南箕輪村4802番地1、（2）の指定管理者となる団体の名称は、NPO法人南箕輪わくわくクラブ、（3）の指定の期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間でございます。

失礼しました。最後じゃありません。次が最後でございます。

3ページです。失礼いたしました。

南箕輪村村営南原運動場でございます。（1）指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置でございます。名称、南箕輪村村営南原運動場、位置が南箕輪村9654番

地8、(2) 指定管理者となる団体の名称、南原区、(3) 指定の期間、令和4年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

以上、南箕輪村施設の指定管理者の指定につきまして、細部説明とさせていただきます。大変失礼しました。

議長(百瀬 輝和) 議案第21号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長(百瀬 輝和) 質疑なしと認めます。

日程第9、議案に対する討論・採決を行います。

議案第8号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算(第11号)」の討論を行います。

討論はありませんか。

[討論なし]

議長(百瀬 輝和) 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長(百瀬 輝和) 全員起立です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第10、諮問「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本件については、村長から配付資料のとおり議会に意見を求められております。

本件について、説明を求めます。

藤城村長。

村長(藤城 栄文) 「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の説明を申し上げます。

人権擁護委員の委嘱につきましては法務大臣により行われておりますが、人権擁護委員法の規定により、市町村長は法務大臣に対し、人権擁護について理解のある者を議会の意見をお聞きして推薦しなければならないとされています。

今回、1名の委員が本年6月末をもって任期満了となるため、長野地方法務局長から次期委員候補者の推薦依頼がありました。現在、人権擁護委員1期目であります桑原たか子氏につきましては、今限りで退任したいとの申出がありましたので、後任として南殿の出来典子氏を推薦してまいりたく御意見をお聞きするものです。

お手元の資料を御覧ください。

出来典子氏であります。生年月日は昭和30年9月28日、満66歳、住所は上伊那郡南箕輪村3101番地7であります。経歴等につきましては、別紙履歴書を御覧ください。

出来氏は、長年にわたり社会福祉協議会にて介護福祉士、介護支援専門員として相談・支援を行っていただきました。主に高齢者の支援経験が豊富で、困っている方への支援に情熱を注がれ人権擁護委員として適任であると考えます。人格は高潔で見識も高く、人権擁護委員としてふさわしい方でありますので、新たに推薦をさせていただきたいと思っております。

御意見よろしくお願いたします。

議長（百瀬 輝和） 本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

これから、本件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件につきまして、原案を適任者とする意見に決することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、原案を適任者とする意見に決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

散会 午後1時52分

議 事 日 程 (第2号)

令和4年3月9日(水曜日) 午前9時00分 開会

第1 一般質問(質問順位第1番から)

3番 原 源 次

1番 丸 山 豊

2番 山 崎 文 直

8番 唐 澤 由 江

9番 三 澤 澄 子

7番 加 藤 泰 久

○出席議員（10名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	9番	三澤	澄子
5番	笹沼	美保	10番	百瀬	輝和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城	栄文	健康福祉課長	伊藤	千登世
副村長	田中	俊彦	地域包括支援センター長	山崎	一
教育長	清水	閣成	子育て支援課長	伊藤	弘美
総務課長	唐澤	英樹	産業課長	有賀	仁志
地域づくり推進課長	高橋	里江	建設水道課長	武井	厚
特命担当室長	原	和子	教育次長	清水	勝宏
会計管理者	城取	晴美	代表監査委員	原	浩
財務課長	藤澤	隆			
住民環境課長	清水	恵子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤	さゆり
議会事務局次長	高木	謙治

会議のてんまつ

令和4年3月9日

午前9時00分 開会

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

3番、原源次議員。

3番（原 源次） おはようございます。議席番号3番、原源次です。通告に基づいて質問いたします。的確な答弁をお願いします。

まず最初に、今毎日のようにロシアがウクライナに軍事侵攻の報道がなされています。多くの一般市民が巻き込まれ、犠牲者がたくさん出ています。一刻も早く平和的解決を望みます。

それでは、2020年に発足したコロナウイルス感染症は、今や世界を巻き込んでとどまるところを知りません。何箇所かはコロナと共存して生活している国はあります。中でもやめていた経済活動・社会活動を用意ながら少しずつ再開し始めるという段階に入っている国もあります。日本では第6波に突入し、感染者約540万人、死者2万5,000人です。コロナウイルスもデルタ株、オミクロン株、BA1、BA2と変異して感染率が高まっています。今現在、18県がまん延防止等重点措置で事業所、飲食店などは売上減少で大変御苦労されています。国からの支援、また村独自による支援等があり、急場をしのぐ形になっておりますが、まだまだ普通の生活に戻ることは困難だと思います。

そこで、若者世帯で住宅ローンの返済等大変な時期だと思います。現在までに、国・県や市町村でも特に弱い立場や子育て世帯にその都度支援してきております。村でも子育て・福祉を引き続き重点政策とするなら、この際保育園児は村が相対的に育てる意識の上に立ち、保育園児700名を超える大人数で大変だと思いますが、子供は社会の宝であり未来社会の働き手になっていく存在です。

そのような考えの下、保育園児の給食費の無料化ができないかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 3番、原議員の御質問にお答えをいたします。

子育て支援の拡充について、保育園児の給食費の無料化をという御提案であります。原議員の世代から子育て支援を拡充というところを訴えを聞きまして、本当に子育ての村だなどいうのを改めて実感したところでもあります。しっかりとまずは進めていくことをお約束をして、答弁をさせていただきます。

村では、幼児教育・保育の無償化の実施を境に、3歳児以上のお子さんに対しては、給食に関わる費用を副食費という形で納めていただいております。副食費については、国の基準は月額4,500円ですが村では1,500円を補助しており、現在保護者負担は月額3,000円となっております。この金額は上伊那の8自治体で統一でありましたが、来年度、令和4年度から飯島町が無償化に取り組むという報道がありました。調べたところ、対象は町内保育園に通う年少から年長の園児約190人が対象とお聞きをしております。

村の現在の状況について詳細をお知らせいたしますと、令和4年2月末現在、副食費の対象となる3歳児以上のおさんは485人です。そこから、村では所得税の所得割が7万7,101円未満、年収にいたしますと360万円未満の世帯、さらに所得にかかわらず第三子以降のおさんは免除としておりますので、実際に副食費を納めていただいている方は485人から152人を引いた333人となっております。割合で申し上げますと、69%が副食費を負担していただいて、31%が副食費の負担がない、そんな状況であります。

村が全員に補助している1,500円と、さらに今申しあげました減免している部分を加味いたしまして現状の村の負担額を算出いたしますと、年間約1,400万円となっております。ここに議員の御提案を受けまして全員を免除、すなわち無償化という形にいたしますと、試算では約あと1,200万円ほどの財源が必要となってまいります。子育て支援の拡充については、幼児教育・保育の無償化で浮いた財源を充てていく必要があると私は考えておまして、今後は何に優先して実施していくべきかが論点であると考えております。

そのような中、村では今年の8月から福祉医療に関わる自己負担金の500円をゼロとしたい方針でありまして、予算特別委員会の中で御説明をし、議会に審議をお願いしております。この自己負担金については幅広い世代に恩恵があり、また子供の健康維持・村内への病院・診療所の誘致にもつながってまいると優先度が高い事業であると判断し、事前に村民にアンケート調査も行い実施を決め、現在審議をお願いしているところであります。規模的には1,000万円から1,500万円ほどになりまして、今回の御提案と近い金額となっております。

御提案いただいた子育て支援の拡充については、繰り返しになりますが実施による効果等が高いほうから優先順位をつけて、また予算と向き合いながら村民の方にアンケートも行いながら、今後引き続いてやってまいりたいと思います。引き続いて慎重に検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） ありがとうございます。今言われたように、何らかの形で補助していただければと思いますので、よろしく願いします。

次にいきます。

新聞によると、昨年2021年に生まれた赤ちゃんの数は、人口動態統計で84万2,897人だった。6年連続で過去最少を更新しました。県内出生数も県の推計では14年連続減少の1万2,627人です。過去最少です。また、人口の自然減は1万3,479人で、過去最大の減少幅となっております。当村でも自然増はマイナス1となっております。

子育てのために、経済的な不安から結婚や子供を持つことをためらう若者は多いと聞いています。また、コロナウイルス感染症拡大ではとは言えませんが、感染拡大の影響で産み控え対策や妊婦の不安軽減につなげようと、自治体によっては祝い金などの名目で現金

支給する動きなどが広がっているとあります。

そこで、出生率低下に歯止めをかけるため妊婦から手厚く支援するとともに、出産祝い金などの支援ができないかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 出生率低下に歯止めをかけるため、出産祝い金制度の充実をという御提案であります。

令和2年に厚生労働省から発表された村の平成25年から29年の5年間の合計特殊出生率は、1.76と飯田市と並び県下トップであります。それ以前の5年間の1.64を上回っております。日本の合計特殊出生率は低下していると思われがちですが、2005年の1.26が最低値であり、それ以降合計特殊出生率自体は微増しております。しかしながら、人口構成におきまして子供を産むことができる女性の数、いわゆる母数が減少していますので、結果、出生数については、令和2年において84万人台と過去最低を記録いたしました。

ちなみに、合計特殊出生率が最低であった2005年の出生数は、106万2,530人でありました。国内だけを見て考えますと、子供を産むことができる人の数を増やすためには合計特殊出生率を上げていくしかありませんので、御提案いただいたようなアイデアは非常に重要であると考えております。出産祝い金制度を充実させることは、出生率向上に一定の効果があると考えております。

実際、上伊那においても飯島町と南箕輪村を除く6自治体で、それぞれ金額の差はありますが制度を導入しております。先日子育て世帯に村で行ったアンケート調査でも、538人の中から6人の方に御要望をいただいております。子育て世帯は要望が多様化しておりますので、これは少なくない数字であると私は捉えております。

さて、出生率を向上させる施策には様々なものがあることも事実であります。その一つとして、来年度、令和4年度から不妊治療の保険適用が始まってまいります。先日、県の方針がやっと固まりまして、関心の高い自治体ではさらなる独自支援について議論が活発化している状況であります。そのような中、私も村の不妊治療に対する独自支援を強く打ち出すよう指示し、数字も固まってきたところであります。強く打ち出したい理由としては、不妊治療を推進することで出生率が高まる確実性が高いこととあります。

出産祝い金の制度の充実も一定の効果があると考えますが、子供が欲しくてもなかなか難しい不妊の方にとってみれば、出産祝い金制度は辛い制度と見えてしまうこともあります。先ほどと同様の趣旨となりますが、実施による効果・納得感・確実性の高い事業から動かして行ければと思います。御提案いただいた出産祝い金制度については、大切に引き続き検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3番（原 源次） ぜひ、できることから支援していただければと思います。

次にいきます。

次に、出産を理由とする未満児保育の家庭において、産前産後期間後も引き続き未満児保育をということとあります。これは出産後の幼児を育てながらの複数の未満児を育てるのが大変です。近くに祖父母がいればお手伝いをしてもらえますが、今は核家族で若い二人が見なくてはなりません。ワンオペ育児などの言葉もあり社会的な整備は整ってきたとはいえ、

子育てが難しいと感じます。また、保育園の手続などがあり、出産間もない母親に負担がかかります。

そこで、先ほども言いましたが、出産を理由とする未満児保育の家庭において、産前産後期間後も引き続き未満児保育ができないかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 産前産後期間後も引き続き未満児保育をとという御提案であります。

産前産後の保護者、特に母親の苦労は私も4人の子育てを通じて妻から訴えを聞き、また共有をしてまいりました。村の保育園の状況であります。現在産前2か月、産後3か月と期間を限定してお預かりをしております。また、御指摘のとおり育児休業を取得される場合は家庭内保育ができると判断し、退園をお願いしているのが現状であります。家庭内保育ができると言っても、例えば年子であります。上の子も大変小さいわけです。我が家も平成24年4月、25年11月、27年4月とちょうど3年の期間で3人子供が誕生しておりますので、言わずもがな当時は大変な状況でありました。美談にするつもりはなく、正直村に移住するきっかけになったわけです。

また、現在村に居住している親御さんからも、産後3か月では負担が大きい家庭もある、子供がせつかく保育園になれてきたのかかわいそう、こういった意見を伺っているところでもあります。環境が許せば、親御さんの状況を見てケース・バイ・ケースで受け入れていきたいというのが心情であります。

しかしながら、村の環境・保育体制に目を向けて見ますと、次年度の入園において待機児童は発生していないものの、第1希望の園に入園できないお子さんが実際に出ている状況であります。また村の保育園では、年度途中の急な復職や転入等による入園を可能な限り現在受け入れております。実際に移住してきた方から、年度途中の保育園の入所についてほかの自治体で断られたが村では受け入れてもらって大変助かった。そのために移住してきたという声もお聞きをしているところであります。

さらに、近年未満児の入園希望が増加しております。1歳児については、令和4年度は令和3年度より30%増という形になっております。このため、保育士の確保がさらに必要な状況となりました。今後、さらにこの未満児の入園希望割合が増加いたしますと、施設的にも受入れが難しい状況となります。そういった場合、施設の拡張も考えていかなければなりません。

そういった中、産前産後期間後も引き続き未満児保育をする方向にかじを切りますと、さらなる保育士の確保と施設の拡張が求められます。特に施設の拡張は、人口ビジョンなどで今後の人口動態を見ますと投資に踏み切ることが少し難しい状況であります。とはいえ親御さんへの支援、先ほどの出生率の向上という面でも救っていかねばならない問題であります。

論点といたしまして、これが保育園で対応する事案かというところでもあります。都市部などでは、民間の産後ドゥーラやベビーシッターが現在その役割を担っております。上伊那はそういったリソースがそもそも不足をしておりますので、村としてそういったところへの支援が実施できないかは検討すべき事項であると考えております。

最後に、要保護児童の御家庭や養育の難しさを感じる御家庭など、特別な事情がある家庭環境にある場合は、柔軟に村としても対応しております。状況に応じて入園を継続している

児童がいることは御認識いただければと思います。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 保育士とか施設とか大変難しい問題があるかと思いますが、ぜひ心の籠もった救済をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、予算編成についてお聞きします。

先日の挨拶の中で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているが、税収はそんなに落ち込みはないと言われました。一安心です。今年度の大きな事業では、学校給食センター建設、LED化、南部小学校雨水対策など多々あると思われれます。子育て・教育はもちろんのこと、これから始まる高齢化社会に医療介護をはじめとする社会保障など、必要性の高いところへ十分対応をしていただき、限られた資源をより効率的に配分されることを望みます。

そこで、予算編成に当たり村長はいつまでも住み続けたい村を掲げた上に、そして初の予算編成に関わった事に当たり、何を基本と考えたのかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 令和4年度の予算編成について、何を基本として考えたかという御質問をいただいております。

御指摘のとおり、私にとって初めての予算編成でありましたので、手続といたしましては、昨年9月に私の政策を事業計画の形に落としまして各管理職に配布し、村3か年計画や予算編成の準備をいただくよう依頼したところであります。さらに12月の全職員に向けた予算編成の説明会において、次の点を初予算の編成の考え方として申し上げました。読み上げさせていただきます、答弁とさせていただきます。

第5次総合計画において、将来像に掲げるいつまでもあふれる緑、笑い声を実施するための取組に積極的にチャレンジをしていくこと、村3か年実施計画を基に政策・施策を長期的な目線で構築すること、過度に都市部など外部に依存する経済を見直し、地域外から稼いだお金を地域内で循環させる地域内経済循環の観点を重要視すること、また環境への配慮と食料・資源・エネルギーの地元調達についても意識すること、コロナ禍においてオンラインとオフラインのハイブリッド型で会合を開催していくこと、これは多忙な若い世代が村づくりに関わりやすくすることも意識をしております。

経済の停滞に伴う離職者増加やコロナ鬱、自殺の広がりなどの社会問題が表面化していくことへの対策を進めること、これまで継続してきた事業のうち費用対効果の乏しい事業を取りやめること、国や県・民間の補助金・助成金を積極的に活用していくこと、次世代に理解を得られる形で投資すべきは投資するという考え方を持つこと、具体的にはSDGs、カーボンニュートラル、自治体DX、働き方改革、教育及び子育て支援の分野を指定いたしました。

最後に、コロナ禍で人と人とのつながりの部分が懸念されるため、人が集う場の創出について意識して進めるよう指示をしたところであります。

以上であります。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 続いて、新型コロナウイルス感染症はまだまだ続くと思います。経済状態もあまりよいとは言えません。苦しいかと思います。その中で、今年度の重点施策

は何かをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 令和4年度の重点政策は何かという御質問であります。

3回目のワクチン接種など、新型コロナウイルス感染症対策は非常に先の見通しが立てづらい事業であります。また、10億円規模と大型公共施設建設事業であります新しい学校給食センターについては、調達単価の高騰もありその進捗管理に手が抜けません。さらに、子供たちの学びの保証の観点から、南部小学校の雨水排水対策事業、こちらについても早急に進めていかなくてはなりません。これらは、恐らく誰が村長になっては外せないと思われる重点政策であると私は捉えております。

また、気候非常事態宣言をした村としてゼロカーボン、SDGsへの取組を加速させ、また村民の関心を合わせて高めていくこと、さらにはICT・自治体DXを推進していくことはこれまで動きが弱かったこともありますので、地に足をつけつつスピード感を高めて取り組んでいくこと、こちら重要であると考えております。

具体的に申しますと、令和4年度から3年間を駆けまして公共施設のLED化を完了させます。また、3年後の150周年を見据え、令和4年度から3年間を駆けまして村民による植林を行うなど、参加型の村づくりイベントを企画・実施をしております。ICT・DXは昨年情報政策係を新設いたしました。令和4年度は村の意識の高い職員を情報センターに出向させ、連携を強化してまいるところであります。

私の公約に関連した重点政策といたしましては、南部小学校開校以来20年以上課題となっていた村道10号線交差点改良、また北殿駅南側踏切周辺改修事業など、通学路の安全・安心を目的とした事業の推進が挙げられます。子育て支援では、高校生以下医療費無料化の実施、このあと丸山議員への質問でも詳しく述べますが、教育については体育専科教員の配置、そして熟年者に向けては、福祉の窓口一元化を目標とした社会福祉士の積極的な採用・活用などが重点政策であると考えております。

以上であります。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3番（原 源次） 盛りだくさんの計画だと思いますが、できるところから着実にお願いしたいと思います。

今も出ましたが、続いてゼロカーボンの質問をしたいと思っております。

企業や家庭から出る二酸化炭素などの温暖化ガスを減らし、森林に吸収分などと相殺し実質的に排出ゼロにすることです。政府は50年までにカーボンゼロを達成する目標を掲げています。世界的にも実質ゼロを打ち出しています。再生可能エネルギーや水素などの利用拡大などいろいろと考えられますが、我々個人も考えていかなければならないと思っております。私たち個人でも責任を負い、当然村でも既に進行中かもしれませんが、何らか考えていかなければならないと思っております。

村のゼロカーボンに向けての具体的な取組状況をお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村のゼロカーボンへの取組はという御質問をいただきました。

国では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするカーボンニュートラルを目指すことを宣言をしております。本村でも、令和2年6月に気候非常事態宣言を行いま

した。2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指しております。人と自然が共に生き皆が自然と共存する村の実現に向け、温室効果ガスの排出量の抑制、公用車の電気自動車や低燃費車等の導入、エコドライブの推進など、可能な限り新エネルギーの普及と省エネルギーの対策に取り組んでいきたいと考えておりますが、これまでそのような議論が人口増対策などが優先された関係で十分に重ねられてこなかったようであります。

そこで、令和4年度からは費用対効果及びゼロカーボンへの貢献度が高いと確信できます公共施設照明設備のLED化をおおむね3年かけて実施をまいります。LEDを進める中で次の取組、例えば南箕輪村は、県下で一番新築戸建て率が高い自治体であります。そういった中で、住宅の気密性や断熱性、さらには電気自動車などに係る企画を立案し、方向性を示してまいりたいと思います。この部分は、企画立案に少しLEDをやっているところでお時間を頂ければと思います。

また、ゼロカーボン事業については、行政だけでなく住民や事業者など、全ての皆さんで課題と目標を共有する必要があります。先ほど申し上げました150周年記念事業を通じて村民への周知も図ってまいりたいと思いますし、今後村3か年実施計画の中で、地球温暖化対策実行計画の区域施策編を作成することも必要であると感じているところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） やっぱり急激にはできないかと思えます。長い目で見て最終的には50年排出量ゼロということでできればと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。次にいきます。

広く村民に愛されてきた大芝高原ですが、先人たちが次代のために残してくれた貴重な資源でもあり、四季折々の自然に抱かれた魅力満載の村民の憩いの場でもあります。運動施設やウオーキングを主とした健康施設、また子供から大人までゆったりとした気持ちになれる自然な場所として、今までも近隣の園児や小学生の遠足のメッカとして、また諏訪大社への木材の提供など話題になり、さらに人気も高くなっております。また、道の駅にも登録されて、施設や環境の整備も充実が図られてきました。大芝高原将来ビジョンも示されました。

また、大芝荘は昭和48年に体育施設等利用者のための休憩宿泊施設として建築されました。53国体、ソフトボール会場に備えて大浴槽及び調理場等が改築されました。私たち地元民としてもスポーツ大会の後、懇親会場として広く使用し重宝しました。現在は隣組の懇親会や村内各種団体の利用、または家族間の利用等実施する場所がなく、多くの村民や近隣の関係者などからも大芝荘だけでも開業してほしいと望んでいます。

そこで、大芝高原の今後の方向、また大芝荘がどうなっていくのかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大芝高原の在り方、大芝荘の考えはという御質問にお答えをいたします。

村は現在、大芝高原将来ビジョンを策定中で、昨年7月よりイベントやアンケートを通じて村民の皆様のお声を集めてまいりました。ビジョンでありますので、一番に可視化したい、示していきたい内容は、村民にとって将来大芝高原がどのような姿であってほしいかというところであります。大芝高原の今後の在り方、コンセプト等をしたがいまして示していく形となります。今後の在り方については、大芝高原を6つのゾーンに分けて示していくとし、

その概要案を広報みなみみのわ2月号で村民の皆様にお伝えしたところであります。

コンセプトについては、大芝高原癒しの森、いつもいつまでもを案といたしまして村づくり委員会に示し、今後意見を頂戴していく予定であります。ビジョンが定まり次第、具体的な整備計画を立てていく必要があります。特にアカマツは危機的な状況でありますので、大芝高原森林づくり実施計画の策定について、先日信州大学にも御協力を連携協議会の中で依頼したところであります。また、バリアフリー対応は優先して実施していきたいとも考えております。

大芝高原の魅力・価値を守り続けていくためには、村民福祉を第一とし、松枯れやバリアフリーに対応した再整備を進めていく必要があると私は考えておりますが、道の駅になったことで村民福祉かそれとも観光なのかなど村民の大芝高原を捉える目が、多様化・複雑化してしまったと私は感じております。そのため、ビジョンを策定することで130年続いてまいりました大芝高原が、その時代に合った村民の皆様の癒しの場所となるよう取り組んでまいりたいと思っております。

次に、大芝荘についてであります。

大芝荘は、昭和の高度経済成長期という社会情勢の中で村民の利益のために建てられた建物であります。近隣市町村も含んだ区や隣組との忘年会、新年会などの宴会場として利用され、また夏の合宿や観光の宿泊施設としても利用されてまいりました。しかしながら、その運営が順風満帆であったとはいえ、新型コロナウイルス感染症の出現により、2020年度は大芝荘を運営している村開発公社は6,400万円という大きな赤字を出してしまいました。内部留保もありませんでした。

4月に村長に就任して早々でありましたが、数千万円から1億円を超える税金を投資して営業を継続させるか、それとも休業させるかの選択に迫られたわけでありまして。私は、コロナ禍の中先の見通しも立たず、宿泊観光業は御存じのとおり現在においても大打撃を受けておりますので、大芝荘の宿泊宴会業務をそのまま継続することは不可能であると判断し、結果現在まで休業とさせていただきます。

大芝荘については、ワクチン接種会場として二次利用を現在もさせていただいております。別の形で村に役立つよう最大限配慮したところであります。

今後についてですが、議員御指摘のとおり、宴会については地域の住民の方からも再開の御要望をいただいております。私も宴会については継続していきたい意向ではありますが、数字を見ても厳しいものになっております。2013年には年間1万8,000人であった宴会利用者数が2014年には1万6,000人台に、2018年には1万5,000人台、2019年には1万3,000人台と大きく減少傾向であります。時代が進むに伴いまして、愛好している世代が限られてしまったことが数字から見て取れると思っております。

今後新しい生活様式が進む中で、大芝荘の宿泊宴会業務を民間団体に請け負ってくれるところがないか模索中でありまして。また、それだけでなく福祉分野など他業種での活用も検討をしておりますが、大芝荘は都市公園の中に設置をされておりますため、都市公園法の定めによりまして他業種への転換に制限があります。また、特定の団体のみの利用はできないなど、そういった制限があります。

村が定める公共施設等総合管理計画では、今後40年間で約25%公共施設を縮減せよというたわれております。村の人口は実際40年で1割程度しか減少しませんので、現在の公共施設の

一覧を見てみますと、なかなか圧縮できるような施設がなく、そういった中、大芝荘については直接村民の生活に影響しないこともありまして、候補に挙がってしまうというのが正直なところであります。解体して駐車場にしてほかの施設の利用者の利便性を図るという一案もありますが、まずは現状施設として利用できないかを探ってからと考えております。

本日の信毎の中でも、木島平村や売木村それぞれ指定管理者が見つからないだとか民間への譲渡を検討するだとか、そういった観光分野については日本全体、長野県全体で非常に厳しい状況であります。そうなりますと、指定管理を受けていただくところが見つかった場合でも、かなり不利な条件で契約をしなくてはならないということも想像できますので、こちらの部分は非常に慎重な判断が必要であります。

引き続き、まずは現状の施設として利用できないかを探ってから判断をしてみたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） せっかくの歴史ある場所ですし、立派な施設等ありますので、何とか村民のためになるよう努力をお願いしたいと思っております。

次にいきます。

先日、新聞で書かない窓口を導入する自治体という記事がありました。住民が行政手続をする際、申請書を書かずに必要書類などの交付が受けられるとのこと。背景には、いろいろな申請にそれぞれの課を回り申請書を書く手間をなくしたり、煩雑さをなくす利便性向上に加え、新型コロナウイルス感染症防止へ窓口の密を抑えたり、役場の業務効率化に成果を上げているとありました。

また、同様にお悔やみ窓口も設け、これまでは家族に不幸があると、故人が利用していた行政サービスを打ち切るために複数の部署を回って申請書の記入を繰り返す必要があったが、ここでは複数の手続が一度で済むという。ぜひ窓口の利便性のため書かない窓口を導入し、申請書の記入が不要で身分証明書の提示で済ませられればいいかなと思っております。

済ませられないかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 役場窓口簡素化について、書かない窓口を導入し、申請書の記入が不要で身分証明書の提示と署名だけで済ませることができないか、簡素化できないかという御提案であります。

原議員御指摘のとおり、全国の自治体の中には行政手続の際に申請書の記入が不要で、身分証明書の提示と署名だけで済む書かない窓口を導入しているところが近年出てきております。住民の方が免許証やパスポートを提示して申請内容を伝えること、もしくは事前にインターネットから申請することで、職員は氏名などの情報を手がかりにパソコンで必要な個人データを探し出し、内容を反映させた申請書を作成して印刷、その書類に住民が署名すれば申請書に基づき各種手続が進むのが書かない窓口であります。

おっしゃるとおり、複数課にまたがる申請手続など職員が一元的に進めることができますので、住民からしてみれば漏れなく早く簡単に手続が済みますので、大変ありがたい仕組みであります。現在、南箕輪村でもワンストップ窓口に取り組んでおりますが、この仕組みを導入することでさらにお客様の負担は軽減されると思います。ただ、調べてみますと導入に

はやはりICT化対応が不可欠であります。令和4年度予算に計上していますが、現段階では村役場にWi-Fi、無線LANがない状況であります。上伊那広域連合の情報センターが今後の自治体DX推進のエンジンとなりますので、そのシステムとの連携も検討していくことも大切であります。

まとめますと、書かない窓口について村独自で進めるには、まずは村役場のICT化が先となります。また、上伊那広域連合情報センターの動きを見ながらシステム連携できるのであれば好都合ですし、難しいようであれば村独自で進めることを検討する、このような流れで進めてまいりたいと思います。

書かない窓口とは別の話にはなりますが、来年度中に役場庁内に自動交付機を設置する予定であります。マイナンバーカードをお持ちであれば、申請書がなくても各種証明書の取得ができるということをお知らせをして、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 先日の話を聞けば、マイナンバーカードも大分普及されているようでありますので、それとタイアップをしながら積極的に取り組んでいただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、3番、原源次議員の質問は終わります。

ただいまから、9時50分まで休憩とします。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時50分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

1番、丸山豊議員。

1 番（丸山 豊） 皆さんこんにちは。議席番号1番、丸山でございます。

本来であれば、3月議会の11年前の東日本大震災の被災地の方に思いを寄せているところでございますが、もう今毎日テレビの報道はつらい映像が流れて、いたたまれない怒りが込み上げてまいります。いつ戦争が終わるのという子供の問いかけに、早く終わるといいねと答えるお母さん、あしたなの、あさってなのとまたさらに聞かれ、何と答えればいいのか分からないと、こんなような記事を読みました。本当にかわいそうで残念でございます。ただ私にできるのは、戦争が早く終わればよいなということを祈るだけでございます。

それでは、先に通告いたしました小学校教科担任制についてお聞きいたします。

この件につきましては、以前同僚議員が令和2年第3回定例会において村の取組状況を質問しておりますが、既に2年近く経過しておりますこと、また来年度より導入が予定されていることから再度取り上げさせていただきます。

2年前の状況として、議事録から教育長の答弁は、令和元年度より外国語（英語）に関して南箕輪小学校に専科教員が特別加配で配置されており、令和2年度からは南部小学校も兼務で対応されているということでありました。ただ、すっきりしたような取組でなく、中教審の専科という位置づけが受け止めにくい、これは不明な部分があるという意味だったと思いますが、教育長の言葉が苦慮されているという印象として伺うことができました。そもそも教科担任制とは、中学の授業のように専門の教師が授業を行う方式であります。小学校で

は、基本的に全ての教科を担当が教える学級担任制としておりますが、小学校5年、6年の高学年において教科担任制とするものであります。また、昨年は教育会議も開催されまして、この問題について村長と教育委員会で意見交換が行われたこともホームページで知ったところでもありますので、今後村と教育委員会ではどのように取り組まれていくか、現在の状況はどうかを伺って行きたいと思っております。

村長も、就任時のコメントで体育における教科担任制に非常に強い関心を示されていたことも今でも記憶しておりますし、教育会議で協議されたことは一歩前進と思っております。実は、私も体育の教科担任制は外国語よりも先ではないかと思うほど、個人的にはできることなら優先して取り組んでほしいと感じていたところでもあります。余談ではありますが、私は外国語よりも国語を先にしてほしいという気持ちも持っております。

最初に1点目として、何ゆえに教科担任制かということも伺いたいと存じます。ちょっと経過だけ説明させてください。

文部科学省は平成31年の4月、新しい時代の初等中等教育の在り方において中央教育審議会に諮問しております。諮問した理由は、今世紀A I ・ I O T ・ ビッグデータ ・ ロボティクスなどの先端技術が高度化し、急激な変化が進む中でソサイエティ5.0時代の到来が予想されていることから、これからの初等中等教育の在り方について総合的に検討することが必要であるからとしております。

諮問の中身であります。現行の学級担任制の教科担任制が含まれており、義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた担任制の在り方や今後の指導の在り方のほかに、教職員の配置や教員免許制度の在り方などの審議がお願い事項として上がっております。そして、2年ほどかけて中央教育審議会は令和3年1月、昨年1月ですけれども答申を取りまとめ、2022年令和4年度、今年ですけれど4月から本格導入すると明記し、対象教科をこの時点で理科・算数・英語を例示いたしました。さらに文科省は答申を受けて、7月には検討会議において先の3教科に加え、体育についても同様に各地域、各学校の実情に応じた取組を可能とすることに留意しつつ、専科指導の対象とすべき教科とするのが適当としております。そして、昨年暮れの閣議決定において、令和7年度までの今後4年間で進めるとしております。

そこで質問ですが、教育長に教師経験の立場から、何ゆえに教科担任制かをさらに具体的に説明していただければと思います。学級担任制との比較からそれぞれに長所・短所もあるだろうし、子供の早期成熟化を考慮すれば義務教育6年、3年ではなく、小学校5年、6年生の教科担任制ならば、4年間の小学校、5年間の中学校でもいいわけだろうし、小中一貫校も考えられると思います。

御意見をお願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号1番、丸山豊議員の御質問にお答えします。

まず、今回の議会で50分丸ごと丸山議員と答弁を共有できる、そんな喜びを感じております。よろしく申し上げます。

小学校の教科担任制制度の導入についてですが、何ゆえに教科担任制かについてお答えいたします。まず、導入の背景について、私のほうからも私の言葉で少し語らせてください。

議員お話のように、小学校教科担任制につきましては、中央教育審議会以下中教審とお伝えしますが、中教審により令和3年1月に令和時代の教育の在り方に関する答申が取りまとめられました。先ほど議員お話のとおりでございます。中教審は文科省におかれた最も重要な審議会、文部大臣の諮問に応じて教育・芸術・文化に関する基本施策について調査・審議、文部大臣に建議することを任務としている審議会でございます。

令和時代の教育の在り方は、令和の日本型学校教育として全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現でございます。急激な変化の時代、この間新聞には人も景色も猛スピードで変わっていくという現代社会、そんな表現もございましたが、その中で育むべき資質・能力を身につけるとしております。このことは今、新学習指導要領になってきているわけですが、そこと重なっているところでございます。

中教審の答申内容でございますが、幼児教育の質の向上とか、あるいは高等学校の教育あるいは特別支援教育、外国人児童生徒への教育の在り方等々がございまして、その中で先ほどお話の9年間を見通して、新時代の義務教育の在り方として小学校高学年からの教科担任制の導入があります。今まで全国における教科担任制制度の研究視点が大部分行われてきているわけですが、その成果あるいは課題、また現在文科省、国のほうで35人学級の推進をしております。来年度は3学年まで35人学級の推進になってきますや、あるいは先ほどお話の小中一貫校の動き、それから令和4年度から実施される小学校高学年における教科担任制の導入、そういうふうに理解しております。

英語、外国語でございますが、理科・算数・体育を対象教科としてあげ、文科省は令和4年度から7年度までの4年間で専科教員を3,800人純増、増やしていく予定でおります。令和4年度概算要求は2,000人だったんですが、950人という教員増で動き出します。

すみません、長くなりましたが、なぜ小学校高学年教科担任制度の導入かについてよろしくお願ひします。4つの観点でお伝えします。

1点目ですが、授業の質、該当教科の学力向上につながるということです。小学校5、6年の教科内容はかなり専門性が高まり、一人の学級担任が全教科を担当するには、教材研究の時間等も含め実際の指導において負担が大きいという現状があります。教材研究の深まりと教科指導の専門性を持った教師の指導により授業の質が向上し、学力の向上や定着が図られていくと考えられます。

2点目ですが、複数の教師の目で子供たち一人一人を見ることができるので、子供理解が進むということ。それに伴いながら一人一人のよさと可能性を引き出すことができるということ。小学校の高学年御経験のある方もいらっしゃると思うんですが、一人一人の児童に自我が芽生え始め、周囲の友達との関係が気になったり自分に自信が持てなかったりと、不安・悩みが出てくる時期でございます。

また、学級担任の価値観と合わなかったりして、担任との人間関係で苦しんだりすることもないことはありません。学級担任が中心となって子供理解を進め学級づくりを行うわけですが、教科担任制を行うことで複数の教師の目で一人一人の児童のよさや個性を見ていく、認め励ますことであるいは担任ではない一人の大人としての悩みや不安の相談に乗ることで、子供たちが安心して自分に自信を持つ可能性が増してまいります。

3点目でございますが、小学校から中学校へのスムーズな移行、接続が図られるということです。いわゆる中一ギャップの解消になると考えられます。教育課程は本来つながってい

るのですが、小学校の教師が全教科を中学校3年生まで見通しての授業、また中学校の教師が小学校の教育課程を踏まえての授業が基本であります。小学校教員の専門性と重ねたときに課題があるのではないかと考えます。その課題解決に向けての方策と考えます。

最後になります。4点目です。教師の働き方改革の観点から授業時数の減、あるいは授業準備の効率化により学校の教育活動の充実、教師の自己負担が図られると思います。

もう一点、課題があるのかなということに触れさせてください。

小学校の事業は担当が時間割変更を柔軟にできる、そういう利点がございまして。例えば私が授業をしていて、この時間のこの算数をもう少しやりたいなと、そうすると連続して時間を組み替えてとかそういう柔軟性があつたり、あるいは相互型で地域へ出て、そうすると実情の中でちょっと延期とかそういう状況も出てくる、その辺りを教科担任制にしますと枠がある程度はまってくるので、そこを柔軟にという観点から課題があるのかなとそんなことを思っているところでございまして。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 今、4点ほど良いところ、悪いところというか課題になるところも上げていただきました。確かにこんなに良いところが出てくれば、教科担任制というものもスムーズに進めていかなきゃいけないかなというところが前提として、今後の後の質問でお話させていただければとも思いますけれども、もう既にうちの教育委員会、定例会の資料を私も読ませていただいておりますけれども、平成31年の第1回のときにも教育委員さんから導入されたらというようなお話も出てきておりますので、そんなところからも関心を示してくれていたんだなというようなのも理解はしております。

これからの質問、私も前提としてスムーズにいけたらということも前提に質問させていただきますので、お願いいたします。

それでは、2番目のほうに移らせていただきます。

導入スケジュールということで既に取り組んでいる学校もあるようですが、閣議決定後では4年間で進めるとしております。村としてもそれなりに準備をしていたことと思いますが、幾らか猶予ができたようにも思いますが、現状教育委員会としてどのような導入スケジュールを抱いているか、抱いていたかをお伺いいたします。

この1年あまり、今年から実施という割には教科担任制について全員協議会などで説明がなかったことは、国・県からの情報がなかったということなのではないでしょうか。あるいは外国語のときのように、決定しなければ予算化しないので説明する必要がないということでしょうか。確かに国の状況を見ても前のめりな感じも受けまして、教員配置を考慮すれば確実というには程遠いような感じもありますし、簡単には実現できそうにありません。

しかし、全国で教科担任制に移行しようとしているわけですから、さわりくらは発信の必要性はあったのではと思います。議会が関心を示さないのもいけません、多くの村民、とりわけ保護者の皆さんは関心のあるところではないでしょうか。御意見をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。導入スケジュールに関してでございます。

まず、全員協議会等での説明に関してでございますけれども、例えば学習指導要領が変わ

るとか、あるいは先ほど申し上げました35人学級の推進、あるいは長野県が進めている30人規模学級、あるいはLD等通級指導教室等々、国あるいは県の施策でございますという動きでございますので、議員の皆様あるいは地域の方から問われれば私の考えなり動きをお答えできるんですけど、全員協議会で私からの現時点では御説明していく必要はないのかなというそういうふうには受け止めております。このあとの御質問と関わるんですけど、村としての施策であれば、必要の中当然説明していくことが肝要というふうには考えております。

導入スケジュールなんですけど、今回先ほどの小学校高学年の教科担任制、それについての導入ということでお答えをさせていただきます。

まず、教科担任制についてですが、いろんな形態があるかなというふうには思っております。先ほど議員おっしゃられたように、中学校のように担任以外の教師が教科の指導をする、教科等ですね、道徳もあつたりしますので、道徳は教科ですけれども。現在、小学校での音楽あるいは理科等の形態がその形態になります。

それから、専科教員が担任とTTで授業をする、そういう形態もあるというふうには思っております。それからクラス担任をしながら、例えば1組の担任が2組の担任とチェンジして、例えば算数をその先生が1組と2組を持つ、あるいは2組の先生がその代わりに国語を持つとか、ちょっと時数のからみもいろいろ出てくるんですけど、そういうふうな形態があるということ。それから中学校の教師が小学校の教科の授業を行う、それから非常勤講師、外からの外部講師の方が授業を担当とTTで行う、そのような形態があるかなというふうには思っております。

今後の導入スケジュールなんですけれども、担任以外の教師が教科等を指導する場合、国・県からの特別加配との関係が生じてまいります。文科省の動き、小学校高学年における専科教員については先ほど申し上げましたが、外国語・理科・算数・体育を対象教科、令和4年度950人の教員増で動き出します。

それを受けて長野県の動きなんですけど、県教委から具体的な説明を市町村教育委員会で受けていることはまだ現状としてありません。全国で950名ですので、長野県にどれぐらいの加配がなされるか、また上伊那で人数はどうなるのかということになってきます。聞くところによりますと県で19名、上伊那で1名の特別加配のような形になるかなというふうにお聞きしています。配置に関して私が手を挙げて、南箕輪が手を挙げたからと言っても、そのところが反映される状況では現在はないというふうには理解しております。文科省が描いている令和7年度までの小学校教科担任制がどこまで整うか、非常に不透明な状況かなというふうには思っております。

令和4年度においては、文科省の動きとは別に南箕輪村に村の会計年度職員として体育専科の教員を配置し、冒頭で述べました4つの観点で動き出します。村長さんの願いでもございます。現在、担任とTTによる指導形態を進めることを考えております。

先ほど申し上げました多様な形態の中で、クラス担任をしながらほかのクラスの教科の授業を行う形態は、先ほど触れていただきましたが、村教委としても4年ほど前から学校と相談しながらできないものかなということを重ねてきている今でございます。学校の実情の中なかなか踏み切れないという状況がありますが、来年度試みとして学級に1単元、一つの単元の組み替えができないかなってそんな動きも今聞いておりますので、非常に楽しみでございます。

それから、文科省の令和4年度からの導入スケジュールの加配教員とは異なりますが、南部小学校では令和4年度1学級増になります。13学級になるんですけれども、このことにより教員配当基準、特別加配とは別の基準の中で1名専科教員が配置されます。現時点では、理科専科を予定しておるといいます。ですので、先ほども特別加配の関係と今の教員配当基準、その関係が現在生じているという、そういうふうに御理解いただければありがたいと思います。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 4年の間で準備ということですので、4年といっても簡単、もう過ぎてしまうかもしれませんけれども、今言われるように、様々な形態の中で何とか組み合わせながら教科担任制を進めていっていただくということしか私のほうから今お願いできませんけれども、この後、今教育長さんが先に950名とか上伊那はもしかしたら1名という話もしてくれたものですから、ちょっとそこら辺のところに入っていきわけですけれども、できる限りいろんなケースを考えてやりやすいような、そこを村がどうやって補完できるかっていうところで進めていっていただければと、そんなふうに思います。

もう急いでやっていただくということにはなるんですけど、4年間ということですので、準備しながら進めていただきたいと思います。

それでは3番目の学級担任制、これも関係してきますけれども、併用となるのかということで、導入した場合としてお願いいたします。

そもそも教科担任制と言っても、国予算の数字を見れば教師確保の観点で先ほどもお話があったように950名、全国で950人と出されております。そのうち20人というものが長野県分ということをお話しました。改善見込数3,800という数字が乗っておりましたけれども、これでいくと長野県分は80名という数字にはなります。今後増加するにしても、必要な数を満たすには相当時間を要すると思います。

このような状況で教科担任制となれば、小学校5年、6年の理科・算数・英語・体育でということですが、現在でも音楽・家庭科などは専門教科でありますので、残された国語・社会・道徳・総合学習の教科は今までどおりの学級担任制となるのでしょうか。

それともということじゃないんですけども、1、2、3、4学年は今までどおりで、5、6年生が学級担任制・教科担任制が混在されるとすれば、教員の人員や配当、確保などでスムーズにできるのか心配ですが大丈夫でしょうか。時間割の中で一日6時間の授業があるとして、そのうちの半分が教科別で残りは従来どおりの学級担任が受け持つ、そんなイメージでお答えしていただければと思います。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 学級担任制との関係をどう見るかということについてであります。先に述べましたように、学級担任による授業を基本としながら一部の教科の教科担任制の導入というふうになるかと思っております。

あとの御質問にも触れるんですが、教員がいないです。少ないですということが一つ。それから、子供たちの発達段階に応じながら小学校のどの学年から教科担任制というのを考えていったらいいか、そこが大事な点だと思うんですが、今までのモデル校も含めてやはり実践からも含めて、5、6年がという方向で今来ているかなと思っております。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 3月ですので、これから異動の記事が載ってきますけれども、先生の小学校・中学校の異動が結構頻繁に行われているような感じも受けます。だから、中学の先生が小学校に異動されるというのはよく見るわけですが、6年生は次の年中学にあがりますので、連携という意味では、中学校の先生が小学校の授業を受け持つというのは本当に結構なことじゃないかなというふうに思います。交流が行き届いていってくれることを期待しながらということで、次の質問に移ります。

これも教員の確保についてということにつながってきますけれども、教科担任制における教員の確保についてということで、専門教科ということになれば免許・資格の問題もあらうと思います。教員の確保が大きな課題であらうと思いますが、中教審では理科・算数・英語を例示したが、どの教科で導入するかは学校ごとに柔軟に対応してもらいたいと、こういうふうにしております。現状はどのように考えているのでしょうか。整ったところから始めるということでしょうか。

先ほど、今様々なケースがというふうに教育長がおっしゃってくれたものですから、そういうところの説明と重なってしまうかもしれませんが。

それと、小学校教諭の免許だけでは専門教科というわけにはいかないと思いますので、県内・郡内での調整は大変なものになるのではと考えます。また、村の単独費を使いながらということもあるものですから、村の姿勢を問われることにもなるとも考えられます。

この教育についてですが、国・文科省が方針を出して県教委から村にという流れであります。しかし、現場では基礎的自治体である村が子供たちを預かります。柔軟にと工夫してとか言葉では簡単だろと思いますが、教科担任制を言う前に、国・県においては教員確保の方策がまず考えるべきだったと私は思っております。

最近では、もう文科省の先ほど教育長もおっしゃられたように、実態調査で教員不足が明らかになったと一斉に報道されております。残業が多くきつい職場と敬遠されて教員志願者が減っているとのことであれば、おのずと優秀な人材が集まるとは言えないと思います。専門教科の教員を増やすことにより、学年担任に空きの時間が確保され働き方改革にもなるという教科担任制ではありますが、地域差もあるとのこと。教育の質のことだけを考慮すれば、退官された団塊の世代の皆さんのお力をお借りすることはベターと思いますが、いかがでしょうか。

第5次総合計画後期基本計画でも学校教育の充実がうたわれております。専科教員確保全般について、今後の村の姿勢、対応などをお伺いいたします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 教科担任制における教員確保についてでございます。

現状ですが、南箕輪小学校では音楽・理科・英語が専科教員、それから南部小学校では南小と兼務で英語、それから音楽・家庭科を合わせてお一人の専科教員が授業を行ってきております。

令和4年度ですが、来年度担任をする教員が不足している現状、先ほど議員もお話の全国的にちょっとあるわけですが、現状で、今英語専科教員をしている先生が、担任がない状況の中でそちらの担任をしなきゃいけないという状況が生じてきています。郡の中の

状況なんですけれど、そういう中で英語専科教員を担任に位置づけるため、英語の専科教員は郡内で現在3名から2名になっている。村に英語の専科教員は配置できない、そういう状況になっております。教員確保についてですが、本当に退職された方あるいは教員免許がある方を必死に探して、何とか令和4年度が迎えられるかなという郡内の状況であります。

専科教員確保については、先ほどの体育専科教員のように、村・教育委員会としての施策において確保に努めていることは大事なんですけども、郡・県の学校が整うように、教員のOBの方をはじめ、地域と方とのつながりを今後も大事にしていかなければいけないなと思っております。

すみません、端的でございますが以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 先生の確保も計画性をもってと言われても、どこがイニシアチブをとってやっていくのかというのは、ちょっと県の教育委員会なのか村の教育委員会なのかと聞かれましても私は何とも言いようがありませんけれども、何と村の議員の立場でお願いするとすれば、村の行政のほうに働きかけて、県のほうに働きかけて何とか準備していただき進めていただければ、先生の確保をしていただきたいなとそういうことでございます。

予算審議の中でも先日もお伺いして、他市町村に比べて支援員など、多くの村費でうちの村は教育のほうにお金を結構使ってくれているというようなお話も聞いておりますので、ぜひそんなところも、そここのところに集中してしまうとどうしてもどっかに穴が開いてしまうわけなものですから、なかなか簡単にはいかないと思いますけれども、お金のかかる話、先ほども村長の話も聞いていても、検討するっていう事項が多くなれば多くなるほどどこかにしわ寄せが出てくるわけでございますので、先ほどの議員の話でもないですが子供たちも宝でございまして、ぜひともやっていっていただきたいなと、そんなことを希望します。

もうちょっと1点だけ補足で聞いてみたいんですけども、理科・算数・英語・体育、こういうふうに教科担任制が今出てきておりますけれども、うちの村はどの教科を優先するかとかいう、今体育のほうはもう村長が就任以来からということでありますので私も大賛成しているわけですが、じゃあほかの理科・算数・英語という、プライオリティでいくところへんのところからっていうのが、こういうのは村とか学校とかそういうところからは案としては考えられないわけですか。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） まだ教育委員会あるいは総合教育会議も踏まえながら、そここのところをしっかりと詰めていない状況がございまして。全国学調とかいろんな状況を見ながらどうしていくかそこを考えていく必要があると思うんですが、私個人的には小学校から中学校への重ねの中で、私は算数がっていう願いを持っている男でございまして。

先ほど議員は国語のほうがというふうにおっしゃられましたけど、村長の願いの体育という、今回それを重ねながら、村として体育の専科教員をとという動きでいるところでございまして。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 村が方針を出すのかどうなのかっていうのはよく分かりません。これは学校の先生の配置というか異動によって決まってくるんだとしたら、ちょっとそれ違うかなというような感じもしますけれども、うちの村はこんなところを重点的に進めたいなと

かいうのがあれば、どの教科っていうのにもつながっていくのかなとも思いますけれども、そこら辺はまた様子を見させていただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。

5番目の、先行した外国語（英語）の実施状況についてということでお願いいたします。外国語について先行的に進めていますが、先生は中学からの乗り入れということでしょうか。先ほどもちょっと担任もだとか言われた英語専科の先生のことですけれども、中学からの乗り入れということになるのでしょうか。学級担任対応でしょうか。

学級担任の場合、小学校教諭免許に英語科目はなかったと思いますが、十分な指導はできたでしょうか。そうでないなら、外国語教員の確保はどうされたのでしょうかということをお尋ねいたします。ティームティーチングということも聞きましたが、説明をお願いいたします。

また、うちの村は大分前からALTをお願いしております。ALTと英語専科教員はどのように配置されているのでしょうか。ALTの立場は学級担任の補助的役割になるのか、また、誰がその場合指導要領に対してイニシアチブをとるのは誰なのかということをお願いいたします。

また、学習指導要領によれば、標準時数は文科省では小学校5年、6年生は年間70時間、小学校3、4年生は35時間の外国語活動という教科で、今小学校のほうはやられているということでございます。この増えた分、何が減ったのでしょうか。ちょっとこれは余談ですけど、何がどんなところが減ったとかいうのをお尋ねいたします。

そして、3、4、5、6年生の学習実態は、国のいう中学校の学びにつながる系統的な指導の充実を図る観点から、本格的な教科担任制につながる成果となっているのでしょうか。本村の場合の実態状況でお願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 御質問、外国語（英語）専科の状況についてでございますが、中学からの先生の乗り入れという形ではなく、先ほども申し上げましたが加配教員として小学校に位置づいて、当初南小にということだったんですが、翌年から南部小学校と兼務ということで現在に至っております。

小学校英語専科教員の確保についてですが、先ほど申し上げた特別加配なんですけれども、教材研究もしっかりできる方であり、当然英語の免許を持っている方でございますので、英語への児童のなじみが早かったり、効果的な教材である魅力ある授業の展開が行われたりしてきています。子供たちにとって、先ほどの魅力ある、楽しい、そういう授業になっているかなというふうに思っておるわけですが、中学校との接続の観点でも大変有効であったというふうに考えております。

英語に関しては、導入のところからかなり中学校に向けてボリュームが高学年になると5、6年で増えています。単語とか学ぶことが。そこで、中学校に向けてということでお力をいただいているかなと思っています。

それから特別加配がつかない来年度なんですけれども、担任が主体となり先ほどもお話のALTと、ALTはアシスタントラーニングティーチャーですので、担任をサポートするというか一緒に考えてやるというそういう立ち位置でございますので、外国語（英語）の授業を担当が主体となってALTがそれをサポートというか補助しながら一緒にやっていくとい

う。ALTは中学1名の先生方、それから小2校に1名の方、とてもいいALTの方に入っ
ていただいているなど実感しているところがございますので、来年度はALTのお力もいた
だきながらしっかり英語の授業、外国語の授業をしていくということでございます。

それから、先生方は当然ながら英語の、私もそうですけど英語の免許というか英語云々じ
ゃなくて小学校の免許を持っていたんですよね、持っているんですけども、研修を導入の
ところから重ねてきています。それから専科教員から学んでいるという点もございませ
ん。それから、村では村の配慮をいただきながら、英語教育コーディネーターを専科教員が入った
ときに入れていきます。なので、英語教育コーディネーターの力をいただきながらというこ
とで、子供たちの学びをしっかりとしたものにしていきたいというふうに思っております。

それから先ほどの授業時数の関係なんですけど、非常に苦しいという言葉がいいのか、指導
要領が変わる中で2008年と比べるわけです。前と比べると子供たち6年間で標準授業時数、
いわゆる時間が140時間増えていますので、本来例えば木曜日が5時間が、6時間になっ
たりとかそういう形で時間割を組まざるを得ないという状況になっています。それはそれど
しかり受け止めながら学校は動いているところでございます。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 教科担任制につながる成果となっているかどうかというのは、今
のお話ということになるわけですか。はい。

今のお話をちょっと聞いていてあれだったんですけども、担任の先生がいてALTの先生
がいるっていう、だから補助的な役割はALTの方が補助的なことをやって、指導要領その
ものの責任ある役割というのは担任の先生がやっているという、そういうふうに理解してい
いわけですね。はい、分かりました。

それでは、6番のほうに移ります。

村における南小と南部小学校は、同様に対応できるかということでございます。教科担任
制には学校規模の問題はありますでしょうか。その場合、大規模校の南小とクラスが少ない
小規模校の南部小学校では、教科担任制について違いが生じるか、その場合教育の質の問題
が生じるおそれはないのか伺います。

また、音楽・図工などの標準時数の少ない教科と、英語・算数などの多い教科とでは学校
規模に教師の数において違いがあるようですが、4月から実施しようとしている文科省の方
針はどうでしょうか。このことに伴い、村の南小・南部小学校の対応に差が生じることにな
るのでしょうか。

教育長の以前の答弁で受け止めが難しいと言っていた部分になるわけですが、村独自の支
援も含め伺いたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 南小と南部小学校は同様に対応できるかということでございませ
ん。教員配当基準あるいは先ほどの特別加配の関係を踏まえながらですが、同様にいくとい
うことには難しさがあるなというふうに考えております。

専科教員が、特に南部小学校ですが理科専科の先生がいなくて、来年度は入る予定ですけ
れども、理科専科がいなかった南部小学校と南小を比べて学力の比較はしておりませんが、
そこで差があるという話は中学校からは聞いていない、私自身受け止めておりません。英語

専科の配置に関しては先ほど申し上げたわけですがけれども、英語教育のコーディネーターを入れながらということで、来年度もそれを継続しながらしっかりやっていく、そんな方向でおります。

文科省が描いているベースには地域や学校などの実情に応じた専科教員の配置というのをしておるんですけれども、その中で学校規模というのが当然関わってくると考えております。いずれにしても、本村に限らず県内を含め全ての学校に専科教員が配置されるわけではありません。むしろ学校規模に応じた工夫、例えば南部小さんでは専科教員の方がいなくても工科短大の校長先生が授業に、今年はちょっと動けなかったですが来たりとか、地域の方あるいは先生方がそこをしっかりと勉強して研修して授業を行う、そういう工夫・取組が求められているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 私たちも同じ村にいて差があるとはとても思えないというよりも、そういうことがあってはならないと思っていますので、当然そういうことかななんて思ったりしていますけど、今本当に偶然ということはないですね、やはり理科の専科の先生がおられた、おられなかったという、これは今度はそれはなくなると思いますけれども、そういうことがあったということであれば、やっぱり学校の規模でしか図ることはできないのかなと。子供はともかくとしても、違いが出てくるとどうしても保護者のところに何でっていう話が出てくると思いますんで、そこら辺のところはやっぱり村として補完できるような何かを協力してあげられるような、そんなことが必要じゃないかなというふうな気もいたします。

次に最後の質問に移らせていただきます。

体育における教科担任制をどう考えるかということでございます。

この答申を文科省は、9年間を見通した教科担任制の在り会について、検討会議において体育についても先の3教科同様に優先的に専科指導の対象とすべき教科とするのが適当としております。少し古いですが、昨年答申後の長野日報1月31日の報道がございました。これによりますと、教科担任制の先行導入をする辰野町の教育委員会の記事を掲載してございました。両小野小学校において、1年生から3年生と4年生から6年生の二つのグループに分けて体育の授業を行い、体育が得意な教員が主に指導し、ほかは補助にまわって全体へ目を配るとこんなふうで紹介をしておりました。いろんなアイデアがあるなと思いました。

私も昨日の予算審議の折に教科担任制5年、6年生って言ってるんですけども、体育の話は5年、6年生なのかなというふうな心配もちょっとあったんですけども、また後で村長にお話ししていただければ結構なんですけど、1年生からというふうなお話であったものですから少し安心したところでございますけれども、教育会議でも話題となった体育における教科担任制は、私自身も特に進めてほしい案件でありますけど、様々なハードルがあると思います。スポーツでよく言われるバランスの必要性を求めた心技体や知育・徳育・体育の教育基本原理の知徳体などは、健全な体を鍛えてこそその言葉であると思います。村長の強い関心をお持ちとのことで、実現できるような取組を願いたいものです。村長と教育長のお考えをお願いいたします。

最後に、身体に関係するものとして給食センター建設も始まりましたので、食育についてもお願いいたします。教育長さんから事前の聞き取りの中で、子供たちの食に対する意識が

大きく変わっていることを聞きました。総合計画にもあるように、食育推進計画に基づいた食生活、地産地消の推進、児童生徒と生産者の触れ合いを図り、偏った食生活、体力の低下などの解消を進めていただきたいと思います。

一言お願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 体育における教科担任制について御質問いただいておりますので、解答いたします。

まず、小学校教師は体育を含めまして非常に多様な教科を子供たちに指導しなくてはなりません。その中で、なぜか体育は教科書がありません。そのため、教師の力量が大きく影響してまいります。また、座学ではないため子供たちのそもそもの統率や用具やコートの準備など、ほかの教科と比較して授業をマネジメントする能力が求められる科目であります。

一方、子供たちに目を向けて見ますと、運動の二極化の進行や議員の子供時代と比べますと、体力もかなり低下している状況であります。そのような中、運動が苦手なお子さんへのアプローチも喫緊の課題として考えております。

平成29年、平成30年度に文部科学省が行った調査では、一人以上の体育専科教員を配置している小学校とそうでない小学校を比較した場合、配置している小学校のほうが授業の目標設定で13.8ポイント、振り返りで13.4ポイント、ICT機器の活用で6.9ポイント高いというデータが実際に出ております。結果として、担任と専科教員2人で行っている学校は体育の授業を改善しようとする意識が高いことが分かります。また、合わせて運動が好きだと答える児童が多いという傾向にもデータとして出ております。

体育の専科教員の配置は単に専門的な指導が行えるという利点だけではなく、ここがポイントであります。担任の先生と一緒に授業を行うことで担任の体育の指導力を向上させることができます。これを継続していくことで学校、行く行くは県全体における体育の授業の改善を促進できるとともに、子供の多様な実態を踏まえ、運動が苦手な子も含めまして個に応じた支援を行うことが可能になっていくと私は考えております。

また、現代社会は非常に変化の激しい社会であります。画一的な業務をどれだけ早くこなすことを求められた古き良き昭和の時代と異なりまして、今の若者は社会人になると同時にアイデアを出せとか斬新な発想で新しい企画を出せ、新規事業を考えろとそういったことを求められる、新しいことの創造を求められる、そういった傾向にあります。

現在の学校教育は果たしてそのような創造性を高めることに答えられているのか、そもそも私たち大人が創造性の構造を理解しているのか、創造する力を養うためにどんな教育が必要なのかを説明できる状況でありますでしょうか。まだまだこれから模索していかなければならないところであると思います。

そういった中、体育で行う試合・ゲームはすぐに結果が出ます。しっかりとマネジメントされた体育授業では、Plan-Do-Seeのサイクルがぐるぐると回っておりまして、言い換えれば結果がすぐに出るグループワークとしても捉えることができ、大変な優秀な科目であります。別の観点で言えば、そういったことをしっかりとできていない体育授業が多くありますので、伸びしろがある教科であると思っております。

体育についても教える内容も変わってきておりまして、先日の指導要領の改訂では、主体的・対話的で深い学びの実現というところが強く打ち出されました。おっしゃられるとおり、

国でも体育も含めて専科教員の配置を進めておりますが、先ほど教育長から答弁したとおり、南箕輪村の配置される見込みはほぼ現在のところ望み薄というのが実際であります。村独自で早期に取り組むことは将来を少数精鋭で担わなくてはならない、子供の成長に資する大変価値のあることと私は確信しておりますので、御理解をいただければと思います。

細かな担当学年や現場での対応、また食育については教育長のほうで答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 村長から熱く語っていただきました。そのとおりでございます。ゆっくりじっくり動き出したいなというふうに思っております。学校とまた3月中に相談を重ねる、そんな場も設ける予定でございます。

食育についてということでお願いいたします。

体育もちろんそうですがふだんの生活もそうなんですけど、学校の栄養士あるいは栄養教諭と話す中で胸の内を語っていただく中で、学校における食育の推進に向け、栄養士さんたちはうんと頑張っているんですね。その中でカロリーバランスを考えたメニューとか地産地消、そういうものを大事にしているんですけど、やはり子供たちに食べて欲しい、これだけは食べて欲しい、このカロリーだけは取って欲しい、そういう状況があるんですけど、例えばソフト麺が大分残ってしまうとか、パンも米も金芽米を村からあれしているんですけど残ってしまうそんな状況もあったりとか、全体的に洋風な献立、混ぜ御飯の日は残菜がないんだけど、魚や野菜の多い日は残菜が多い、そんな傾向があるという。本当に切実な思いだと思うんですけど、育ち盛りであり体をつくっていく子供たちの食生活が大分変わってきているなど、そんなことを思っております。

そんなことも含め、新しい給食センター、食育ルームを設けていく方向で今計画しております。センターの新設が子供たち・保護者を含めた地域の皆様の食育推進の一つの拠点になることを願っているところでございますが、食べる子は大丈夫というのは私自身うんと思っておりますけれども、その辺り家庭あるいは地域と連携しながら、今のセンター云々だけではなくて、しっかり進めていく必要があるかなとそんなことを感じております。

以上でございます。

議 長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 体育、教育会議の資料を見させていただきますと、この中で、教育委員の方が体育の授業を1クラス30人を教えるのは本当に大変だというようなお話が出てもおります。だから、複数でやるのは結構かなと。また、教員も体育の中で得手不得手があるんだというもんで、専科の体育の先生が入っていただくことが非常に有効じゃないかなというような、そんなふうに教育委員の方もおっしゃっておりました。できることなら4年間云々の中でしっかりと準備していただいて、4年後にはスムーズに教科担任制が進んでいただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

議 長（百瀬 輝和） これで、1番、丸山豊議員の質問は終わります。

ただいまから、11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前11時00分

議 長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

2番、山崎文直議員。

2番（山崎 文直） 2番、山崎文直です。

今回、2件について一般質問をしたいと思います。

毎年この3月議会で思い出すのは、10年前に私がまだ議会に出る前に3月11日に東日本の大震災がありまして、自宅で聞いていたことを後で先輩の議員の皆さんに、この会場で揺れてこの机にしがみついていたってというような話を聞き、この3月っていうのは年度変わりのときでもありますけども、いろいろある月なんだな、そういうことで現在のウクライナ問題についても非常に心を痛めるところであります。どうか早く声を大きくして終結を願うところであります。

質問に移ります。

1番目の質問ですが、消費生活センターの広域連携への村の対応についてということで、2月の全員協議会で消費生活センターの広域連携についての村からの提案がありました。その後この近日になりまして、この村の中でもここには具体的におきましたけども、いわゆる置き薬の業者が独り住まいの家庭に来て、薬も一応あるんですけども、そのついでに高額な布団を押売をしたというのがその家族を通じて相談がございました。

独り暮らしというのを事前に知っていたかどうかはちょっと分かりませんが、置き薬と言いながら掛け布団10万円、敷布団10万円ぐらいのものが家に行ったらまだ包みのままであって、これはどうしたんだと言ったら、薬の人から勧められて買ったというようなことであります。いろんなそういう事例がありますし、毎日のようにオレオレの詐欺のお年寄りが何百万円も支払いをしたというようなニュースを見ることがあります。そういう意味では、この点について何とか防止をする、早めに解決をしていくっていう方策をみんなで考えなきゃいけないだろうなというふうに思います。

そういう意味では、この消費生活センターの存在意義というのは非常に重要だなということですが、今回の広域連携、県の方針で県のセンター19か所から各市町村の中に集約をしていくということで、上伊那の場合は伊那市と駒ヶ根市のセンターに伊北の町村の辰野、箕輪、南箕輪は伊那市のセンターに集約をしていくという提案がありました。これについて、やはりこの消費生活の問題というのはどこにどうやって相談をしていいのか、これは相談すべきものなのか、だまされている人については、その人自身がそれに気づく前にいろんな犯罪が進んでしまうというような部分もあります。

そういう点では、身近なセンターのことであってほしいなというふうに願うわけでありませうけれども、そういう点で、私はこの提案があったときに、今後の中で今年4月1日からこの広域対応が開始されるというふうになっています。伊那市のところでは、2名の相談員が対面か電話にて対応するという形になっています。開所時間は平日の8時半から5時15分ということで、通常の庁舎の時間帯だというふうに思いますけれども、そういう点で、今後私としては伊那市でありますけれど、この村の人たちが何かこういうことについて相談をしたというときにまず最初にどこにしたらいいのかなという部分にありますので、この辺について、村側としての伊那市の生活センターに相談する前に、順序的にはどういうふうにしていくのがベターなんだろうなという方針をまずお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 2番、山崎議員の質問にお答えをいたします。

消費生活センターの広域連携に対して村の対応についてというところで、まず相談するには役場なのかもしくは伊那市のセンターなのかという御質問であります。

消費生活相談につきましては、県のデータによりますと通信販売や電話勧誘、訪問販売など特殊販売に対しての相談が全体の70%ほどを占めており、残りは特殊販売以外の店舗購入、架空請求はがきなどが挙げられております。

令和3年の長野県の特殊詐欺の被害状況であります。被害件数155件、被害総額約2億7,000万円でありました。さいわいなことに村内で把握された被害事例はありませんでしたが、特殊詐欺など悪質商法は年々巧妙化・複雑化・多様化しており、相談する側も専門的な知識や経験のほかに、変化にスピード感をもって対応することも求められていると感じております。

国の消費者安全法により市町村は相談機関を設置し、消費生活相談員を置くよう努めなければならないとされております。県においても、第2次長野県消費生活基本計画において、各市町村への消費生活センター設置による人口カバー率を100%と、そういったことを目指すということがうたわれております。

現在、上伊那郡におきましては、伊那市・駒ヶ根市以外の町村は専門の相談員を置けない状態が長く続いておりました。そのため、令和元年より広域で協議を重ねた結果、現在消費生活センターが設置されており専門の相談員が既にいらっしゃる伊那市、また駒ヶ根市に集約する方針ということが決定をいたしました。それを受け、伊北の3町村、辰野町・箕輪町そして南箕輪村は伊那市に、伊南の3町村、宮田村・飯島町・中川村は駒ヶ根市と広域連携を行って実施することが運びとなりました。そのため、村といたしましても令和4年4月より伊那市と協定を結びまして、消費生活センターの共同運営をスタートする形となります。

現在の消費者相談の窓口は村の住民環境課・生活環境係か、もしくは飯田市にある南信消費生活センターとなっております。相談ダイヤルであります消費者ホットライン188を回していただきますと、平日は村の役場住民環境課に、休日は国民生活センターにつながるようになっております。この部分は4月以降もそのまま変わらないところでありますが、こちらの方針といたしましては、最初に受ける相談について伊那市の消費生活センターのほうに集約していきたい意向がありますことから、ここの電話の部分も今後対応ができるかについては働きかけていきたいと思っております。

議員より説明がありましたが、伊那市消費生活センターの人員体制は今まで一人でありましたが、今回4自治体が共同でということによって一人から二人体制となりますので、より相談についてのしやすい環境は整うと思っております。

以上であります。

議 長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） ホットラインでいきますと、従来どおりこの村の役場にも通じるということのようでございます。スムーズに、困っている人がいかに速やかに相談ができるような体制というのを、今後とも常に目指していただきたいというふうに思います。

次いで2番目の質問であります。

今回の私が聞いた話では、男性の高齢者お一人で住んでいる状況の中で来た。たまたま遠くに住んでいる家族が行ったところがそういった布団などを見つけて聞いていたら、薬

屋さんが置いて行ったということで、薬を売るところが本来のところなのに布団のところまでそういうことがされたということで、やはりこれからの高齢者だとか、例えば認知的に少し進んでいる方等が狙われやすいということでもあります。

聞くところによると、そういった業者の人たちはいろんな情報というか名簿というか、そういうようなものもかなり取りそろえているということで、自分たち、私たちが知らないところでターゲットにされているという部分があるのではないかなというふうに心配もされます。そういう意味では、今後は高齢者や認知症の進んでいる方等の人たちに対する少しそこに特化したような対応、その村のいろいろ民生委員だとか役場の担当の係だとか、そういう部分でも情報を集めてそれに対する対策っていうのが必要になってくるのではないかなというふうに思いますので、この辺についての村の考え方等をお聞かせいただければというふうに思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 高齢者や認知症の方など、狙われやすい方々に向けてとりわけの対策が必要ではという御質問であります。

まず、高齢者の方に向けては、村では1か月に一度後期高齢者医療保険や国民保険に加入される方にその旨の制度説明会を行っておりますが、その際に、情報提供というところで消費者トラブルに遭わないような情報提供を行っております。また、これは一般的なことではありますが、村の広報誌やウェブサイトにおいても被害防止のための周知、啓発は継続して行っているところであります。

また、村の中の担当セクションであります地域包括支援センターでは、その活動の中で、例えば独り暮らしで認知機能の低下が見られる方が通信販売のトラブルや不審な業者との接触があったこと、そういったところに関わることが実際にあります。そういった場合は、まずは親族や近隣の方など、支援者がいる場合については解約の手続や引き続きの見守りをお願いしているところであります。

また、認知症の方に向けて程度にもよると思いますが、村では今、必要に応じて成年後見制度の利用について支援を行っております。財産の適切な管理や契約の取消しができるこの制度の利用は、高齢者の権利を守る制度として今後さらに普及をさせていくことが社会環境から求められていると感じております。普及の手だてといたしまして、現在村では成年後見制度に関する講演会等を開催して、その周知と利用に努めていけないかと、そういったことを今企画しているところであります。

引き続き、対策については継続して注意喚起することが大切であります。地域包括支援センターや議員御指摘の民生委員などともしっかりと連携をして、被害防止に努めてまいりたいと考えております。

また、さらに今後は成人年齢が20歳から18歳に引き下げられることも受けまして、そうなりますと18歳で親の同意なしに契約をすることができます。まだまだ18歳、未熟な方も多ことは考えられる中で、トラブルに巻き込まれるケースも想定をされます。今後は高齢者だけでなく若者にも範囲を広げて啓発活動を行いまして、また先ほど説明いたしました伊那市の消費生活センター、こちらのほうの周知もしっかりと行ってまいる必要があると感じております。

以上であります。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 先日の予算審議の中でも成年後見の話題が出ました。ぜひこの点を充実をしていただきたいですし、ここで成年後見の講演会も計画されておりました。私もちょっと日程が合わなくて、ぜひこういうものも聞いてみたいというふうに思いますので、例えば地区の高齢者の南殿でいくとシニアの会というふうに名前が変わりましたが、そういった地域での活動の中でも、気軽にそういう話が聞けるような機会を設けていただきたいなど、そういう意味で行政側としてこの橋渡しをぜひこれからもお願いをしたいというふうに思います。ということであります。

1 問目はこれで終わりたいと思います。

それで2 番目でありますけれども、会計年度職員制度に対するという評価であります。ちょっと私は言葉足らずでありまして、会計年度任用職員というのが正しい呼び名でありますので、任用職員ということで御理解をいただきたいと思います。

会計年度任用職員の制度が始まりました。それで、かつては臨時的な職員の制度というのが、ずっと昔は嘱託職員とか臨時職員とか長期臨時の職員とかいろんな言葉の言い回しもありまして、その都度労働条件それについてもいろんな差がありましたし、各市町村の段階でも差が結構ありましたが、これが国の統一基準というかそういうような形の中で、会計年度任用職員に対する制度が始まってきております。

そのこと自体につきましては、働く人たちに対する条件の均一化、そういうものが整ってきてはいるかなというふうに思いますが、これが始まってまいりますので、取りあえずこの臨時職員制度だとか嘱託職員といった時代のところと、現在の状況でこの制度を導入している今現在の状況の中ではどういう評価をされているのかなという、それから職員数の変化ですね、その辺のところをまず第1 項目としてお聞きしたいというふうに思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 会計年度任用職員制度に対する評価はという質問事項の中で、まずは臨時職員制度の時期と職員数の変化はという御質問をいただきました。

地方公務員法及び地方自治法の改正によりまして、令和2 年4 月から、南箕輪村においても臨時職員制度から会計年度任用職員制度に移行したところであります。

御質問いただきました職員数の変化であります。5 年前は184 人でありました。現在では232 人と5 年間で48 人増加をしております。ただ、増加要因といたしましては、人口増、園児の増加によって保育園での雇用が48 人中40 人というところであります。こちらについては、制度の改正というよりは保育園での対応が必要であったということで考えられますので、それを除くと8 人程度の増加となっております。こういうところを分析いたしますと、職員数の変化についてはこの制度によるものではなく、村の業務の対応によるものだと考えております。

1 番については以上であります。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） そうしますと、この制度が始まってからも、始まる前と考え方に対しては変わらないということの解釈でいいのかなというふうに思います。

私はここで始まってきて、村の人ではありませんけど友人と少し話をしていて、今後もこの制度が続く中で、会計年度任用職員制度が期末手当も出るし有給休暇等も整っています。

そういう意味では、正規の職員に少し近づいているという、制度上は。そういう意味で、逆に正規職員の採用状況がこの会計年度の制度が始まることによって、今後正規職員の人数があまり増えないということになるのかなという心配をしているという話も聞きましたので、ここのそういう点については、村としての現在の考え方っていうのはいかがなものでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 会計年度任用職員の処遇が改善・向上することによって、正規職員にはどういった、特に人数の部分で影響があるのかというところであります。

正規職員につきましては、今後ICT化やAI化が進んでくるに伴いまして、事務職については恐らく減っていく傾向にあると思います。逆に減らしていかなければならないというところが日本全体の方針であります。反対に専門職、保健師や社会福祉士、そういった専門職については、福祉やいろいろな部分が複雑化・多様化しております。そもそもの高齢者の方の人数も増えてまいりますので、その部分は逆に増やしていかなければならないと思っております。

村といたしましては、今現在定数175であります、人口増やそもそも予算を見ていくと年々予算規模は増加しております。それを前と同じ職員数で対応していくというのはなかなか難しい面があります。そういった意味では、今後正規職員の定数についても少し増やしていくことも考えていかなければならないなというところでもあります。ですので、会計年度任用職員が現在増えておりますが、それに伴いまして正規職員を減らしていくというところは、今のところ私の方針としては考えておりませんのでよろしくお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2番（山崎 文直） 仕事の内容も大幅に変わってきている現代であります。今の方針のように事務職的には減らしていく方向である、ただし専門職、先日いろいろな職種の資格を持った専門職を行政としてもこれから充実していかなきゃいけないという予算審議の中で、いろいろ専門職の種類も言われました。私はこういう職種もあるんだなということで、そういう意味では、今後ともやはりきちんと行政として対処するには、そういう専門職については正規の職員であるべきところはやっぱり正規の職員として採用し、行政サービスを充実させていくというような姿勢を今後ともとってもらいたいなというふうに思います。

ちょっと前後しちゃう形になりますけども、2番目の分です。

この任用職員制度が始まりました。かつての臨時職員や長期臨時、嘱託職員と言っていた時代の頃からと現在この制度が始まったメリットとして、今までの部分と比較するとどのようなメリットがあったのかなという部分の今の考え方をお伺いしたいというふうに思いますけど。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 制度のメリット、デメリットはという御質問をいただきました。

働く側からまず考えた場合のメリットであります。一つは休暇面での充実が挙げられます。有給休暇として年休、夏季休暇、結婚休暇、不妊治療休暇、産前産後休暇、そういったものが取得できます。また、こちらは無給にはなりますが、療養休暇、育児休暇、こちらが取得できます。育児休暇につきましては今回の追加議案でも提出させていただいておりますが、引き続き1年以上勤務していることが過去条件でありましたが、今回から、議案が通れば条

件を満たせば1年目から取得ができるようになります。正規職員との格差がなくなるよう、休暇の面について充実してきているというのが一つの大きなメリットであると考えられます。

また期末手当、ボーナスです。こちらについても支給率は上がっておりまして、村は上伊那で最も多い2.6月の手当を支給をしております。ぜひ宣伝をお願いいたします。

また、働く側のデメリットではありますが、私の中で思いつくようなデメリットはありません。処遇も改善されましたし休暇も取れました。過去と比較した場合のデメリットというのではないのかなと私は感じております。

反対に、今度雇用する側の件であります、メリットといたしましては優秀な方々が集まりやすくなったというところ、反対にデメリットといたしましては、私はこれは現状問題であるとは思っていませんので御理解いただいた上で申し上げますが、村の財政面、こちらの部分が負担が増えたと、要するにそういったところであります。

今、村役場の全体を見まわしますと、もう既に現在は正規職員よりも会計年度任用職員の方のほうが人数が多くなってございます。会計年度任用職員の方がいらっしゃらなければ行政を進めていくのが難しい状況でありますので、これからもこの会計年度任用職員制度についてはしっかりと活用して、職員全体が働きやすい環境づくりに努め、ひいては住民サービスの向上につなげてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 今、会計年度任用職員数のほうが正規職員よりも数は多くなっているという話がありました。それだけ行政サービスが要求されているために、それに応えていかなきゃいけないというそういう方針は理解をできますが、私が先ほど申し上げたように、本来の正規職員で仕事をするべきところを会計年度職員数がこれ以上意識的に増えていくってこういうことのないように、ぜひこれからのバランスを考えながらこの行政を進めていってほしいなというふうにあります。

あと、雇用側としては優秀な職員の採用が可能になってきたという部分については、これからもそういう意味ではそれを強調しながら、南箕輪としては昔から私も手当の部分だとかそういう分は、臨時職員の時代から他の市町村に比べて比較的良い待遇条件だったなというようなことは記憶に残っています。そういう点では、今後とも自治体の経営の中で村としても良い条件については、今後とも引き続きできるような形を取って行政サービスに努めていただきたいなというふうに思います。

そういうことを期待をしながら、短いですが私の質問を終わりたいと思います。

議長（百瀬 輝和） これで、2番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから午後1時30分まで休憩とします。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時30分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

8番、唐澤由江議員。

8 番（唐澤 由江） 8番、唐澤由江です。8つのテーマについて質問いたします。

1番、新型コロナ対策は。新変異株オミクロンの影響で新規感染者が急増している。村の感染者の実態はどうか。入院・宿泊・自宅療養・臨時休園・学級閉鎖など、オミクロン対応

は。

12月下旬から市中感染が出たときからオミクロン流行を予期していた。毎日毎日20人から30人のコロナの里南箕輪とやゆする人もいて報道が大変ですが、何とか乗り切る手段はありますか、お聞きします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 8番、唐澤議員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナ対策は。新変異株オミクロンの影響で新規感染者が急増かという中で、村の感染者の実態は。入院・宿泊・自宅療養・臨時休園・学級閉鎖等オミクロン株への対応はというところであります。

村の感染者の実態でありますが、申し訳ない、残念ながら県が公表をする内容を超えたものは村としては把握できておりません。独自に連絡をいただけるのは一部の自宅療養者の情報のみであります。直近の一週間で村の感染者数は163人と、御指摘のとおり急増しております。入院・宿泊・自宅療養の内訳は村単位での発表がないので不明であります。先週末の段階では入院は上伊那全体で3名程度、宿泊療養者は20から30名とお聞きをしております。

また、御指摘のとおり保育園や学校で集団感染が発生をしております。現在臨時休園をしている保育園の状況でありますが、先週まではありましたが、現在のところは休園しているところ、クラス閉鎖しているところはございません。

また、村内の小中学校におきましては、家庭内感染や感染経路不明の感染が広がりを見せておりまして、強い危機感を抱いております。村内の小中学校の感染状況につきましては、2月中旬頃から児童への感染が確認されまして、現在学級閉鎖につきましては5学級、期間については3日間から5日間程度、合計で43名の感染が確認されているところであります。

そういった中、学校におきましては校内の消毒、健康チェックカードの活用、登下校を含めたマスクの着用、登校時の検温、消毒、給食中の黙食、部活動の中止等、対応を行っております。合わせて、登校後に風邪等の発熱症状が見られる場合は保護者に連絡を取らせていただきまして、保育園とも連携する中で、兄弟関係につきましては自宅待機とするよう、少し安全・安心の確保のために範囲を広げて対応をお願いしているところであり、御協力いただいている保護者の皆様には大変感謝しているところであります。引き続き対策を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） やはり、県のほうでも初めのときは情報が出たんですが、だんだんだんだん数が多くなってきて、私たちも本当に把握ができないくらい多くの患者さんが出てきたなと思います。

6年の孫に聞いてみました。学校はどうなのって聞きましたら、弟のクラスは大分前に休んでいたのでも出てきても大丈夫というような強い反応がありまして、やはり子供たちもそれなりにしっかり受け止めているんだなというような気がいたしました。

次の自宅療養に空いている大芝荘の利用はという質問ですけれども、説明を受けた限りでは保健師が関わっておらず、保健所の保健師の人手不足から昔一緒に仕事をしていた待望論からか連携援助ができるか、また宿泊施設が空いているから療養施設にできないか。消毒し

なければならぬとかいろいろな問題があるかと思いますが、2番、3番についてお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員、今2番ですけど3番もですか。3番も一緒ということ。

8番（唐澤 由江） 今、3番も一緒に言いました。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 続いて、自宅療養に空いている大芝荘の利用はという御提案をいただいております。こちらからお答えをいたします。

現在、大芝荘はコロナワクチンの集団接種の会場として利用しております。しっかりと対策を取れば問題ないとは思いますが、やはり陽性者との接触リスクを考慮いたしますと、同じ場所で共存して利用することはなかなか難しいのではないかと判断しております。

次に、昔のように県の保健所と連携してはというところでもあります。過去、県の保健所で行っていた事業を、現在は市町村の保健師が担っている事業が多くあります。昔は、県の保健師がこちらに来て一緒に訪問等を行ったようではありますが、今大分多くを村のほうに既に移管をされている状況というところでお聞きをしております。保健所では、今回コロナの対応で大変な状況だと思いますので、応援要請等があれば対応をしてみたいと思っております。現在のところ、そういった要請はいただいていないというところでもあります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 分かりました。2番に移ります。

大芝の湯の減収、どう改善するのか。料金改定の意図は何か。ふれあい交流センター大芝の湯がにぎわうために、落ち着いたらワクチン3回接種済み者や地区社協に呼びかけてはどうか。このことについてお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝の湯に関しての料金改正の意図は何かというそういった御質問であります。

大芝の湯につきましては、コロナ禍による利用者の減少また原油価格の高騰を受けまして、現在税金で補填しなければ運営できない状況となっております。地元の住民の方については税金を納めていただいておりますので、福祉の向上の観点から料金を村税で補填することに説明が出来ますが、大芝の湯を利用しない村民もいる中で、県外からふらっと来た方に対して、同様に村税で補填された料金を提示することは果たして望ましいのかと考えまして、今回料金の改正を提案をいたしました。

また、にぎわうための取組というところで具体案、アイデアをいただいております。大芝の湯は5月で20周年を迎えますので、御提案いただいたアイデアも大切に、様々なイベントを今後企画してにぎわいにつなげていければと思っておりますので、引き続きお知恵をお借りできればと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） ほかのお湯の話なんですけど、料金を2～3年前に600円から500円に戻して、600円は10ポイントだったが500円は20ポイント付与する、また売店も食堂もない

ということで休みは月に第1、第3としていますが、すると大芝のお客さんが木曜日には来るというようなお話。本当は風呂に入って食事を取りたいのだがかなわないということでした。また独り暮らし、障害者等に3,000円券というものを買っていただいて、7回入って1回420円というサービスもしているようです。村としては、売店も食堂もあるだけ大変幸せな環境かなと思直したところです。

大芝の湯は、村長の配慮で入場券を取らないようになりました。しかしアプローチが遠くて、湯を囲む立木をざっくり切って、大芝の湯のアプローチをはっきりさせてみたらどうかと私は思います。今まではトイレと食事が定番ではなかった道の駅として、いろんな施設が点在しております。若手社長、副社長ということで、日本食でも洋食でも提供できれば喜ばれると思います。大芝の湯へ行こうとしても道の駅へ行こうとしても、道を走っていても見えません。通り過ぎてしまいます。大芝のところには大芝荘という看板があります。それを大芝の湯に変えて、売店・食事・トイレ・駐車場完備というような条件にしていくと、掛け湯の魅力、質の良い大芝の湯が誇れると思います。

また、これは私の提案ですので、すみません、解答は要りません。

次に、プラザは民間利用で当面休止をとというのは、経営者の立場でどうしようといいいんですが、燃油の高騰ということでやはりそういったことも大事なのではないかと思います。そのことについてお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） ふれあいプラザについての御質問であります。

ふれあいプラザは介護予防拠点施設として平成16年にオープンいたしまして、主には一般開放と村の健康福祉課で行う水中教室の会場、また地元医療機関や水中教室のOB会、わくわくクラブ等に活用されているところです。一般開放の利用実績としては、開設当初の平成16年が最も多く、年間延べ1万730人、一日当たり37人に御利用いただいておりますが、直近の令和3年12月までの実績を申しますと、年間延べ4,143人、一日当たり平均10から11人程度であります。利用人数の低下傾向が見られます。

そのような中、村の水中教室は毎週水曜日に開催しておりまして、平成16年の初年度は教室修了者は63人でありましたが、令和3年度は15人ととどまる見込みであります。水中運動は、浮力によって関節への負担が少ない中で運動負荷がかけられる理想的な運動方法の一つでありまして、リハビリとしても水中運動ができるふれあいプラザは貴重な施設であると思います。ですので、令和4年度以降、まずは一般開放や水中教室こちらを継続をしながら、一般開放の時間の短縮や解放曜日の限定等についてアンケート調査を行いまして、一般開放する時間を少し限定して費用の圧縮に努めてまいりたいと思います。

また、そもそもこういったすばらしい施設であります。根本的な広報が足りていないとも感じております。一般開放の短縮で空いた時間を団体貸切り枠にして利用促進するなど、経費の削減と収益の確保を令和6年度まで探っていき、その段階でまた方向性を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） よろしく申し上げます。3番に移ります。

企業版ふるさと納税で新体育館建設とか。9割を減税されるということで、築45年となる

村民体育館です。集金で建設できれば住民負担せずに住民の福祉向上になるのではないかと思います。

南箕輪村まち・ひと・しごと創生基金条例の制定で地方創生応援税制といい、国が認定しております。この取組に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除にする制度です。令和2年に制度が改正され、令和元年に33.3億円の寄附額が109.89億円という3.3倍に膨れ上がったという実績を見れば、こういったことも可能かなと思います。よろしくをお願いします。質問します。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 企業版ふるさと納税に関する御質問をいただいております。

企業版ふるさと納税の仕組みは、議員によって説明されたとおりであります。企業版ふるさと納税は地方創生の動きの一環でありまして、今後選ばれる地域と選ばれない地域が明確になっていく中、地方創生応援税制企業版ふるさと納税は地方への資金の流れを飛躍的に高めることを目的に制定されたものです。令和2年度からは最大で約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮され、より使いやすい仕組みとなりました。この企業版ふるさと納税を活用することで、上伊那地域に循環する資金が純増していくこととなります。裏を返せば活用していない地域は、原資は税金でありますので循環する資金が相対的に減少していく、そういった恐れもある制度であります。

現在、村民体育館は昭和52年に建築をいたしまして、平成22年には耐震化工事を行っております。また、令和3年3月に策定いたしました南箕輪村公共施設個別管理計画においては、令和8年度から10年度にかけて3年間計画改修をすることになっておりまして、その際は利用が制限される形になります。

村といたしましても、この企業版ふるさと納税で外からお金を集めまして、村民体育館の改修前に村民に不便のないように新たな体育館の建設、これは価値があることだと思っております。また、体育館には要望の多いトレーニングジムなども併設いたしまして、村民の健康づくりにもつなげまいりたいという考えで進めております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 次に移ります。

ひきこもり支援は、大人になっても社会とつながらず家に閉じ籠もっている人がいます。どのくらいの人数を把握しておりますでしょうか。お聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） ひきこもりに関する御質問をいただいております。

まず、ひきこもりとは、様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念であります。ひきこもり状態になるきっかけは人によって様々でありまして、誰にでもどの家庭にでも起こり得ることであると言われております。

そういう中、引き籠もっていらっしゃる方がいますので正確な人数の把握についてはなかなか困難なところではありますが、村におきましては平成31年に調査を行っております。その結果、6人ほどの事例を確認できたところでもあります。

現在では、家族からの相談、役場に申請に来た際また保健師が訪問した際、そういった中

でお話を伺う機会がありまして、ひきこもりの状況を確認できることがあります。そういった場合、必要に応じて個別に保健師や村の健康福祉課、福祉係が中心となって対応しているところでもあります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） やはり、引き籠もっている原因はいろんな病気やら人間関係などはっきり原因がつかめないわけですが、15歳から39歳までが全国では54万人もいらっしゃいます。40から64歳が61万3,000人ということで、本当に大変な数字であります。この人たち一人一人を救うことができなければなりません。何とか時期を逃して学校、高校へ行けなくても通信制へ通いバイトなどもし、大学への道も夢ではないという状況もあるようです。何とか社会参加もできるはずですよ。

ある町の先進事例を紹介いたします。不登校だった中学3年生で進学できなかった人を学校からつなげます。保健師が中心となり社会福祉協議会とタイアップ、NPOなども入ってひきこもりの方の会をつくって支えていくというもので、その町では大分成果が上がっているということでした。

ごみ問題について移ります。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員、（2）がありますけども。

8 番（唐澤 由江） 今、（2）をごめんなさい、一緒に言っちゃったんですよ。

ごめんなさい、お聞きします。

行政の係が連携していくのに解消のための持続可能なワンストップ化は。行政としての考え方をお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 行政の係の連携についての御質問であります。

関わる部署も、ひきこもりについては学校関係・子育て・介護・経済面・疾患・障害など様々になりますので、相談を受けた部署が内容に応じて適切に関係機関につなぎ連携し、継続的な支援をすることがまず前提として必要となります。

現在、村ではワンストップ窓口というよりは、関係する部署が連携して対応をしております。連携を強化するとともに、相談しやすい体制づくりに努めていきたいと思っております。福祉の窓口一元化に向けた社会福祉士の新たな採用も、連携という面では強化につながると考えております。

そのような中、令和2年度から県下4か所の生活就労支援センターマイサポに、ひきこもり等の生きづらさを抱える方の支援を行う伴走コーディネーターが配置されております。まいさぽ上伊那の事務所は赤松荘にあります。相談や適切な機関へのつなぎ、調整を今ここでやっているところでもあります。

ひきこもりは長期化すればするほど自力、または家族だけでの回復が難しいと言われております。まいさぽ上伊那とは就労支援等で日頃から連携しておりますので、そういったひきこもりの御相談を受けた際には伴走コーディネーターのチラシ等をお渡しし、できるだけ早期に適切な支援に結びつくよう村としても働きかけを行っております。

また、子供のひきこもりの関係であります。義務教育終了後それぞれの新しいライフステージで生活するお子さんや保護者の方とは、村とのつながりが御指摘のとおり薄くなって

しまい、大きな課題であると感じております。また思春期、多感な時期でありますので、子供たち自身の悩みも複雑化、深刻してくる頃であります。

そういった中、先ほど先進事例で御紹介いただきましたが、それにつながる動きといたしまして、子育て世代包括支援センターでは中学3年生の卒業後をつないでいく相談の在り方として、手探りではありますが昨年度末に中学校・教育委員会・子育て支援相談室・保健師とでつながりづくりの連絡会、こちらを動き出しております。今後、定期的にこの連絡会を行いながら、高校訪問やそれぞれの生活をしているお子さんとつながるきっかけづくり、またひきこもりの予防にこの事業をつなげてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） ありがとうございます。次に、ごみの回収問題についてお聞きしたいと思います。

ごみ出しのごみステーションは引き戸で頑丈につくられているところがほとんどです。時間厳守しなくても猫が袋を破ることはないと思います。また仕事が多様化し、時間も決まった時間に排出できないこともある人もいると思いますが、その問題についてお答えをお願いします。

議長（百瀬 輝和） （1）でいいですね。

8 番（唐澤 由江） （1）ごみ出し、時間限定せずに可燃を出せるのか。

議長（百瀬 輝和） プラスチックごみ。

8 番（唐澤 由江） それから削減と再利用でプラスチックごみの一括回収はというものです。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） ごみ回収問題、またプラごみ一括回収に交付税がというところで、まずはごみ出し時間限定せず可燃を出せるのか、削減と再利用でプラスチックごみの一括回収はという御質問をいただいております。

まず、ごみに関連することにつきましては、私は今後、ある程度は公助の部分でやっていかねばならない部分であると思っております。高齢者が増えるに伴いまして、ごみ出しをできない方々も増えてまいると思いますし、そういったところは役場のほうで何とか対応してまいらねばなりません。今後、力を入れて対応してまいりたいという考えを思っております。

そういった中、村では可燃ごみにつきまして、朝8時までにごみステーションに出していただくようお願いをしております。ただ、地区によっては前日の夜から出していいところや、届出によっては6時半より少し早くてもいいよというそういう区がありまして、それぞれ区のほうで工夫していただいているような状況であります。

ただ、ごみを出していい時間の終わりですが、現在は8時というところで守っていただいております。私も同世代の方から、ちょっと8時だと出勤途中に出せないの、8時半とかだと非常に助かるというところをいただいております。ただ、現在のちょっと仕組みですと、ごみ収集の関係で8時から収集を行わないと、4時半までにクリーンセンターへのごみの搬入が完了しないという事情がありますので、こちらはこれからどういうふうに対応していくか少し考える時間を頂ければと思っております。

次に、製品プラスチックの分別収集についてであります。現在はプラマークのある容

器・包装を分別収集を紫色の袋でしておりますが、それに加えて、ざるやボウルなどの台所用品や洗面器・バケツ・歯ブラシなど、日用品のプラスチック製品を新たに分別収集し再商品化していく、こういった取組の考えが始まっております。

ごみの収集に関しましては上伊那全体で取り組んでおりまして、製品プラスチックの取扱については、現在各市町村から意見を出し合い検討中というステータスであります。平成31年4月、もうついこの間なんですけど、製品プラスチックが以前青い不燃ごみだったのが赤い可燃ごみに変更されたばかりで、あまり時間が経過してない状況ではありますけど、令和6年4月頃をめどに実施の方向で今意見が出されているということです。

この取組に関して、国の特別交付税の対象になるという情報がありますが、現在のところ詳細については未定となっております。今後、国の動向を注視しながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） やっぱり、プラスチックごみがなかなか本当に大量に出されておりました大変だなと思いますので、前向きに取り組んでいただくよう広域連合等で議論をお願いしたいと思います。

2番です。ステーションの道路にあるものを精査して撤去・集約化はというのですが、村の街道沿いの道はとても狭く、6メートル道路の拡幅は難しい。また、路線バスが道路上でパッカー車が来てステーションからごみを取り出す際、交通の渋滞になることもあります。村ではごみステーションを各区内に設置しごみの収集をしているわけですが、道路に併設し狭く交通安全上問題がある場所があります。上伊那クリーンセンターへの運搬・搬入の効率化も図りたいということで、大分遠くなったわけですので、そういった業者も大変なことだと思います。

新しい区長さんになってから提言し集約化が検討できればと思いますが、いかがでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） ごみステーションの集約化に関する御提案をいただいております。ありがとうございます。

現在の取決めでは、ごみステーションにつきましては各区の管理となっております。新設や修繕等を実施する場合には、村から区に補助金を交付しているというところでもあります。交通の支障になっているステーションがもしあれば、移設等の対応がもちろん必要であると思っております。実際のところ、道路沿いで移設を検討できないかと村から移設をお願いしたケースもございます。ステーションをどうしていくかという運営方法については、それぞれの区で対応していただくことが基本となっております。

また、集約化したほうがより安全で管理しやすく、費用の面でメリットもあるかと思えます。私の住んでいる南原はほぼ1か所に今集約されております。ただ、一概にステーションを集約いたしますと、今まで近くにあったステーションがなくなりますので、足の悪い高齢者などは遠くのステーションまで行かなくてはならなくなりますので不便を感じてしまう、そういったデメリットもあると思えます。この部分はそれぞれの区で十分に御協議をいただきたいと考えております。

村といたしましても、今後も区と連携しそういったケースに対応してまいります。具体的には衛生部長会等を通じて行ってまいります。今各区で結構ごみに関しては先進的な取組をしているところがあります。ある区では資源ごみの立会いをなくしたりとか、そういったところをある程度高評価を得ていると住民の方から聞いておりますので、そういった情報も各区で取り組んでいる情報を区長会や衛生部長会で共有することで、さらにこのごみに関しては住民の負担が減るようなところにつなげてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 大泉区では、前にはあちこちにあったんですが、平成15年のときに区と相談し2か所のみに行っているという事例があります。

次に移ります。

健康づくりとは、8,000歩を目指してセラピーロードの利用者数はどのくらいいるのか。また、まっくん健康ポイントで毎日活動量計でセラピーロードを歩いている人が多い。貴重な心がけだと思います。結果的に健康保険や医療費の抑制につながっているのではないかと思います。高血圧予防に歩きは重要ですが、最近50代で脳卒中になる事例を多く見ました。焦ってもう悲観している声を聞くにつけ、運動と血圧測定で脳卒中予防がいかに大切かを痛感しているところです。

それぞれの人数を教えてくださいと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 健康づくりはという大きなテーマで8,000歩を目指し、セラピーロードを利用している人数は。また、50代脳卒中罹患者はというところの御質問をいただいております。

8,000歩を目指しているかはどうかは別といたしまして、セラピーロードを現在利用している人数についてですが、2014年と2016年のみデータがありまして、年間約6万人から6万3,000人程度であります。2017年以降は機械が故障しており、把握ができていない状況であります。また、8,000歩という観点では、活動量計を購入している方は現在購入して、さらに登録していただいている方は134人となっております。

また、50代の脳卒中の罹患者数であります。こちら詳細に把握することは困難ですが、村の国民健康保険の被保険者に限りまして、50代の被保険者316人中脳卒中のレセプトがある方は男性6人、女性5人、合計11人という数字でありました。

健康づくりという大きな枠の面ではウォーキングが非常に良いんですが、ウォーキングをし過ぎると膝を壊すことにもつながってまいりますので、ウォーキングと合わせて適切な筋力をつける、そういった健康づくり事業をつくっていくことも私は今後は重要であると考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） ありがとうございます。一応、8,000歩を目指すのは活動量計のポイントがつくというそういうことです。別に理由はありませんが、私は結構1万から2万歩くらい歩いております。

7番に移りたいと思います。

大芝高原将来ビジョンは、専門家の意見でよりよいものに、先進地視察を、コンセプト導入をというのですが、村報2月号10年後の大芝未来図、大芝高原将来ビジョンが示されました。このビジョンは策定中と書かれております。85ヘクタールもの広さ、またそれぞれ夢のある6つのゾーンとして位置づけられている、今後アウトドアゾーンも期待が大きいと思います。

7日から予算特別委員会が始まり、大芝公園管理総務事務として土木費の位置づけで、公園費の中には村の中にある公園の管理事業と大芝公園管理総務がありました。大芝関連の費用は9,725万5,000円だということで、また村は村有林の整備報告、村内の森林保全や利活用などについて検討する信州大学と提携し、南箕輪村森林協議会が2回目を開いたという記事がありました。特命担当室長によれば、ビジョンはまだ決まったわけではないということをおっしゃられまして、コンセプトなど意見があったらしっかり寄せてほしいということでありました。

まずは松くい虫被害を受ける大芝高原、今後どうしていくのか。住民一人一人住民が主役です。老若男女が楽しめる大芝公園、また補助金で諏訪大社にアカマツが14本切り倒されたというものが本当に改修に使われ、ブランド化の一端を担ったのではないかということを感じました。ビジョンがあちこち広げ、住民福祉の向上につながることを願います。

回答をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝高原将来ビジョンはというところで、通告で専門家の意見でよりよいものに、先進地視察を。コンセプト導入をというところでいただいております。

大芝高原将来ビジョンについては、午前中の原議員の質問でもお答えしたところでありますが、将来ビジョンでありますので村民が大芝高原が将来どんな姿になってほしいのか、それを決めるのが大芝高原将来ビジョンであります。ですので、ビジョンが固まり次第具体的な整備計画を立ててまいります。必要に応じて専門家の意見をお借りする必要があります。視察も必要に応じて計画をしてまいります。特にアカマツについては、繰り返しになります。大芝高原森林づくり実施計画の策定について、専門家というところで信州大学のほうにも先日御協力をお願いしたところであります。

また、コンセプト導入をというところで、コンセプトについては今村づくり委員会のほうに諮っております、そちらのほうで御意見をいただく予定となっております。

また、現在9,000万円あまりの予算が計上されているというお話もありましたが、これは今までやってきたものの継続するお金で、特に新しく整備するからといった予算は含まれておりません。今後、計画を立て次第補正予算等を通じて、大芝高原の整備については改めて議員の皆様にご審議をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） ありがとうございます。

2番の募金箱の設置場所はということなんですが、私としてはセラピーロードでなくて大芝の湯の辺りにというふうな気持ちがありますが、村の考えはいかがでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 募金箱の設置場所についての御質問であります。

ありがたいことに、この協力金につきましては賛成・反対様々な意見をいただいております。こちらの説明も一行だけであったものですから、意図が伝わっていない部分もあり、協力金の実施についてから慎重に決定して対応をしてみたいと思っております。

したがいまして、現在協力金の実施、また募金箱の設置場所は未定というところでお答えとさせていただきます。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 分かりました。8番に移りたいと思います。

保育園の米の地産地消の取組は。食育として、村の日に給食にまっくんをあしらった肉だんご、まっくん蒸しやカレー、新聞記事の園児の顔が自己肯定感にあふれ、本当にうれしそうですね。乳幼児等に保育園では昨年からお誕生日会は乳児のみ各園に、また今回の村の日の給食の全園に金芽米風の村米だよりを利用した給食が出されました。風の村米だよりは、生産拡大のため村から補助金を出して優遇してきました。まだまだ今後生産拡大の必要があると思われまます。

ふだんは弁当に御飯を入れていき、温め給食に食べます。全園に毎日お皿におかずを入れ食洗器で洗って、子供も親も安心して楽しい保育園の給食をできないかお聞きしたいと思います。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 保育園のお米、地産地消の取組はというところで、昨年から一部地元産米の消費拡大を図っている、村の日給食が理想だというところで全園米の無償化という御提案を通告いただいております。

昨年10月以降、これまで2か月ごとに行事食として保護者にお米を持参していただいておりますが、村の風の村米だよりの活用、地産地消というところで、こちらについては今現在村が全部負担をしております。お子さんに村のブランド米を食べていただくことで安全な食の提供と消費拡大につながったと思いますし、親御さんにとってみれば少しではありますが負担軽減になったと感じております。

保育園の給食は主菜・副菜・汁物・デザートを基本に現在提供しております。主食はふだんから家庭から御飯を炊いていただいて、それぞれこういったケースに入れていただいて持参をしていただいておりますが、こういった村の日やお誕生日会、こどもの日、ひな祭りなどの行事の際は園で御飯を炊いて提供しております。私なんかはおっちょこちょいですので、こういった日もお米を持参して子供にちょっとぶーぶ一言われたときがあります。

この行事食ですが、実は調理員の皆さんに大変頑張ってつくっていただいているというのが現状になります。ふだんのおかずメニューに加えて御飯を炊いて提供していただいておりますので、毎日こういうことをするとなると、もう少し人員体制の強化が必要になってくるのかなと思います。私の中ではそういったことも進めていったらいいんじゃないかという思いがありまして、関係者の方にいろいろと御意見をいただいている中で、このお米の販売者であるJAの役員さんと意見交換をした際に、家庭で御飯を炊く文化というものもすごいなくなってきたので、あえてここは家庭で御飯を炊く文化の継続のためにも変えないでほしいと。販売者からそういった意見もいただいております。少しびっくりしたところであり

ます。

ですので、ここの部分は今後どうしていくかもう少し検討していく必要があると思っております。また、地産地消という意味ではおもてなし牛乳が今週月曜日フジテレビで特集されまして、今でしょで有名な林先生が3分間このおもてなし牛乳について語っておりました。このおもてなし牛乳、現在給食等に使っておりますが、ここの部分もう少し拡大ができないか、こちらのほうも取り組んでいく必要性、価値があるのではないかと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 前向きに検討をお願いします。

毎日ウクライナ侵攻の想像を絶する耐えられない報道が目には焼きつきます。一日も早い停戦と安全平和を望むものです。また昨日は国際女性デー、女性が力をつけ男女共同参画社会が実現することを願ってやみません。

これで私の一般質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、8番、唐澤由江議員の質問は終わります。

ただいまから2時20分まで休憩にします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時20分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

9番、三澤澄子議員。

9 番（三澤 澄子） 議席番号9番、三澤澄子です。

一般質問に入る前に、通告書のほうの訂正をお願いします。2番、こども館の運営についてのところの8ページ5行目です。こども食堂の後に固有名詞が書かれていますが、不適切なので削除をし、こども食堂等に変更をお願いします。すみません、よろしくお願いします。では、一般質問に入ります。

3月定例会の最終日、いつも言わざるを得ないわけですけれども、今年も3月11日となりました。11年前、先ほども山崎議員のほうからも話がありましたけれども、3月11日東日本大震災が発生しました。開会を待って議席に座っていたときに、長い大きな揺れが襲ってきました。机をつかんで何が起こったか分かりませんでした。同僚議員の娘さんが福島の浜通りにおり、全く連絡が取れなくなったとのこと。下のモニターに津波にのまれる映像が繰り返し流されました。信じられない光景でした。その後、福島第一原発水蒸気爆発が起こり、放射能汚染により未曾有の被害が広がりました。ふるさとを失い生業を失い、まだその戦いは続いています。

6日に予定していた福島を忘れない上伊那アクションというのが毎年ありますけれども、コロナで会場が使えなくなり中止になりましたが、毎週のいな金の中でアピールは続いています。福島を忘れない、核兵器禁止の声と一緒に終わりのない戦いが続いていくことになります。

同時に、今世界で起こっているロシアによるウクライナへの侵略行為は絶対に許せません。また、ロシアが原発を攻撃し核兵器で世界を威嚇していることは、唯一の被爆国として声を上げていかなければなりません。国連憲章に基づき平和的解決に向けて、世界中で包囲することが唯一の道だと思います。戦争をやめろ、ウクライナに平和を。世界中で広がりつつあ

る声を運動に私も加わります。

それでは、1として新型コロナウイルス感染症第6波について質問いたします。

12月議会でオミクロン株が確認されたという話をいたしました。そのときはこのまま収束するのではという期待を持っていましたが、今第6波の闘いの最中に置かれています。特に感染力の強さから子供たちが多く感染し、後遺症や心の安定等心配がされます。さらにオミクロンⅡ型がより感染力が強く、出口の見えない闘いになっています。

1月21日から、県はなぜか市町村別の感染者数のみの発表になりました。年代や感染状況が全く分からなくなり、どのような対策をすれば防げるのか、情報も全くありません。まん延防止が6日で解除になりましたが、これが有効な対策になっていないというふうに思います。オミクロン株の特性とはどういう対応が必要なのか、保健医療の体制は機能しているのか全く分かりません。伊那の保健所は、公衆衛生の要として地域住民に説明すべきではないか。また、村からも情報開示を求めるべきではないかと思いますが、お考えをお聞きます。

また、広域連合でのこの間の対応はどのようにしてきたのかお聞きます。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 9番、三澤議員の質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症第6波について保健医療体制は進んでいるのか、また広域連合の対応、さらには情報開示についてというところで御質問いただいております。

まず、医療体制であります。オミクロン株の特徴に対応した医療・検査体制については、まん延防止等重点措置の継続に伴う長野県の取組方針で発表されたとおりであります。具体的には、自宅療養者に対する電話診療、健康観察センターの人員体制を強化することでの自宅療養者への支援、宿泊療養施設の6施設806室から7施設932室への拡充、薬局等における無料検査を実施する事業者の拡大などが挙げられます。また、オミクロン株の特性を踏まえ、これまで行っていた感染者全員を入院隔離する運用は見直されました。従来株と同様に、入院の必要ない方には宿泊療養または自宅療養となっております。ここは変わっておりません。

長野県の発表によりますと、3月7日現在入院等の内訳は入院中が193名、宿泊療養中が290名、自宅療養中が3,455名、調整中が386名となっております。本村の状況は県より詳細な発表がないため把握はできませんが、3月上旬の段階で上伊那で入院が3名、宿泊療養者が20から30名程度とお聞きをしております。

私の周りの方に南箕輪で感染が申し訳ないことに拡大した中で、どのぐらいの方が入院しているのかという皆様の捉え方でいいますと、何百人の方が入院している、そういったイメージを持っている方が多くいらっしゃいます。実際には後遺症は別として症状が軽いことが特徴でありまして、そういった入院3名、療養者が20から30名程度と、それが実際のところではあります。

県と自治体の役割分担で自治体が主となり進めるコロナワクチン接種の体制づくりでは、医療従事者やワクチン確保など、県の上伊那地域振興局とも情報交換し連携し取り組んでいるところであります。ただ、広域連合につきましては、自治体・県・国の中にありませんので、広域連合の中で特にこのコロナに対して責任を持って取り組むというところは、そもそも組織としてそういう組織ではないというところは御理解をいただければと思います。

また県への情報開示につきまして、情報があればその分対応できるところはあります。具体的には、社会福祉協議会とかそういった高齢者の施設をもっているところは、より詳細な情報をもって対応することが利用者の安全・安心、不安の解消にもつながると思いますが、恐らく1月の途中で情報開示の方法が変わったのも、県の中の体制としてあまりにも感染が進んだ場合そこまで対応ができないというところはお聞きをしております。

お聞きをしたところでは、まずは医療が必要な方をしっかりと医療につなぐ、それを第一優先として取り組んでいるということをお聞きをしております。その部分、私も同意するところであります。

以上であります。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 情報開示されなくなったというのは、やはり県だけじゃなくて、東京都はじめ日本全国があまりに多い感染者の中で分析して出していくっていうことができなくなったというは事実だと思います。

ただ、今言うように、医療の体制だけはしっかりと確保していくという方針だということですので、現状では上伊那で入院している人はほんの僅かということですが、いずれにしても自宅で療養という方が圧倒的だというふうに思います。特に小さいお子さんの場合は自宅で見ざるを得ないということで、そういうことになると家族全員が感染の危険というかそれにもかかるわけで、実際そこら辺のところの家族全員に対してのいろんな生活支援も含めて、医療体制だけでなく生活支援も含めて、一定程度の支援が必要じゃないかというふうに思います。

そこら辺も含めて、しっかりと村として把握できるところはしていただきたいというふうに思いますが、その点についていかがでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 三澤議員の質問にお答えをいたします。

村として何かできることがあるんじゃないかというところでもあります。現在、やはり家族の中で感染が広がりますと買物等にも行けませんので、県のほうから食料品については配送をしてお届けをしている、そういったところはお聞きをしているところでもあります。食料の部分はそので賄えるをいたしまして、その他村として支援するべきところと申しますと、すみません、今私の中では具体的に思いつかないところでもあります。

担当課長との協議を重ねて、何か対応できることはないかについては検討してまいりたいと思いますので、議員からもぜひともお知恵を拝借できればと思います。よろしく願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

それでは、2としてワクチンについてです。

ワクチン3回目の接種を急いで進めることが求められています。65歳以上の対象者は2月中に完了というふうに報告を受けているところではありますが、交接種の不安もあり進んでいないと言われている側面もあります。予約の方法も、1、2回と同様に村ではクーポン券というかあれが送られてきて、3回目はまた同じように申し込むということの中で予約はすぐ取れるようではありますが、伊那市や箕輪町のように6か月経過した人には日時を指定して

の予約通知にしております。1、2回目も多分そうだったというふうに思いますが、そのほうが確実に接種する、都合の悪い人だけ切り替えればいいわけで確実に接種するのではないかと、昨日もちょっと薬屋さんが、それこそ回ってきた人がこんなことを聞きましたよなんて話もしておりましたが、私自身もかかりつけ医からの予約通知で自分では1回も予約しないで3回が済んでいます。

また、子供接種も始まっていますが、村でのワクチン接種の見通しについてもお聞きします。今のところは基礎疾患のある方たちからということだそうでもありますけれども、実際その点についての方向性についてお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） ワクチン3回目接種と子供接種の見通しについての御質問であります。

ワクチンの3回目接種については、村内の医療機関、集団接種会場の大芝荘で引き続き実施をしております。村内医療機関ではファイザー社製、大芝荘では武田モデルナ製のワクチンを混在しないように分けて利用しております。

現在、2回目接種から6か月を経過した満18歳以上の方について、6か月後すぐに接種ができるように、6か月经過前に接種券を発送し予約を受け付けているところであります。伊那市や箕輪では接種日を指定してというところでありましたが、そちらのほうもメリットはあると思いますが、デメリットといたしましては、かなりモデルナ製のキャンセルが立て込んであるというところのデメリットがあるというところもお聞きをしているところであります。

村といたしましては現在の形で接種枠が埋まってきておりますので、やはりこうなりますと、ファイザー社製を希望する方が日時が遅くなってもそういった選択ができておりますので、そういったファイザー社製を打ちたいこだわりのある高齢者の方には、こちらの仕組みのほうがいいのかなと感じているところであります。

3月7日時点の接種率につきましては、全人口に対して23.5%、65歳以上の方の接種率は65.9%となっております。心配な高齢者入所施設の方々や従事者の方々については、接種2月末で完了をしております。重症化しやすいとされている65歳以上の方の接種については、繰り返しになりますが、かかりつけ医や医療機関での接種を希望される方が多い状況ではありますが、こちらにも3月中には完了する見込みであります。

次に、64歳以下の方にも順次接種券を送付しております。スケジュールといたしましては希望する大部分の方が5月までに接種できるよう、今接種体制を構築しているところであります。併せて、今回は県でも伊那文化会館を利用いたしまして接種会場を設置していただいております。実数で100名ほどの村民が既にこちらで接種を行っております。こちらにも引き続き御案内をしてみたいと思います。

また、モデルナ製のワクチンについては、若い男性で副反応が強く出るというデータが出ております。今後まだ若い男性については接種対象に入っていないませんが、今後若い男性が出てくる頃に、もしファイザー社製のワクチンの供給量が増えてくるというような状況もありますので、その部分は配慮できるのであれば検討してみたいと思っております。

さらに、5歳から11歳以下の方への子供への接種についてであります。こちらは大芝荘での接種、大芝荘に限っての接種を予定しております。理由といたしまして、村内に小児科医

がおりません。そのため、伊那中央病院等に支援をいただきながら実施していく予定でありまして、会場には必ず一人の小児科医が常駐するような形を想定をしております。そういった形で今進めております。

対象は約1,200人となっております。小児用ワクチンの供給状況こちらはまだ不透明な部分もありますので、供給状況を見ながら接種体制を整えてまいります。接種券については、恐らく本日郵便局に持ち込んだと思っております。7分の4ぐらいの接種券を本日郵便局に持ち込んだところであります。接種開始日は3月19日からを予定しております。ただ、今回この小児のワクチン接種については努力義務が適用されておられません。村のほうに干渉するというような干渉してくださいという依頼は来ていますが、打たれる側からしてみれば努力義務がありません。ですので、接種に当たっては発症予防とのメリットと副反応等のデメリット、また長期的な治験が完了しておられませんので、そういったことも含めまして、保護者の方にしっかりと理解して判断をしていただくことが大切であると考えております。

接種券の送付をする際には、厚生労働省や日本小児科学会が出している情報を同梱しておりますし、最初にこのワクチンは強制ではありませんというのをしっかりと明記をしてお送りしております。ですので、今までのワクチン接種の御案内とは少し毛色の違った通知をお届けするようになっております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 丁寧な御案内をしていただいて、やはり不安のないような形でやはり効果はあるということはもう世界的に認められていることですので、しっかりと進めていただきたいというふうに思います。

それでは3として、コロナの蔓延を防ぐために最初から検査体制の充実が求められてきたところです。昨年5月に伊那保健所の健康づくり支援課と直接懇談したものでありますけれども、そのときは8人の保健師さんが月100時間以上の残業をしながら検査をしているが、1日50件が限界との状況を聞いて愕然としたことを覚えています。その後体制は充実したのか分かりませんが、各医療機関で発熱外来を設け症状のある人は可能になったところです。ただ、オミクロン株の感染力が強く感染者が増えるにつれ、検査もみなしや症状がなければそのまま自宅待機におかける状況が増えています。検査の状況は今どうなっているかお聞かせいただきたいと思います。

また、抗原検査の検査キットも不足しております。私も1月末にちょっと首都圏に行ったときにキットが欲しいと思ったんですけど、どのお店にもなくとても困った覚えがありますけれども、それと前回のときに避難所開設時にも必要じゃないかということで備蓄というお話もしました。ある意味、避難所だけでなく、不測の事態に備えて村でも一定程度備蓄していく必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺のお考えをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 通告では、無料化を一般検査も含め広く行う体制をとるところをいただいておりますので、合わせて回答とさせていただきます。

まず、通告の中でPCR検査の無料実施についてであります。都道府県が事業化しているケースが多く、長野県でも1月7日から発熱・せき・のどの痛みなどの症状がない方や、濃厚接触者に該当しない方を対象にPCR検査を無料で実施しています。当初に比べ上伊那

地域でも無料検査を受けられる薬局等が増えまして、私の記憶ですと当初4件ぐらいだったのかと思いますが、現在は14件ほどに登録が拡大しているような状況であります。

しかしながら、報道にありますとおり全国的に検査キット自体が不足しておりまして、希望しても受けられない場合があるというのはお聞きをしているところです。そういった中、村では帰省で県外を往来する学生などを対象としたPCR検査費用の補助を実施いたしました。が、県が既に事業化をしておりますので、一般検査も含め広く行うことは現在考えてはおりません。

市町村の第一の役割でありますワクチン接種、これからどんどん増えてまいります。職員の負担にも配慮せねばなりませんので、村のほうはまずはワクチン接種をしっかりと進めていくことが重要であると思っております。

オミクロン株の感染拡大によりまして、抗原検査キットの需要が高まりました。本当に全国的に不足している状況であります。国では受給が安定するまでの間、優先づけを行いながら検査キットを供給することやメーカーへの増産を依頼しておりまして、検査キットは現在行政検査を行う医療機関等がまず優先として届けられるような形になっております。

村で現在地域の卸業者を通して購入しようにも、容易に購入できない状況であります。インターネットで検索すると多く出てまいります。そちらは研究用として市販されている抗原キットでありまして、国が承認した体外診断用医薬品ではないため性能が不確かなものがあります。こういったところはあまり採用せず、ある程度供給が落ち着いてきたときに体外診断用医薬品の抗原キットを現在も村でも少し買い始めましたが、そういったものを備蓄していくことは必要であると思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

検査がそういうことであれば、今みなしとかいうような形も進んでおります。いずれにしても特に高齢者施設とか施設の中での感染が認められた場合には、これはある程度しっかりとした検査を周りからしていくことが大事かと思っておりますけども、保健所対応になると思いません。

障害者施設で一人この間に1回感染された方が出たんですけども、周りの方に検査ができないということで必死で検査できる場所、物を探したんですけどなかなかなくて、結局県でこの前出していた無料で配布されたキット、あれは個人であくまでもインターネットでの申込みだったのでその施設の方は一人一人の名前で個人でインターネットで各自治体を通じて申込をしたということの中で、なかなかそういう本当に必要なところにきちんと行き渡っているかどうかということがなかなか難しいところだと思います。

村では主には子供の対応ということも含めて、できる場所は備蓄していくということでも適切に対応しているというお話も聞きましたが、検査というのはやはり基本になるというふうに思いますので、そのことも含めてやっぱりしっかりとそれは取り組んでいく必要があるのかなというふうに思います。

それでは、4番に移ります。

まん延防止で飲食店の皆さんは6波の中夜の営業はやめて、テイクアウトのみに切り替えた店が多くありました。その間の補償は県で行うというふうに思いますが、申請してもなか

なか届かないというお話も聞いております。また、国の制度でありますけれども事業復活支援金等、要件緩和と申請簡素化されたことにより、迅速な給付が可能になったというふうに報道はされております。繰り返しの感染拡大で制限された経済活動に様々な支援が行き届くように、サポートする体制と相談窓口の設置をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 事業復活支援金のことではなくということでしょうか。

9番（三澤 澄子） それも含めて。

村長（藤城 栄文） それも含めて、はい。

まず事業復活支援金、こちらに通告いただいておりますので最初に回答させていただきます。

事業復活支援金は新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少、または供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらず売上げが大きく減少している中小法人等及び個人事業者に対して事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、迅速かつ公正に給付するものとされており、主体は経済産業省であります。申請期間は5月31日までとなっております、本村においては村の商工会、八十二銀行南箕輪支店、税理士法人登内会計の3機関が登録確認機関として申請サポートなどの相談を現在受け付けております。したがって、村役場にこの件で御相談にいらっしゃった方につきましては、その3機関におつなぎしているところであります。

登録している機関のうち商工会のほうに実際の実績をお伺いしたところ、既に法人で10件以上相談を受け付けているというところですので。申請期間が5月31日でありますので、今後さらに相談や申請が増えてくるものと思います。この事業復活支援金については、経済産業省のほうで登録確認機関が指定されておりますので、村のほうでは具体的な相談はせず、こちらの3機関におつなぎするのが筋であると考えております。

その他、追加で御質問いただいております各種経済的な相談については、現在産業課のほうで受け付けてはおりますが、それぞれ必要なことに応じて金融機関におつなぎをしたりとか、村で今実施している応援金を使えるのであればそちらに申請を促したり、そういったことは産業課のほうで受け付けておりますし、コロナに関する生活困窮の相談については、引き続き健康福祉課のほうで窓口をつくって受け付けているところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） 今、もう続けてであります。

社会福祉協議会で行っている生活福祉基金についてです。特例貸付は償還免除の要件緩和や償還猶予制度の弾力的運用が可能になりました。生活立て直しの支援と充実を求められております。村の状況、今も社会福祉協議会のほうを通じて適切に行っているということでもありますけれども、状況はどんなふうかお聞きしたいと思います。

また、真に困った人には速やかな生活保護への申請をお願いしたいと思いますけど、その辺の状況もお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 生活福祉資金特例貸付等の現在の状況はというところで御質問い

いただきました。

このたび貸付けの受付期間が令和4年6月30日までに延長されております。また、償還についても変更がありまして、借受け人及び世帯主が住民税の非課税である場合には償還免除となるものや、償還開始時にたとえこの免除の要件は満たさなかった場合でも、償還開始以降にそれぞれ借りた方々が住民税非課税となった場合には、申請に基づいて残債については一括免除する、そういった制度であります。

また、死亡・生活保護の受給・自己破産・重度障害者になった場合も同様に、申請や職権に基づいて残債の全部または一部を免除できることとなっております。御指摘のとおり、これらは現在社会福祉協議会のほうで担当していただいております。3月3日現在貸付件数が214件、総額で6,861万円であると連絡を受けております。

これに加えて、県では独自の制度といたしまして緊急小口資金等償還金補給事業を現在準備しているとのこと。償還金の一部を補助する制度ということですが、償還時点の月の収入が住民税非課税世帯となる年収基準の12分の1となる世帯を対象に、償還1年目の償還額を県が補助するというものであります。合わせて、償還の据置き期間につきましても、通常1年だったところを2年に延長するというところ。感染がなかなか収束しない状況を踏まえまして、国や県でも生活困窮者の生活にきめ細かな配慮を行っていることが伺えます。

生活保護の件であります。昨年の申請件数が一昨年と比べて5.1%増えているという報道がメディアで流れております。当村の生活保護受給世帯数は、3月1日現在50世帯であります。コロナの影響で収入が減った方ばかりではありませんが、御本人が申請したいという御意志をお持ちの場合は随時受け付けを行っております。福祉事務所による要否判定を得て真に必要な方が認定を受けている、そういった状況であります。

生活困窮等の全体的な支援については、役場でも受け付けた相談の内容によりまして今言いました福祉事務所、またまいさぼ上伊那、社会福祉協議会に適切につなぐよう努力しております。また、つないだ後もそのままにせずに情報を共有いたしまして、連携して支援を続けるよう配慮しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） ありがとうございます。

ちょっと本当に長い闘いになっておりますので、それぞれ丁寧な支援のほうを続けてお願いしたいと思います。

次に、こども館の運営と課題についてをお聞きします。

こども館建設から5年経過し、南箕輪村版ネウボラは機能しているかということです。設置条例と管理規則に基づいて検証してみたいと思います。資料として設置条例、管理規則、また管理運営体制の3枚をちょっとつけてありますので、見ながら話をしていきたいと思っております。

1として設置条例理念というのがあります。子供に健全な遊びと創造的な体験及び交流の場を提供し、もって次代を担う子供の健全な育成と子育ての支援を図るとあります。開館時間は午前8時半から午後6時半までで、利用料は無料ということです。管理規則第3条事業の1、子供の健全な遊びに対する場の提供及び支援とあります。12月議会で、笹沼議員の質問で一般利用開始をすくすくハウスに合わせて9時から求めました。利用が少ないことを

理由に切り捨てられたように私は感じたのですが、こども館の来館者数は令和3年度のヒアリングの資料では令和2年度実績で3万1,535人、これは放課後児童クラブ利用者を含むとあって、全体の構成は分かりません。放課後児童数と一般利用の数は実際にはどのようになっているかお聞きしたいと思います。

そして、なぜ利用が少ないのか、利用しやすくするにはどうするのかの観点でぜひ対応していただきたいと思うのですが、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） こども館の運営と課題についてというところで、まずは利用者数や利用しやすくするにはどうすればいいかというところで御質問をいただいております。

12月の笹沼議員への答弁においては、私は大きな問題であると認識し運用改革を行ってまいりたいとしておりまして、私に切り捨てた意図はありませんでしたが、言葉が足らなかったようでありますので、今後はさらに丁寧に答弁するよう努めてまいります。失礼いたしました。

また、こども館の来館者数の人数であります、放課後児童クラブ利用者数と一般利用の数というところでありますが、1月15日から一般利用の制限をしておりますので令和3年12月の数値となりますが、延べ人数で放課後児童クラブ利用者が12月は1,705人、一般来館者が462人となっております、一般来館者はイベント参加人数も含んだ数字となっております。

さらに詳細を申し上げますと、放課後児童クラブは現在1年生から3年生が利用しておりまして、1日平均の利用者は85人程度です。一般来館者については、平日未就園児親子が週に1組から2組程度利用、月1回の未就園児親子向けイベントが10組程度利用、中学生の講座が1日10人から15人程度の利用、さらに土曜日のイベントは1回平均27人程度が利用している、そういった数字となっております。

利用しやすくするにはどうすればいいかという質問であります、私といたしましては、施設をオープンにするので、利用していただきたい意思・意向をまずは外に示していくことが大切であると考えています。税金で建てられた施設であるため当然のことではありますが、例えば村や近隣の子育てサークルに定期的に利用していただくとか、次の項目で御提案いただいているこども食堂での活動で使っていただくとか、そういったことをこちらから提案して使ってもらえるようお願いすることが一つの案であります。

とはいいいましても、職員側から見ますと、村長が変わったことで今までよしとしていたものがそうでなくなったわけでありまして。私も職員とミーティングを重ねて感じておりますが、考え方の変化にはそれなりの準備と時間が、また私からの説明が必要であります。その部分は御理解いただければと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） 今も言うように、平日の利用が極めて少ないというのは確かだと思います。イベントとこども館の側からする講座が中心であります。やはり平日に一般の人が本当に自由に利用できる形、そのことを今村長も切り替えていきたいというふうにおっしゃっていましたが、そこら辺が大事かなと思います。

2として管理規則、使用者の範囲ですけれども、村内に居住する者、伊那地域自立圏構想に

基づく利用者、その他村長が必要と認める者というような書き方であります。村内だけでなく、近隣からも自由に利用できる開かれた施設だというふうに当初説明がありました。近隣からの利用があるかどうか分かりませんが、使用申請についても問題があると思います。

こども館において、村の機関または村の機関に準ずると認められるものが主催する集会、またはこれに類する行為をしようとする者に限るとなっています。136号議会だよりで、きらきら村のなかまたちのコーナーでこども食堂を取材しました。いろいろ御苦労しながら子供たちの笑顔に支えられて頑張っている様子をお伝えしました。私もちょっとお手伝いさせてもらって、子供っていいなと、希望だなと思って楽しませてもらったところであります。

その中で、会場をその都度借りるのに苦労しているという話を聞きました。こども館の調理室は立派な設備が整っていますが、管理規則は村の機関、準ずる者ではないので使えないと断られたと聞きました。調理室は5年間で何人使用してきていますか。せっかく造ったものが生かされないのでは造った意味もないというふうに思います。

管理規則はネウボラの精神と全くかけ離れていて、使用制限や管理の強化のみ。この間、この管理規則と条例をひもといてみて、その中身について私はちょっと、え、こんなことを書いてあったのかということでもちょっと愕然としたんですけども、その点についてお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） こども食堂に絡めて調理室の利用に関する御質問であります。調理室の利用状況を先にお答えをいたします。

調理室は食育のための事業を行えるようにと整備をされました。令和元年度には、村の事業として年間16回活用した実績がありますが、コロナが来て以降、令和2年度以降は調理イベント自体は全く行っておりません。また、こども館はそもそも村の関係機関以外に貸し出すことを念頭としていない施設であるようで、管理規則にあるようにそのため使用料は無料というような形になっております。

議員御指摘のとおり、過去にこども食堂からの貸出し依頼があったときにお断りしたというのも事実であります。しかしながら、私が村長になり考え方も少しずつ変わっておりまして、現在こども館が子育て支援の拠点であることを大切に考えていかなければならないと感じておりまして、また子供の居場所づくりというところも課題となっております。

そのため、例えば今後こどもカフェなど県への登録がなされている団体の使用など、一定の基準を設けて使用を可能としていく、そういったことを今担当課のほうで考えているというところであります。

こども館の運営と一緒に今後の課題とさせていただきます、議員御指摘のとおりできるところからやっていくというところで実施してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 改善が図られるということで安心しました。

あと、こども館の職員体制と事業についてです。今のところにも通じますけれども、この体制を見ていただければ、こども館係というところに係長、係、会計年度職員、放課後児童健全育成指導員会計年度1名、児童厚生員会計年度2名、あとは放課後児童の関係でありま

すけれども、これだけの人たちがそろっております。立派な人たちであります。子育て支援相談室はもちろん子育て教育支援、相談を受けながら外に出たり巡回したり相談者に寄り添った活動をしている、その部分については従来からしっかりと活動をしていることは私たちもよく知っております。

こども館係ですけれども、なかなか今までの中でちょっとお見受けすると、ある意味こちらで準備したものを子供たちにやって、やらせるとかやってもらうということで、なかなか自主的な運動・活動ができていないんじゃないかなということを思っていました。

フィンランドの子育てについて学びました。ネウボラ発祥の地です。フィンランドでは、先生・指導員は子供たちにヒントを与えるだけで、自ら課題を見つけ動くことでお互いを尊重し、成長する子供像が見えてきます。子供たちが安心して過ごせる場の提供が本来の姿であります。運用改革と合わせての検討をすると、今村長もおっしゃっていただいております。それでも、すぐ変えられるものはその場でしっかりと変えていくということが大事だというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

また、もともとこれは放課後児童の居場所が先にありきだったわけですが、後づけでいろいろ盛り込んだ施設になってしましまして、課題が多いかなというふうに思っています。現状では、放課後児童だけでも今3年生までというふうにおっしゃっていましたが、目いっぱいな状況ですので今後の見直しも必要だと思いますけど、その点の将来展望についてちょっとお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） こども館また南箕輪村版ネウボラ、それに加えまして放課後児童クラブ、さらにはこども館の将来展望はというところで御質問をいただいております。

少しネウボラを捉える目が皆さんかなり多様化してしまっているのかなと思ひまして、私はフィンランドのネウボラを研究いたしますと、一つ大切なのは保健師の体制と関わり方であると思っております。

そんな中、私が議員時代に唐木一直前村長にお伺いしたときは、こども館は南箕輪村版ネウボラの拠点施設として走りながら整えていきたいという答弁をいただいたのを記憶しております。ネウボラは本来、妊娠から子供が大きくなるまで、切れ目なく固定された保健師が親と一緒に子育てを支援していくものであります。

ただ、村の現状を見ますと、一人の保健師に固定をいたしますと産休や育休などの事情もありまして難しい面があります。ですので、例えば固定する担当する保健師を2名体制とするなど、工夫が必要であります。現在の保健師の人員体制では難しい面がありますので、令和3年度は2名の保健師を積極的に採用いたしました。もう少し保健師は、そういった南箕輪村版ネウボラを実現していくためには増やしていかなければならないと私は考えております。

放課後児童クラブが目いっぱいという御指摘もありました。こども館自体、現在は放課後児童クラブとしての利用が主となっているのは確かにそのとおりであります。また、コロナの影響も受けまして、密を防ぎたいという観点から、現在南箕輪小学校の一部もお借りして放課後児童クラブを運営しているというのが実情であります。

将来展望であります。そもそも放課後児童クラブの受皿としてこども館ではスペースが足りなくなっておりますので、現在使っている給食センター、新しい給食センターができますと利用されない状況になります。これは展望ですのでまだ確定ではありませんが、その給

食センター500平方メートル以上ありますので、この給食センターをリニューアルして放課後児童クラブの役割の一部を担っていただきまして、その分で空いたこども館のスペースを活用して子供に関する部署を集合させ縦割りを排除し、フリーアドレスとして切れ目のない子育て支援の拠点としてこども館を再定義することを、将来展望としては南箕輪版ネウボラの拠点としても考えております。しかしながら、クリアしなければならない課題も多いので、現在は実現に向けて検討を始めた段階であることも御承知おきいただければと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 子供たちのために改革を進めていただきたいと思います。

3として、地球温暖化対策についてです。1月28日に議会の自主研修会で地球温暖化対策の取組について学びました。信大の茅野先生の環境社会学の先生ですけれども、学んだところでもあります。

12月議会で地球温暖化対策について質問しました。村では地球温暖化対策実行計画、これは事務事業編でありますけれども令和3年3月から策定し、来年度からは例えば庁内のLED化に転換するべく着実に進んでいます。ただ、村内全域の推進体制が見えていません。計画は事務事業編の同時に区域施策編を策定して全体像となると聞いています。

そこで、村の区域施策編の策定をどう進めるかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 地球温暖化対策についてであります。時間がないので要点だけ申し上げます。

地球温暖化対策につきましては、企業・一般家庭を含めた村全体での取組が重要でありまして、そのためには区域施策編の計画も策定し実施していくことが必要であります。この策定に当たっては村全体の取組となりまして、人的資源やそれなりの財源も必要となっておりますので、村の3か年計画にあげて計画的に実施してまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） これは本当にセットだと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。150年事業にも合わせてということもありますけれども、その中でしっかりと取組ながら村民のものにしていただければと思います。

2として、その中で高森町のエネルギー政策としての森林の位置づけというお話をお聞きしました。森林が環境に果たす役割を明確にし、計画的な整備活用について村はどう取り組むのかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） エネルギー政策としての森林の位置づけはという質問であります。

現在の地球の技術レベルで考えますと、木質バイオマス、ペレットストーブ、薪ストーブ、またバイオマス発電というところが考えられるのかなと思います。しかしながら、バイオマス発電のCO₂排出削減効果は太陽光や風力と比較して少ないとされております。また、前提として伐採後の植林など、そもそもの森林循環事業をしっかりと構築することが前提となります。

エネルギー源という観点からは、貴重な国産のエネルギー源として利用が期待されるもの

であります。2018年のデータでは日本国のエネルギー輸入依存度は88%にも達しておりまして、近年の原油価格高騰などは非常に悩ましい問題であります。そういった中、国産のエネルギー源を確保していくことは重要であると考えております。

しかしながら、日本は充実した森林を有しながら自国の森林資源を十分に活用できてないという現状もあります。木材の自給率は41.8%でありますし、森林1ヘクタール当たりの木材生産量も0.85立方メートル、長野に至っては0.53と非常に低い数字であります。

また、日本全体で収穫期を迎えてしまっている森林が多くなっておりまして、そうなる大径木、大経済化の影響がひもついてまいります。こちらが進行いたしますと、林業機械の大型化や作業のための道路の拡幅、製材機械の対応など、総じてコストが高まってまいります。これは村におきましても他人事ではなく、先日庁内の担当職員に大変な汗をかいていただきまして、国の重要文化財であります諏訪大社上社での活用が決まったことは大変ありがたいことでありました。これから一刻も早く村民の理解を得た上で主伐、再造林を始めていく必要があります。

森林については、まずは材として活用することがCO₂をため込むという面では第一であります。エネルギー施策としての森林の位置づけについてはバイオマス発電が考えられますが、林業が衰退してしまった現状では必要な木材を提供できない状況であります。ですので、先に進めるべきことは林業の再興と森林循環事業の構築であると考えておりまして、これは伊那谷全体で取り組んでいくべき内容であるとも考えておりますし、村としても、150周年記念といたしまして村民の関心を高めて実施していきたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） ありがとうございます。しっかりとした方向性を持ちながら、やはり村民に見える形で本当に環境対策にも取り組んでいただきたいと思っております。

以上で、私の質問は終わりにします。ありがとうございます。

議長（百瀬 輝和） これで、9番、三澤澄子議員の質問は終わります。

ただいまから、3時30分まで休憩とします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時30分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

7番、加藤泰久議員。

7 番（加藤 泰久） 7番、加藤泰久です。通告どおり3件について質問をいたします。

弥生、3月となり、日の光も濃くなり木々の芽も膨らんでおります。しかし、毎日暗いニュースばかりでございますので、美しい花々が待ち遠しいところであります。

それでは質問に移りまして、2月の全員協議会や3月定例議会の初日の村長の提案理由にありました、南箕輪村まち・ひと・しごと創生基金条例について質問をいたします。

まず発端は、2月の信濃毎日新聞にVC長野に練習拠点をという大きな見出しで南箕輪村が新体育館整備の方針、企業版ふるさと納税を活用して寄附を募ると、こういう見出しで大々的に掲載されておりました。このように大きく新聞には出ております。

2月の全員協議会において、条例の制定理由では寄附金の活用や基金の設置についての説明があり、積立や取崩しの概要についても記載されております。この南箕輪村まち・ひと・

しごと創生基金条例の制定の趣旨については、意義はないところであります。しかし、活用の目的については疑念を抱くところであります。

一般ふるさと納税については、私もかつてより推奨してまいりましたが、今現在のところで昨年1億7,000万円以上となっております。全員協議会でも、また先の唐澤議員の村長の説明もありましたが、村民により理解をしていただくために重複するところがありますが、企業版ふるさと納税について説明をさせていただきます。

企業版ふるさと納税については、地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合には、法人関係税より寄附金額の約9割、90%の税額控除による優遇措置があり、寄附する企業としてのPR効果、また企業のイメージアップと重なり大きなメリットがあるところであります。一方、納税を受ける団体においては、地域再生計画に基づく目的となる事業に活用しなければならないとされております。

そこで、地域再生計画に対する寄附金等ということで質問いたしますが、全員協議会等で説明を受けている中で企業版ふるさと納税寄附金として理解しておりますが、それによろしいでしょうか。村長のお答えをお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 7番、加藤議員の質問にお答えをいたします。

南箕輪村まち・ひと・しごと創生基金条例についてというところで、まずは地域再生計画に対する寄附金とはという御質問をいただいております。おおむね加藤議員が御説明した内容で間違っておりませんが、私のほうから改めて御説明をさせていただきます。

地域再生制度において、地方公共団体は地域再生計画を策定し内閣総理大臣の認定を受けることで、財政・金融等の支援措置を活用することができるかとされております。地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金もその支援措置の一つであります。

議員からは、地域再生計画に対する寄附金とはという御質問をいただいております。地域再生計画の申請により内閣総理大臣が認定したまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附を行った法人に対し、寄附額の最大6割に相当する額が税額控除されるようになります。特例措置が適用されるわけです。寄附した法人から見れば、その6割に加え地方公共団体に対する法人の寄附に係る損金算入措置による軽減効果、こちらが約3割でありますので、そちらと合わせて最大で寄附額の9割に相当する税額が控除されることとなります。

この寄附と控除の仕組みが地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税と呼ばれているものの全体像となります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） それでは、2番目に移りまして、再生事業計画に基づく目的の事業をするためにということですが、寄附の目的となる事業は何かお尋ねいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） まず、この制度の目的であります。これは地方創生であります。地方創生応援税制企業版ふるさと納税は、地方への資金の流れを飛躍的に高めることを目的に制定されたものであります。企業版ふるさと納税では、知恵を出し努力をしている地方には資金が流れますが、知恵を出さず努力しない地方には資金が流れない、そういったもので

あります。地方創生の動きによって、今後選ばれる地域と選ばれない地域が明確になってまいります。人口減少時代が到来しておりますので、努力をしていない地方は今後衰退をしていくおそれもあります。地方創生はそれを明確にする動きであることは、この企業版ふるさと納税の仕組みを見ても明らかであります。

さらに今回、村の目的というところでありますので申し上げます。

村といたしましては、このまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立をまず地域再生計画で目標としております。この目標を達成するために具体的には、村では4項目の事例を挙げております。立地特性を生かした職住近接の村づくり事業、若者定住と郷土愛の醸成による帰ってきたい村づくり事業、安心して子供を産み育てることのできる村づくり事業、誰もが安心して暮らし続ける村づくり事業、これを実施していくことをうたっておりまして、これらの事業を企業版ふるさと納税で応援していただくことを目的としております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） その事業計画であります、具体的にはそれなりきの寄附の目的となる事業を述べなければならないという。これ今村長の説明にあったのは何項目かであり、大変漠然としているものであります。これを一つの目的でそれなりきの寄附をお願いするという形じゃないかと私は思うんですが。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） この企業版ふるさと納税が始まった当初は、そういった事業を特定しなければいけないという取決めでありました。しかしながら、始めてみますとなかなかこの企業版ふるさと納税がうまくいかなかったものですから、内閣府のほうも対応を改めまして、事業を固定化せずに先ほど申し上げたような内容で地域再生計画として申請して構わないというところで、事業の変更があったところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） そういう方針であるかと思いますが、ここで今村長は4つ述べられましたが、これそれぞれの事業が漠然としているように私は思います。何かに絞ってこの4つのもので企業が行って企業版ふるさと納税をお願いしますって言っても、ちょっと具体性に欠けるんじゃないかとそんなふうに思うわけですが、それでもよろしいということですか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 先ほど新聞記事を拝見させていただいて、その部分は体育館またトレーニングジム、村民の健康づくりという内容でありましたが、企業版ふるさと納税につきましては今後も引き続いていく、普通のふるさと納税と同じように今後も引き続いていく事業であります。そういった中では、村としてはまずはいろいろなものに活用できる形で企業版ふるさと納税を集めていきたいというところもありますので、ここの部分は固定化するより、幅広く企業版ふるさと納税の寄附を受けれる現在の形のほうが私は望ましいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） それでは、それはちょっとクエスチョンがありますが、次の質問に移ります。

基金の対象期限はということですが、税額控除の特別措置の企業版ふるさと納税の税額控除の特別措置の適用期間が令和6年度末までという時限立法でございます。今ここで上げております条例については、これと同じような期限というふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 基金の対象期限はという御質問であります。

今回、地域再生計画で申請したまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の期間は、一旦令和6年度までとしております。また議員御指摘のとおり、この企業版ふるさと納税が9割控除となる特例措置の適用期間も、現在は令和6年度までとなっております。

そこで、議員の質問は基金の対象期限はどうかというところであります。この基金については、企業版ふるさと納税という仕組みがなくなる限り特例措置は終わってもこの企業版ふるさと納税は続いてまいりますので、また別の機会で、今回の例によらず様々な活用事業を村が提案していくことも考えられますので、基金については対象期限は定めておりません。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 令和6年末までという時限立法についてはそういうことですが、このまま継続していくということですので、企業においては税額控除の特例措置が令和6年度末過ぎにはなくなるということで、ふるさと納税が大変難しくなるんじゃないかと思えますけど、そういうことはないですかね。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 今回のこの企業版ふるさと納税は、9割控除されるというところが一番の特徴となっておりますので、これがもし令和6年度で終わった場合については、非常に制度としては魅力のない制度になっていくと思います。ただ、令和6年度以降どうなるかについては、今のところ私のほうでは分からないといったところが正直なところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） これは令和6年度までの時限立法で、この先は分からないっちゃうことは私も分かります。それですので、この対象期限については大体分かりました。

次に移りまして、企業からの寄附金募集はどのようにするかということですが、2月の全員協議会においてはこのような説明の中にチラシも入ってございました。これは夢に向かってということで、企業版ふるさと納税で南箕輪に体育館をという、こういうチラシと一緒に説明の中にあっただけです。こういう形ですね。

こういうものをうたっているわけですので、企業に寄附をお願いに行くときにはこのようなパンフレットを持参するのか、そこらこのパンフレットはどういう意味合いを持っているかということも分かりませんが、寄附納税をお願いに行くときには企業にはこういうパンフレットを持って行くわけですか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 企業からの寄附金募集はどのようにするのか、またパンフレットは持って行くのかという御質問であります。

寄附金募集には様々な工夫が必要で、普通に進めていけば集まりません。本当に戦略的に3年間かけて進めていくことが求められていると感じております。一般的な状況では、首長がトップセールスで行っているところが多いようでありまして、最近は良いのか悪いのか専門の事業者が出てきておりまして、手数料を取って成果報酬で企業を探してくるそんな事業も動き出しているようで、村も実際にそんな営業を受けたこともあります。

さて、そのような中、南箕輪村においてどうするかであります。今回、令和4年度から企業版ふるさと納税を活用するに当たり、村内の体育館兼避難所、またトレーニングジムの建設を具体にして取り組んでいるところであります。これはバレーボールのVリーグのV1リーグで活躍するVC長野トライデンツが村に本拠地を置いておりまして、次の質問の回答にもつながってまいりますが、練習環境に課題を抱えていることも関連しております。

そこで、今回はVC長野トライデンツと連携して進めることといたしました。事業を進めるに当たり、私は3つの部隊があると思っています。具体的には村長、VC長野トライデンツ、村役場であります。各部隊が独自に、また連携できる推進体制をこれから会合を重ねて知恵を出して整えていく必要があります。期間は3年間であります。

まず、村長とVC長野トライデンツとの連携におきましては、既にチャンネルのある企業への共同訪問が考えられます。訪問に当たってはそのパンフレットもお持ちいたしますが、それでは伝わらないと思っております。提案書をケース・バイ・ケースでそれぞれ企業ごとに作りまして、地方創生により地域への資金の流れが変わっていくこと、また地元住民の健康づくりにつなげていきたいこと、さらにはVC長野トライデンツの活動を通じてこの上伊那・伊那谷の認知を広めていく、そういったことにも役立てていきたいと様々な地元の発展について、そういったことも意味がありますよというのをしっかり提案書に落とし、そちらを基に説明していくことが重要であると考えております。

またVC長野トライデンツと今度は村役場の連携であります。地元学校との関わり合いの強化や地元のイベント開催など、地域との関係を含めより地域に根づいたチームとして認識していただくことも重要であると考えております。さらには、今後はVC長野トライデンツのファンと南箕輪村との関係を深める事業にも目を向けていく必要があると感じております。

企業版ふるさと納税は、企業単位だけでなく個人単位でも認められております。個人には返礼品も認められておりますので、ファンが喜ぶような物、先日はほかのバレーボールのV1チームがV1チームのプロの選手のアタックを受ける権利、普通の人は喜ばないと思えますけど、すごいアタックを受けれる権利が返礼品となったというのが大阪でありまして、20分で完売してしまったという事例もあります。新しい返礼品の創出は議員からも先日要望をいただいたところであります。こういった発展的なことも考えられます。

また、さらに現状今どうなっているのかというのが分かりません。令和4年度以降うまくいっているのか、うまくいっていないのか。そういったところを現在のステータスとして外に発信していくことは重要であります。独自にサイトを設けるのか、それとも企業版ふるさと納税サイトを活用するのかなども検討が必要であると考えております。どちらにしても、初

年度、令和4年度にどれだけ戦略を立てて、その戦略を基に3年間かけてどれだけ取り組むことができるか、それにかかっていると思っております。

企業からの寄附金募集については、しっかりと戦略を立ててやっていくというところでまとめとさせていただきます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） ただいまの説明で、募集についてはそれぞれ説明をいただきました。

そうした中で、南箕輪のバレーに対する熱意といいますかバレーボール人口というのは前から結構ありまして、今年中学女子バレーが県で優勝して北信越というようなすばらしいものがあるわけですが、これは南箕輪、私も中学時代バレーボールをやっております、昔は9人制でしたが中衛のセンターをやっていましたが、伊那中だとか春富中とか、大きなマンモス校を破って南信大会は常に出場していたというようなこともあって、また体育館を利用する方々がママさんバレーというようなチームが非常にありまして、バレー熱は非常に高いものがあると思っております。

それで、関連しまして、5番目の村民体育館の利用が過密状態ではないかというように、2月の全員協議会で体育館・トレーニングジムを含めた建設について説明されている中で、やはり目的の中で村民体育館が過密状態であるというように記載されております。しかし、村民体育館や南箕輪中学校の体育館、小学校、南部小学校の学校にも体育館があり、中学の部活やわくわくクラブ、社会体育団体、各区の公民館行事会場でありましたが、今までは主要調整会議で調整できてきております。しかしながら、長野VCの週3回の練習が村民体育館において占有されるということになれば、過密状態となります。

そうした中で、体育館を増やすというようなことも一つは考えものかと考えるところであります。必要以上の公共施設は持続管理やランニングコストが提示できない中で、財政負担となり負の施設になりはしないかと懸念するところではありますが、過密状態等を含めて村長どのようにお考えでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村民体育館の利用が過密状態なのか、また運営に係るコストが重くならないのかという御質問をいただいております。まず、過密状態のほうを回答させていただきます。

村民体育館は、わくわくクラブの団体、中学校の授業や部活動、VC長野トライデンツの活動により、夕方から夜にかけてはほぼ空きのない状態であります。現在、一般の方が利用できるのはキャンセルがあった場合や昼間の時間となります。これは私も気になりまして、昨日村民体育館のほうにお伺いしまして台帳をしっかりと拝見させていただいたり、管理受託者であるわくわくクラブの担当者とも意見を交わしたりして確認してまいりました。夜の時間空きがあるのは、本当に木曜日の7時以降の半面のみでありまして、時期によってはここはママさんバレーボールが使っておりますので、全く空きのないときもあるというところでもあります。

また、上伊那の町村の体育館数を申し上げますと、市町村ハンドブックによれば飯島町が4、辰野町と箕輪町が3、宮田村と中川村が2、南箕輪のみが1となっております。村は若

い村であり、体育館を利用したいと考える人たちが少なくないと思われま。先ほどバレーが盛んであるというのも議員からお聞きをいたしました。そこに現在中学生の利用やVC長野トライデンツの利用もあり、そういったことから過密状態というのは正しい表現であると思っております。

また、村民体育館は建設から45年が経過しておりまして、令和8年度から10年度にかけて計画改修することになっております。これは避けられない工事であります。その際に利用が制限されることは、今回のケースとは別にしても大変懸念点であると思っております。

また、運用の定常コストがかさむんじゃないかという質問であります。確かにおっしゃられるとおおり、新しい箱物を建てればそれに伴う費用は発生してしまいます。ただ、今回はうまいこと行けば建設費用については外からのお金で実現できますので、まず建設費用がかからない、かからないというのはちょっと表現としておかしいですが、村の直接の単費ではないということは非常に大きいものであると思っております。

あとはこの規模にもよるんですけど、現在の村民体育館は非常に古い建物でありますので、断熱気密性も弱いですし、この前暖房施設を高いお金をかけて入れました。あれを入れたことで数百万円の指定管理料の上乗せがされておりますので、そういった意味でも、古い建物は新しい建物に比べまして運用コストがかかるという事実もあります。今現在、脱炭素を実現した施設というのがこれからの建設については不可避となっておりますので、そういった意味では運用コストはある程度抑えられますし、もしここをVC長野トライデンツさんに活用していただけるのであれば、例えばトレーニングジムとして村民の利用をいただく中でその利用料で一部指定管理料を賄っていただくとか、そういったいろいろな工夫も考えられると思っております。

議員の御指摘のとおり定常コストはかかってまいりますが、工夫することで村民の納得が得られるのではないかと、また現状の45年たった村民体育館を見ても、村の単費で建ててのではないのであればそれなりの納得感が得られるのではないかと私は考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） ただいまの説明の中で、今対象を村民体育館というようにしておりますが、近隣には中学校体育館、小学校体育館がございますが、学校施設としては一般開放はしているかいらないか、ちょっとお尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 学校施設としてもほかの団体が使っているというところではありますが、すみません、先ほどVC長野トライデンツが週3回村民体育館を使っているというお話がありましたが、今の話と絡めまして週2回は村民体育館半面、また週1回は中学校の体育館を半面利用しております。

また、これは4月から10月のオフシーズンの期間でありまして、現在シーズン中である10月から3月については、水曜日1日のみの利用となっております。

教育長よろしいですか。一般貸出しの件については、学校の話ですので。

お願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今、村長のお話がありましたように体育館、小学校・中学校それ

から南部小を含めて、体育館それから校庭ということで一般開放しておりますのでよろしくお願い申し上げます。冬場は校庭の関係はなかなかというところがありますけども、結構使っている状況がございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 飽和状態ということで、ただいま施設の使用状況等を説明していただきまして、これは納得したところでございます。

次に移りまして、5番目のVC長野をどのようなチームとして捉えているのかということをお尋ねしたいわけですが、VC長野は、平成30年9月14日にVC長野笹川社長と南箕輪唐木村長との間で連携に関する協定書を締結しております。連携事項に村のバス・練習・合宿所の確保等が明記されております。有効期間については、これが協定書であります。村長と社長のサインと印鑑が押されている協定書であります。有効期限については1年として更新は現在も続いておりまして、1年で更新されるということで継続されております。

令和3年にはVC長野に村からスポンサー料として220万円、新聞等広告料として約30万円、合計250万円を計上しております。VC長野は一般株式会社でありまして資本金は300万円、これは2022年の1月21日現在であります。我が村が自治体として応援ができるプロスポーツチームへの応援としては現在で精いっぱいではないかと思うところではありますが、村長としてはどのように捉えておりますか。質問いたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） VC長野をどのようなチームとして捉えているのか、また250万円という金額もお示しをいただきました。

まず、この250万円という金額については私が村長になってから増額とかそういったことをしたわけではなく、これまで前の村長の時代もこういったところで支援をしていたところですので、その部分は御承知おきいただければと思います。

VC長野をどのようなチームとして捉えているのかというところではありますが、まずはやっているスポーツがバレーボールというところで、非常に誰もが知っているスポーツというところで価値を感じております。私はフラックフットボールという非常にマイナーな球技を小学校に普及してまいりましたが、誰も知らないスポーツでありました。そういった中、このバレーボールについては、ここにいらっしゃる方全員がどういったルールでどういったことが行われているか知っている状況であります。それは非常に純粋に価値の高い物であると思います。

また、南箕輪村においては、地域資源や伝統文化がほか自治体と比較して少ないと私は感じております。とはいえ県下一若い、また移住者が多いという特徴があります。そういったところではVC長野トライデンツとの親和性が高いとも私は捉えておりまして、広報での活用やまた村への元気・活力そういったところ、様々な面で村の発展にさらに寄与いただけるチームであると思っております。

さらに、このバレーボールの特徴でしょうか。非常に女性のファンが会場に行くことが多い、若い女性が非常に多いというのが特徴であります。村の中でも、今担当課でも地域づくり推進課でやっておりますが、その地域づくり推進課のほうでどう捉えているかについても紹介をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 高橋地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（高橋 里江） それでは、続きまして私のほうから少しお話をしたいと思います。

VC長野トライデンツは、皆様御存じのとおり日本最高峰のV1リーグに参戦する村を拠点としたバレーボールチームです。V1リーグのチームの多くは大手企業が母体となって恵まれた練習環境で活動していますが、VC長野トライデンツはほとんどの選手がフルタイムの仕事をする傍ら仕事の後練習する、しかも通年利用できる練習場所がないといった厳しい練習環境で戦っています。

バレーボールをされていた議員ならお分かりいただけるかと存じますが、スポーツや芸術は人間が生存していく上で絶対必要不可欠なものではございません。しかし、スポーツには勝つ喜び、負ける悲しみ、仲間ができる喜びなど、人生の豊かさを得るということができます。そして、VC長野トライデンツにはそれを与える力があるのではないかと考えております。

私個人の感想で恐縮でございますが、VC長野トライデンツを私も一ファンとして応援しております。不利な状況でも果敢に戦う姿に勇気づけられます。点差がひらいても諦めない姿に感動します。新しい選手たちが育っていくのを見守る楽しさもあります。このことが先ほど村長が申しましたように、多くの女性ファンを獲得する要因ではないかと考えております。

そして、バレーボールをする子供たちに身近なプロリーグがあるということは、将来の選手育成に大きく貢献するのではないのでしょうか。この気持ちを皆さんと分かち合うためには、一人でも多くのファンを増やすことが必要です。VC長野トライデンツは、そのために創意工夫しながら村のために活動していってくれることと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） またスポーツというところではありますが、これからスポーツというものは社会が多様化する中で人々がいろいろなことに興味を持つ中で、人々をつなげるコミュニティの一つになると私は捉えております。

具体的にはアメリカであります。アメリカは非常にスポーツ産業が盛んであります。アメリカという国は多くの移民によって出来上がった国であります。そういった多様化した人たちがスポーツを通じて一つになる喜びを味わう、そういったこともありまして、アメリカではスポーツ文化、スポーツ産業が非常に盛んであると私は捉えております。

日本もこれからアメリカとまではいきませんが、社会が多様化していく中でスポーツが果たすべき役割は、スポーツ庁ができたこともあります非常に大きくなっていくと思います。そういった意味で、このちいさな村に一つのプロリーグのチームがあるということは非常に価値の高いことであると私は考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） 私はスポーツを否定するものではございません。これが社会人チーム・アマチュアチームであれば、行政としても地域の活性化またスポーツを愛する人たちのために一緒に懸命やる、これは必要なことだと思いますが、たまたまVC長野がプロチーム

ということでございますので、いろいろ説明を聞いた中で理解できるところ等いろいろありますが、時間の関係でこれでこの質問は終わりたいと思います。

今後の企業版ふるさと納税についても見守りながら、またVC長野の今後の成績についてもこれから興味を持って見詰めていっていきたいと思っております。

次に2番目でございますが、随意契約についてちょっと質問したいと思います。12月の議会で、プロポーザルだとか一般競争入札についての質問があり説明を聞いておりますが、役所のもう一つの随意契約というものがあるわけで、建設関係では120万円を上限としてあると聞いておりますが、ほかの業種については上限とかそういうものはあるのかどうか、簡単に説明をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 随意契約についての御質問をいただいております。4項目御質問いただいております。

契約関係また業者選定につきましては、担当であり事務局の財務課長から答弁を申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） それでは、契約事務に関わることでありますので、私から答弁をさせていただきます。簡単にとということでもありますので、ポイントだけということに絞らせていただきます。

ただいまの御質問につきましては、いわゆる一定の額を超えない少額随契のことだというふうに捉えておりますけれども、今申しました随意契約によることができる額としては、南箕輪財務規則で定めております。一つは、工事または製造の請負につきまして130万円、それから財産の買入れにつきましては80万円、それから物件の借入れにつきまして40万円、それから財産の売払い、物件の貸付けにつきましては30万円、最後にそれ以外の主に業務委託等でございますけれども、これは50万円を超えないというふうにそれぞれ定めております。

また、少額随契を超える、限度額を超える予定価格の事業で競争入札に適さないと担当課長が判断した契約関係につきましては、南箕輪村建設工事請負人選定委員会におきまして随意契約が適切か否かを審議し、契約の相手方を選定しているところでございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） 分かりました。それぞれ説明していただきまして大体分かったところでございますが、村内業者の積極的な採用を要望するところでございます。村内登録業者が対象となると思いますが、技術面や価格の面で相違があるかと思いますが、処遇化にも要請して登録業者を増やして、村内業者の活用を要望するところでございます。

次の質問に移りまして、南箕輪の史跡の冊子についてということに質問をいたします。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員、もういいんですか。2項目はいいんですか。

7番（加藤 泰久） いいです。時間の関係で、また。はい、すみません。

この冊子について、最近この冊子を見る機会がありまして、この冊子です。

大変見てすばらしいなと思ひまして、この冊子を見たところ平成31年3月に発行であり、南箕輪村は教育委員会発行となっておりますので、早速教育委員会で購入してまいりました。カラー写真がたくさん使用されておりまして、冊子の巻末のあとがきの中に中学生にも

読める本にしたいという編さん委員の方の言葉が載っております。編さん委員の皆さんの努力もあり解説も大変分かりやすく、編さんされております。

本村でも人口が増え若い人や転入者も多くなり、村の由来やら地域の歴史や史跡に興味をもっていただける冊子だと思っております。この冊子の作成に当たった執筆者や編さん委員の皆さんの努力に報いるためにも、一人でも多くの人に読んでいただきたいと思うところがあります。

それで、この冊子は平成31年に発刊されておりますので、冊子の発行部数っていうのはどのぐらいであったかお聞かせ願いたいと思います。

議 長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 私も今お持ちしました。これが前の村の史跡でございます。今加藤議員お示しの新しい改訂版の南箕輪の史跡もあります。会場におられる方の多くが手にされていることかなと思っております。

発行部数でございますが、500部でございます。

時間の関係で端的に。

議 長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 私も教育委員会へ頂きに行ったところ、なかなかなくてお蔵に入っておりますようでお蔵入りしててはもったいないというふうに考えております。

500刷って、今在庫部数はどのぐらいあるかお聞かせ願いたいと思います。

議 長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 発刊時に南信地域の市町村、各市町村などの公的機関や図書館、それから村内の公共施設、それから区のほうにも12区のほうにもお届けして寄贈してございます。寄贈は全部で194、一般販売が188部でございます。在庫は現在118部となっております。よろしくお願ひします。

議 長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 各部落の由来やら史跡が分かりやすく記載されておまして、むしろ全世帯への配付というように希望するところではありますが、費用の関係でそれは無理かと思っておりますので、今説明がありましたように各区とかに配布しているということではありますが、多くの希望者に販売の促進を願いたいとこんなふうに思っておりますので、せっかくのすばらしい冊子でございますので、ぜひそのように要望するところがございます。

議 長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 大事なお言葉ありがとうございます。

現在、村のウェブサイトでも販売促進につながるPRをしております。合わせて村の図書館・公共施設でも借りられるということ、それから議員お示しの編さん委員の方が中学生にもということで、学習教材にもということで学校のほうにも紹介してございます。

村の歴史・文化財に係る刊行物として、先ほど申し上げましたウェブ上で見ることができたり、あるいはダウンロードも可能でございますので、活用していただければそんなこと思っております。

以上でございます。

議 長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） もう4分ほどありますので、独り言を手短に語らせていただきま

す。私が共鳴した比例の法則について、ちょっと独り言を言わせていただきます。

イギリスの科学雑誌のネイチャーにも載ってありませんが、不確実な法則であります。しかし私は共鳴いたしました。体力は気力に比例する、気力のある人は体力もある。気力がなくなれば体力もなくなるというこういう比例でございます。気力の充実を継続していただいて、健康に過ごしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、7番、加藤泰久議員の質問は終わります。

なお、2名の議員の質問が残っていますが、明日10日の午前9時から一般質問を続けるといたしまして、本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

散会 午後 4時17分

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 4 年 3 月 1 0 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 7 番から)

4 番 登 内 瑞 貴

6 番 都 志 今朝一

○出席議員（10名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	9番	三澤	澄子
5番	笹沼	美保	10番	百瀬	輝和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城	栄文	健康福祉課長	伊藤	千登世
副村長	田中	俊彦	地域包括支援センター長	山崎	一
教育長	清水	閣成	子育て支援課長	伊藤	弘美
総務課長	唐澤	英樹	産業課長	有賀	仁志
地域づくり推進課長	高橋	里江	建設水道課長	武井	厚
特命担当室長	原	和子	教育次長	清水	勝宏
会計管理者	城取	晴美	代表監査委員	原	浩
財務課長	藤澤	隆			
住民環境課長	清水	恵子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤	さゆり
議会事務局次長	高木	謙治

会議のてんまつ

令和4年3月10日 午前9時00分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順に発言を許可します。それぞれの確な質問、答弁をお願いします。

4番、登内瑞貴議員。

4番（登内 瑞貴） おはようございます。議員番号4番、登内瑞貴です。通告書に基づき質問させていただきます。的確な答弁をお願いします。

昨年9月1日デジタル庁が発足し、いよいよ自治体のデジタル活用及び自治体DXの取組を推進する動きが活発化しています。藤城村長の基本政策でも加速度的に変化する社会への適応とデジタル化の推進を掲げており、2021年度、2022年度の目標を設定されています。コロナウイルスの流行も長期化し、いまだ収束の兆しが見えない中、感染リスクの低減のため非対面での行政手続が求められております。そこで、当村におけるDX推進の内容についてお聞きします。

現状の状況と来年度の計画はどのようになっていますか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 4番、登内議員の御質問にお答えをいたします。来年度予算におけるDX推進について、当村におけるDX推進の内容はという御質問をいただいております。

まず、来年度予算におけるDXの内容であります。前提といたしまして、これまで村は地区公民館や村公民館、また大芝高原の各施設にWi-Fiを整備してまいりました。まだまだ整備が整っていないところが多くあります。令和4年度におきましては、この役場庁舎、村民センター、図書館に基盤となるWi-Fi環境をまずは整備していく予定であります。

また、非対面というところでコロナ禍でリモートでの会議、テレワークが急速に普及をしております。村でも、庁舎で行う会議を自宅や公民館などからもリモートで参加できるハイブリッドウェブ会議にしたいと思っております。そのためスムーズにウェブ会議が行えるように、モニター等必要な備品の整備を進めてまいります。また、付随いたしまして、職員のテレワークについても申請を簡易化いたしまして、時間外勤務命令と同レベルの負担で進められるよう指示し、先日実現したところであります。

DXのフォーマルであります。国が進めている標準化、マイナンバー系の行政手続オンライン化対応については、上伊那広域連合にある情報センターにおけるシステム対応が必要となります。上伊那広域連合そして構成8自治体でこのDXと一緒に進めていくに当たり、令和4年度から令和8年度までにおける上伊那広域連合情報化計画が形となってまいりました。計画の中では、現状分析から具体的な施策、実施スケジュールが可視化されております。

今月に公表される見込みでありますので、共有させていただきますので、ぜひお目通しをいただければと思います。

内容を紹介しますと、令和4年度につきましては更新計画の策定、実装仕様書案の作成、業務システム共同利用拡大の検討、業務分科会のテーマ等の検討、必要体制の強化検討などが行われる予定であります。また、先日もお答えいたしました、村役場職員1名が出向いたしまして、連携を強化するよう図っております。

また、村の独自の取組といたしましては、ソフト面では2月からSNSのLINEでのセグメント配信を開始をしております。今後、令和4年度につきましては、例えば道路損傷や不法投棄、そういったものを住民の方から報告ができる申請アンケート機能、また自動応答が可能となるチャットボット機能、そういったものを構築いたしまして、サービスの充実に図ってまいりたいと思っております。

また、内部事務といたしまして、AI議事録作成ツールを長野県市町村自治振興組合と共同調達をしております。また、国で進めているマイナンバー系の行政手続のオンライン化以外の申請受付について、可能な申請業務について電子申請を活用していくよう内部調整をしっかりと進めていきたいと思っております。

また、公共料金のQRコード決済につきましては、今この上伊那の中で南箕輪村だけが実現できておらないちょっと恥ずかしい状況であります。昨年からの実施について指示をしておりますので、来年度中には実施できるよう進めてまいりたいと考えております。

加えまして、村役場の貴重なスペースを占有しております永年保存の文書のデジタル化についても進めてまいらなければなりませんので、こちらも検討を始めてまいりたいと考えております。

タブレット端末の配備など、次の質問に関わる内容につきましては、そこで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） 御説明ありがとうございました。

QRコードとか他行政に立ち遅れているところに関しては早急に整備をしていただいて、村民の利益になるように進めていただければと思います。

次の質問に移ります。

私が議員になりました今年4月でおおよそ1年になるのですが、これまで様々な資料を頂いてきましたが、もうそのほとんどが紙資料でその量は大変な量になっております。ペーパーレス化という言葉も一般化しておりますが、現在の役場の状況を見る限りかなり遅れているというのが率直な感想です。こういった状況をどうにかできないかということで質問させていただきます。

現在の行政事務のペーパーレス化の進捗状況とペーパーレス化が進まない理由、課題はなんでしょうか。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 行政事務のペーパーレス化が進まない、なぜなんだというところで御質問をいただいております。

進まない理由であります、まず紙は情報共有のツールでありまして安易に持ち運びがで

きますので、非常に便利だというところが前提としてあります。それに対して、現在南箕輪村役場職員に対してPCはおおむね配備されておりますが、持ち運びというのは難しい状況です。また、そのPCでインターネット環境につながるのも2段階のログインが必要で、処理が速い環境であるとも言えません。また、会議室にはパソコンが配備されておきませんので、会議で情報共有を行うに当たっては紙を用いているというのが現状であります。しかしながら、近年オンラインの会議が進むにつれて、そういったところではメールで資料を送付したりとか、オンライン会議にすることによって紙が減っていくというのは一つあると思います。

また、現在南箕輪村役場は基本的には一人一台の机がある状況であります。一人一台の机がありますと、やはり文書をため込むことができます。私は前の職場ではデスクはありませんでしたので、やはりデスクがないと紙を印刷することもなく、PCの中で全て完結しておりました。そのため、紙を減らすには、例えばフリーアドレスといった新しい働き方の導入も考えていかねばならないのかなというところでもあります。

先ほどの会議室等でパソコンがないからというところに関しましては、令和4年度においてはこの役場庁舎にまずはW I - F i 環境を整備するのが先ですが、管理職からタブレット端末を配備していこうと思っております。そのタブレット端末を用いまして、各種会議もこのタブレットを使ってペーパーレス化をしていくというところを具体的に進めてまいりたいと思います。

また、ペーパーレス化で言いますと、よく電子決裁というのが同時に話題となりますが、私はこの電子決裁の完全導入についてはあまり賛成の立場ではありません。意思決定のプロセスであまりなじまないものですし、例えば、外部から送付された大して重要でない資料をわざわざ取り込んでそれを回覧するというのは、非常に非効率であります。そこの部分で、電子決裁については本当に紙と同じような形で意思決定ができる、そういったシステムが見つければ導入をしていきたい、そういった思いがあります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ありがとうございます。

電子文書の管理ってなりますと、バージョン管理でしたり履歴管理も簡易に行うことができると思いますので、重要だとは思いますが、公開範囲を明確にして情報漏えいがないような形で情報公開を進めていただければいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

コロナウイルスの流行により外出機会の減少、活動自粛の長期化によりフレイルの進行が懸念されています。第8期南箕輪村高齢者福祉計画介護保険事業計画にも現状と課題として取り上げられており、村としても真摯に取り組まれていると思います。

手元にお配りした資料1を御覧ください。

こちらは東京大学未来ビジョン研究センター教授飯島勝矢様の記事になりますが、この中に、このフレイル化を早期より予防するには健康増進に向けた従来のアプローチだけでは限界があり、そこに人のつながりも含めた社会性・社会参加が個々人に大きく求められるとあります。

そこで伺います。コロナフレイルの対策状況はどのようになっていますでしょうか。答弁

をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 高齢者への活動支援、コロナ禍におけるフレイル対策についてというところで御質問をいただいております。

従来フレイル予防に関しましては、各地区公民館等で行う介護予防教室げんきアップクラブ、また大芝高原のふれあいプラザで行うゆったり水中教室等を実施しておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大により現在は中止をしているという状況であります。村の事業だけでなく地域のあらゆる活動も中止となっております、御指摘のとおり、コロナにおいての高齢者のフレイルの進行が危惧されるところであります。

そこで村といたしましては、まずは高齢者の皆さんが自宅で運動を継続できるよう、令和2年度からげんきアップ通信講座を実施しております。これは体操の実施状況やアドバイスを指導員と個別に郵送でやり取りをするもので、現在66名の方に利用をいただいております。指導員と一対一の文通のような形で交流ができますので、参加者からの意見ではいい張り合いになっているというところをお聞きしております。

ほかの取組といたしましては、村の健康運動指導士が中心となって、自宅で道具を使わずにできる運動の取組を月ごとにメニューを変えながら、ケーブルテレビで放送をさせていただいております。また、健康福祉課と住民環境課が一緒になりまして、65歳になる方と75歳になる方を対象に毎月行っている介護保険と後期高齢医療に関する制度説明会、こちらは中断せずに行っておりまして、その中で保健師がフレイル予防についての講話を行ったり、健康運動指導士が運動指導を行ったりをしております。

加えまして、活動量計ウオーキングポイント事業もコロナ禍で個人ができる活動でありますので、こちらも引き続き力を入れてまいりたいと思います。20歳以上の方が対象でありまして、現在134名の方に登録をいただいておりますが、登録者のうち8割以上が高齢者となっております。1日8,000歩以上歩いていただきますと1ポイントとなります。100ポイントをためると、1,000円分の大芝利用券などの商品券と交換できるそういった事業であります。

また、議員御指摘のとおり、コロナで外出する機会が非常に減少しております。家にただいるだけと外に出て話をするだけでは、外に出てコミュニケーションを取ったほうが健康につながるというデータも出ておりますので、外に出て集うのみ程度の本当に簡単な健康づくり事業、そういったものも実施していく必要があると感じておりまして、担当課と協議を始めたところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ありがとうございます。

次の質問の一部回答をいただきましたけれども、次の質問に移りたいと思います。

先ほどの質問でも触れましたが、人々のつながりも含めた社会性・社会参加が個々に大きく求められるというような、新たな生活様式の中でのコミュニティ形成が求められています。私の知り合いの高齢者の方で歌の先生をしていらっしゃる方がいるのですが、これまで毎月行っていた集まりが開催できず、大変つらい思いをされています。大変活動的な方ですが、これまで当たり前になんかできなかったことができないというのは、精神的なストレスとしては大変なも

のだと思います。

このように、これまでのコミュニティが前提の活動は難しい状況が続くと予想されますが、新たなコミュニティ形成といっても高齢者の方には難しいのではないのでしょうか。こういった取組を行政として支援していただきたく思います。

お手元の資料2番に、宮田村の取組を御紹介させていただきました。高齢者の活動で地域課題を解決するという取組です。大変面白い取組であり、複数の課題を同時に解決できる可能性があるのではないかと思います。

そこで伺います。今後高齢者の活動支援、フレイル対策としてどのような施策を検討されているか、答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 今後、高齢者のフレイル対策活動支援、こういったことを考えているかという質問であります。まずは、現状のところを御紹介させていただきます。

フレイル予防には運動や口腔ケア、栄養などとともに社会とのつながりが大切であると先ほどのとおり言われておりますが、様々な集まりの場が中断を余儀なくされている現状では、個人の活動、セルフケアを支援すること、そしてつながりが途絶えないように支援することがまずは基本として大切であると考えております。

セルフケアの支援については、引き続き広報誌やケーブルテレビ・ウェブサイト等を活用して、体操や口腔ケア等に関する情報を提供することや、先に述べましたげんきアップ通信講座のような個人の取組を応援する事業、ウォーキングなどの感染を気にせず行える運動の大切さを改めて広報していくことが大切であると思います。

また、つながりを維持するという点では、住民活動の事例といたしましては、公民館で行っている高齢者のパソコン教室、これはコロナ禍の現在におきましても、ZOOMを使ってオンラインでの座談会や情報交換が行われております。私も明日10時から参加予定となっております。

また地区社協の中には、おたよりの配付や会員宅への訪問、屋外作業、フルーツの配付会など、コロナ禍においても密にならないように工夫しながら活動を継続している地区があります。加えて、もともとある御近所付き合いの中で行われる交流は、コロナ禍においても中断されにくいものなのかなと感じております。村としては、このような貴重な活動の意義について事例として挙げながら様々な広報媒体を使ってお伝えすることで、フレイル予防の理念の普及につなげてまいりたいと思います。

制度といたしましては、地域福祉活動支援事業補助金や交流サロン事業補助金制度があります。対面集合形式でなくても、介護予防に資する多様な取組に対して引き続き経済的な支援も村としては用意をしているところであります。

また、やはり家に閉じ籠もらずに外に出る機会を多くつくっていくというのは非常に重要であります。今、ある地区では地区公民館をオープンにしていこうという活動が進んでおまして、この貴重な立派な公民館、各地区12地区は少なくともありますので、そういった拠点を使って高齢者の方が外に出てそのことが地域の若い人も含めてつながっていく、そういったことを進めていくことは非常に重要であると思いますし、私も力を入れてやってまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ありがとうございます。

今村長のお話しにもありましたけれども、公民館を村役場の出口機関として利用するっていうようなことも取り組まれている行政もありますし、ちょっと地域コミュニティとしてどういった形が今ベストかっていうのもなかなか難しい時代ではありますけれども、そういったところも活用しながら対策等を検討していただければと思います。

次の質問に移ります。先日村長挨拶でもお話をしておりましたが、地域内経済循環の実現と取決めについて質問をさせていただきます。

長野県のホームページによると、地域内経済循環とは、地域にある資源を活用して地域で消費するものを地域で生産する地産地消と、消費者の消費者行動を連動させ地域外から獲得した資金を地域内で循環させることで、地域に雇用と所得を持続的に生み出す自立的な経済構造を構築しますとあります。現在、この経済構造が構築できていないとすると、地域からの収入の獲得、地域内消費の拡大、地域外への支出抑制、地域抑制、新たなビジネスの創出の必要があると考えます。

お配りした資料3に示すとおり、上伊那地域の自然増の自治体は昨年度ゼロ、社会増を見ても中川村と当村のみです。当村においては、コロナ禍の影響もあり当初予想より早い段階で自然増がマイナスへと転じており、これまで以上に選ばれる地域、自治体とすることが必要です。

地域外からの収入獲得という点においては、コロナ流行もありますが、もともと観光資源の乏しい当村においてインバウンドや観光による収入獲得は難しい面もあり、収入獲得に向けた新たなビジネスソースが必要であると考えます。

そこで伺います。当村における企業支援等就労機会創出への取組の現状について、答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 地域内経済循環の実現についてという御質問をいただいております。

今現在村で行っている企業支援等は、そういった地域内経済循環を基にしたものではありませんが、今の段階でのことをお答えをさせていただければと思います。

村の企業支援といたしましては、まず南箕輪村企業振興事業補助金という制度があります。新規起業の際や新たに設備投資を行った際に固定資産税を相当分補助するものであります。利用している企業の方々には、大変有効な施策であると評価をいただいている事業であります。また、空き工場や賃貸の事務所を借りる際は、南箕輪村空き工場等活用事業補助金制度というものがあまして、借りるための賃貸料を補助しております。

また、農業のほうの新規就農に対しましては、JAと県農業農村支援センターと連携しながら就農相談窓口を設置いたしまして、就農希望者の能力や取り組みたい経営形態に応じた支援を行っております。また、国の新規就農者経営発展支援事業やJA上伊那の農業研修インターン制度など、各種補助事業も積極的に活用しながら現在支援しているところであります。

また、就労機会の創出というところもいただいております。現在、村では子育て女性再就職トータルサポートセンターにおいて、女性に向けた就職・再就職を来年度以降も引きつい

て支援をしていく予定であります。相談者と企業のマッチングを行うなどきめ細かな支援体制で、利用者にはとても喜ばれている事業であります。

また、若者に対しましては、上伊那地域の企業と市町村担当者、上伊那広域連合で構成をしている若者人材確保事業実行委員会が上伊那シゴトフェスなどのイベントを行いまして、上伊那での就労の機会を創出しているところであります。

上伊那で活動する企業とそこで働く人を知ることで、上伊那地域出身学生の地元回帰を促し、合わせて地域外からの移住定住の促進を図っております。現状のところでは、そういった企業支援や就労機会の創出に対する取組を実施しているところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

関連になりますけれども、まずお手元にお配りした資料4を御覧ください。

こちらは、一般財団法人地域活性化センターが行っている地域経済循環分析の分析イメージです。資料のものは自治体ではないですけど、基礎自治体の地域循環分析のイメージです。この中にもありますが、行政サービスという項目がございます。先ほども触れましたが、新たなビジネス創出については行政としても行政サービスのアウトソーシングを進めることで地域内消費の拡大、地域外への支出抑制は十分に可能であると思えます。また、地域課題の活動についても同様です。

もう一つ事例で、資料5を御覧ください。

これは、岡山県の西粟倉村というところのSDGsの都市計画になりますけれども、西粟倉村は人口の違いはありますが、平成の大合併での自立の選択、森林資源に関する課題など、当村と共通点も非常に多くあります。この中で、西粟倉村の取組として注目すべき点は、行政が中心となり企業支援を行っている点です。

当村でも村おこし協力隊など積極的に外部人材を活用していますが、現状は業務提案型であり行政側から積極的な発信があるとは言えません。今後、より積極的な行政側からの発信、中心的な取組が必要であると思えますが、村長はどのようにお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 多様な就労機会の創出に向けた取組をというところで、少しちょっと難しい提案をいただいているのかなと思います。

まず、この行政サービスのところで資料4であります。地域内50%、地域外調達50%というところで、実際何が該当するのかなというところがちょっと今聞いたばかりなので頭にしっかりと入ってこないところでありますが、村におきましては定住自立圏を伊那市と箕輪とつくっておりますので、もう少しこの地域内調達というのは高まっていくのかなと私のところでは感じております。

また、やはりエネルギーに関しましては、やはり外から調達しているものがほぼほぼだと思っておりますので、その部分につきましては、今後伊那谷全体であります。水力発電所が長野県の中で半分以上伊那谷で造られるとか、あとは昨日の答弁でもありましたが、森林関係のところのバイオマス発電とか、そういったところのエネルギーを地域内で調達する

というところは非常に重要なのかなと思っております。

現在、議員からの御提案では、行政サービスのアウトソーシングというところをクローズアップしていただいております。ちょっと今回のその内容と合致しているかどうかというところですが、行政サービスのアウトソーシングで一番出てくるのは窓口のアウトソーシングであります。私はここはそれぞれ法令の趣旨に沿った専門的な知識や経験を有する、そういった判断に満ちた事務であると考えておりますので、こういったところはしっかりと村役場の専門的な職員がやっていくべきであるかなと思っております。

また、最近は上下水道だとか公営住宅のアウトソーシングでも話題が出ておりますが、水や住宅というまさに生活の基盤を支える公共サービスでありますので、憲法25条に基づきまして、これは国や地方自治体が責任を持って行うべきものであると考えております。

そういった中、先日前回の議会で議員からも御提案をいただきましたオープンデータの推進については、一つの行政サービスのアウトソーシングにつながっていくのかなと。行政サービスのコスト情報や施設設備の保有状況、維持管理経費、IT投資などのデータを誰もが活用できる形で公開することは民間の参画の拡大を促すとともに、公共データを活用した新たなサービスの創造を促進することにつながると思っております。

例えば、大芝高原の状況や大芝荘の状況、そういったことをしっかりと数値として外に出していくと民間のほうから声がかかるといったこともゼロではないのかなと。ただ、実際に民間団体と公共団体では意思決定のスピードが全然違いますので、例えば公開して、あ、これちょっとうち取り組みたいというお話をいただくと、私としては議会全員協議会でそういう話がありましたとお話をして、それで議会の中でもまたもんでいただく必要があります。そうすると2、3か月すぐ過ぎてしまいますので、民間団体はそういったスピード感で動いておりませんので、なかなかそういったところには課題があるのかなと思っております。

具体的に村で今後進めていくアウトソーシングであります。役場の宿直業務に加えまして日直業務についてもアウトソーシングをして、高齢者の雇用創出につなげてまいりたいと思っております。また、昨日の答弁でもありましたが、会計年度任用職員を多く雇用することも一つ趣旨としては考えられるのかなと思っております。

アウトソーシングについてはそういうことでありまして、また地域おこし協力隊のところでも具体的な西栗倉村の例を提案していただいております。私も地域おこし協力隊を2年間務めました。移住定住分野というところでなかなか起業にはつながらない、次につながらないという分野ではありました。移住定住を突き詰めるという分野では、そういった意味では議員に立候補したというのは必然的だったのかなというところも思うところでもあります。

私は、地域おこし協力隊の皆様にはしっかりと成功していただいて、この地域で本当に暮らしやすい素晴らしい場所ですので根づいていただければと思っております。そのため採用したときから必ず言っているのは、月に1万円でもいいから収入を得るように努力してください。1年目し1万円でもいい、2年目は5万円、3年目は10万円、そういった収入を確保することが4年目以降の起業につながったり定住につながったりしてまいりたいと思っておりますので、自治体によってはそういう副収入を得ることを禁止している自治体もあるようですが、私としては積極的に勧奨しているというのが実態であります。

また、地域おこし協力隊も数が大分増えてまいります。来年度、今より増えまして9名ほどになってくると思っております。そういった中、私も元地域おこし協力隊でありますので、1か

月とか2か月に一度、進捗会議だとか企業支援に関わる情報交換だとかそういったものを、今度拠点もできるようでありますのでその部分で支援をしてまいりたいと思っております。この地域おこし協力隊がたくさんいらっしゃるというのは、まさに地域外の人的資源を地域内に落とし込むというところで非常に重要であると思っておりますので、私が元地域おこし協力隊の首長としては日本で私だけだと思っておりますので、その部分はしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ありがとうございます。

村長がおっしゃられたように、地域おこし協力隊が起業するっていうのが一つのゴールというところもあると思いますので、そういった活動を村行政として支えていていただいて、新しいビジネスだったり既存にない取組っていうのが少しでも生まれて、選ばれる地域になることを願っております。

以上で質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） これで、4番、登内瑞貴議員の質問は終わります。

ただいまから、9時45分まで休憩とします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時45分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

6番、都志今朝一議員。

6 番（都志今朝一） 議席番号6番、都志今朝一です。私は、先に通告いたしました5項目について、村長並びに教育長にお伺いいたします。なお、今定例会の最後の一般質問ですので、質問内容が重なり複習となると思いますが、的確なる答弁をお願いいたします。また、質問の一部は信濃毎日新聞より引用しております。

それでは1項目の1件目、令和4年度村の予算での重点項目はどれであるかをお伺いいたします。

2月22日令和4年度南箕輪村新年度予算当初予算案が発表され、前年度当初予算と比較5.8%、3億6,000万円多い66億で過去最大規模となっている。歳入に係のある内閣府が昨日発表した2021年10月から12月期の国内総生産GPD季節調整値速報値は、物価変動を除く実質で前期1.1%増、このペースが1年間続くと仮定した年率換算は4.6%増であった。プラス成長は4月から6月期以来、2四半期ぶり。ただ、新型コロナウイルスのオミクロン株の流行で、今年1月から3月期は急減速が避けられそうにない。ガソリンや食品の値上げに加え、ウクライナ情勢の緊迫感などの懸念材料もあり、オミクロン株感染状況次第ではマイナス成長に転落のおそれがある中での予算編成であり、藤城行政になって初めての予算編成であります。

歳入では、コロナ禍から回復基調の村内企業を中心に法人住民税、固定資産税の伸びを見込み、地方交付税国庫支出金並びに社会資本整備総合交付金も伸びを見込み、村債並びに臨時財政対策債は減額となり、公共施設など適正管理推進事業起債など建設業に関わる起債が増額になっている。

歳出では、引き続き新型コロナウイルス対策の取組、建設工事に着手する学校給食センタ

一の新築移転、南部小学校の雨水排水対策、西部保育園長寿命化改修、南部小学校給食室空調設備改修また庁舎などの照明設備LED化など、施設計画更新やICT環境整備にと多様な事業予算であります。

令和4年度の予算案の中で重点項目は何であるかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 6番、都志議員の御質問にお答えをいたします。

令和4年度予算について重点項目はという御質問をいただいております。

まず、3回目ワクチン接種など新型コロナウイルス感染症対策につきましては、先の見通しが立てづらい事業であります。また、10億円規模と大型の公共施設建設事業である新しい給食センターの建設につきましては、調達単価の高騰もありますので、その進捗管理に手が抜けません。また、子供たちの学びの保障という観点からは、南部小学校の雨水排水対策事業、こちらも早急に進めていかななくてはなりません。これらは誰が村長になっても外せない、そういった重要な施策であると私は捉えております。

また、気候非常事態宣言を行った村といたしましてゼロカーボンやSDGsの取組を加速化させ、同時に村民の関心を高めていくことは非常に重要であります。さらにはICT、自治体DX、そちらについてもこれまで村としては動きが弱かったこともありますので、これからはしっかりと地に足をつけつつスピード感を高めて取り組んでいく、そういった方針であります。

具体的には、令和4年度から3年間をかけまして公共施設のLED化を進めてまいります。同時にゼロカーボンに関わる取組、例えば住宅の気密性や断熱性、電気自動車に関わる企画については、まずはLEDを進める中で企画を裏で走らせていきたいと考えております。また、3年後の150周年を見据えまして、令和4年度から3年間かけて村民による植林を行うなど、参加型の村づくりイベントを企画・実施していくことも、関心を高めるという意味では重要であると考えております。

ICT・DXの部門につきましては、昨年情報政策係を新たに新設いたしましたが、4年度は情報政策係の活動が軌道に乗るとともに、村の意識の高い期待のできる職員を情報センターに出向させ、連携を強化してまいるところであります。

加えまして、私の公約に関連した重要施策につきましては、南部小学校開校以来20年以上課題となっておりました一級村道10号線の交差点改良、また北殿駅南側の踏切周辺の拡幅など、通学路の安全・安心に関わる事業を推進をしております。子育て支援では、高校生以下の医療費の完全無料化の実施、また昨日答弁いたしましたが、教育に関しましては体育専科教員の配置、また熟年者に向けましては今後の窓口一元化に向けた専門職、社会福祉士の積極採用・活用などを令和4年度は重点施策であると考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6番（都志今朝一） 藤城村政になって初めての予算編成であり、どの事業も重要項目になると思います。村長のモットーであるいつまでも幸せに暮らせる村づくり、村民の安心・安全を守る予算執行をお願いし、2件目の健全財政を維持する施策はどのようなものであるか

をお伺いいたします。

コロナ禍の中、一般会計当初予算が過去最大の66億円の予算規模となり、新型コロナウイルス対策、建設工事に着手する学校給食センターの移転新築、南部小学校の雨水排水対策、またカーボンニュートラルに関する事業では、役場庁舎や村民センター、大芝の湯の照明設備のLED化、西部保育園の屋根塗装や外壁の塗装、南部小学校の給食室の空調設備改修など、その他にも多くの事業が計画されております。新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えない中での行政運営で大変と思われまます。より一層厳しい財政が続くものと思われまます。

今後も健全財政を維持していく施策はどのようなものであるかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 健全財政の維持に関する、どういったことで、どういった政策で進めていくかという御質問であります。

これまで南箕輪村は健全財政を維持してきておりまして、この方針は継続していかねばならないというところは強く思っているところであります。この維持につきましては、これまでも経費の削減とともに施設整備を見据えて基金の積立てを行い起債事業を抑制するなど、財政の健全化に取り組んできたところであります。しかしながら、平成29年度決算から将来負担比率がプラスに転ずるなど、徐々にではありますが財政負担は増してきております。しかしながら、郡内あるいは全国の類似団体と比較をいたしますと良好な財政状況を維持してきております。

近年は、人口増に対応するハード事業を重点的に行ってまいりました。また、人口増や業務の増加、原油価格の高騰に伴う人件費・物件費の増加等もあり、経常経費については残念ながら増加傾向にあるというのが正直なところであります。ここに新しい学校給食センター建設など施設につきましても計画的に更新を行っていく必要がありますので、さらなる経費の削減に努め、基金の積立てについても引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、有利な起債があるからといってその活用についてを安易に考えず、先ほど申し上げました将来負担率、こちらに常に配慮しながら取り組んでまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、経費の削減に努めまして国の補助金や有利な起債をしっかりと活用しながら、計画的に健全財政を逸脱しない範囲で村民生活を守るために行政上必要な事務事業は着実に実施していく必要があります。

一方、コロナ禍の状況では、行政として地域で消費される支出は積極的に行い地域経済を循環させていくことも求められておりますので、投資するべきところは投資してまいりたいと思っております。令和4年度については、新たに取り組む公共施設照明設備LED化など、こういったところは積極的な支出を行っております。

また、基金につきましては、令和3年度に財政調整基金を1億1,000万円積み増しを行います。また、学校給食センターの建設に充てる学校施設等整備基金も今年度の部分で充てますので、取崩しを後年度に回すことで、令和3年度末で基金につきましては32億1,000万円あまりとなる見込みであります。そういった状況でありますので、コロナ禍においては繰り返しになりますが地域経済を循環させていく必要がありますので、引き続き今年度1億1,000万円ためてしまいましたので、積極的な支出を来年度は実施していく必要があると私

は思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志今朝一） 村発足150年記念事業に向けてプロジェクトチームを立ち上げ、南箕輪村令和4年から6年度実施計画書にもある、いつまでもあふれる緑、笑い声、みんなの笑顔、かがやく自然、安全・安心の村南箕輪実現のための取組をより一層進めてもらうことをお願いし、続いて2項目めのコロナ対策についての1件目、3回目のワクチン接種の見通しと終了時期の予定についてをお伺いいたします。

南箕輪村の2月27日現在での3回目ワクチン接種が済んだ方が、医療従事者、65歳以上、その他の方合計で2,828名であります。県は2月18日、県内の新型コロナウイルスワクチンの3回目接種率16日時点を発表し、県人口に対する接種率は11.5%となり、前週を5.5ポイント上回り1割を超えた。2月より接種が本格化した65歳以上の高齢者がほぼ2割に達した。県と市町村では、2月末までに高齢者への接種完了を目指している。市町村別では南相木村、北相木村、根羽村、麻績村が30から40%に達した。これまでに平谷村が50から69%、青木村が30から49%となっている。ほかの71市町村は30%未満となっている。今後、南箕輪村の接種の状況の見通しと目標とする接種の終了時期をお伺いし、質問といたします。

答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 3回目のワクチン接種の見通しと終了時期の予定はという御質問をいただいております。

ワクチンの3回目接種につきましては村内の医療機関、集団接種会場につきましては大芝荘を用いて実施しております。村内医療機関ではファイザー社製、大芝荘では武田モデルナ製のワクチンを使用しており、混在しないように注意をしているところであります。2回目接種から6か月を経過した満18歳以上の方が接種対象となりますが、現在6か月经過後すぐに接種ができるように、6か月经過前に接種券を発送し予約を受け付けているところであります。

国で定めた3回目接種の期間は、令和9年3月30日までとなっております。村はというところは、後ほど御説明をいたします。

先に接種率についてですが、3月7日時点ではありますが全人口に対して23.5%、65歳以上の方の接種率は65.9%となっております。心配される高齢者入所施設の入所者・従事者への接種については、2月末までに完了しているところであります。重症化しやすいとされる65歳以上の方への接種については、それぞれ接種を受ける方がかかりつけ医や医療機関での接種、具体的にはファイザー社製のワクチンを希望される方が多いため、現在3月まで医療機関での予約が入っておりますが、含めまして、3月中には65歳以上の高齢者は完了する見込みとなっております。

64歳以下の方にも順次接種券を送付している状況であります。終了時期であります。5月末で希望する大部分の方が接種できるよう、現在接種体制を構築していくことを予定しております。また、今回は県のほうでも伊那文化会館に接種会場を設置していただきまして、村でも100名ほどの方が既にそちらのほうで接種をしていただいております。こちらにも引き続き連携できるよう案内をしてまいりたいと思っております。

また、モデルナ製のワクチンにつきましては、若い男性で副反応が起きやすいというデータが出ております。今後、政府からのワクチンの供給状況にもよってまいります、ファイザー社製が増えてきた場合はできるかどうかは検討ですが、配慮できるところは配慮してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志今朝一） 新型コロナウイルスの収束が見えない中、当分の間は対策に追われると思います。まん延防止など重点措置の適用が解除され、教育・保育の現場で実施する感染予防の取組も決められ、学校・保育園での感染防止強化への一層の対策をお願いし、2件目の5歳児から11歳児までのワクチン接種の対策はどうであるかをお伺いいたします。

県内の感染第6波、新規感染者のうち10代以下が3割あまりで推移し、昨年夏に拡大した第5波の1.5の水準、学校や保育園の集団感染が目立ち、子供から家族に感染が広がる事例も多い。厚生労働省の専門家による分科会は、新型コロナウイルスワクチン接種の努力義務・規定について5歳から11歳の子供は適用外とすることを承諾した。厚労省は、子供への接種は保護者や本人が安心して受けられることが重要と述べている。

5歳から11歳向けワクチンは既にアメリカファイザー社製が特定承認されている。3月より接種が始まる予定である。厚労省は2月末よりワクチンを各自治体に配り始めるとしている。市町村には3月6日までに7,000人分が供給される予定。5月1日までに対象者約12万人の8割程度に当たる9万7,500人分が順次届く。ワクチン接種は3週間間隔で2回投与される。発症予防効果は約90%であった。副反応は傷みや発熱、心筋炎など、頻度は16歳から25歳より低いとされている。大学の教授などは接種の必要性や健康状態に応じた注意点をかかりつけ医師らと事前に十分話し合い、不安を解消することが重要であると指摘している。

村では、園児児童数も多く対応も大変と思われまます。村での対応はどのようなかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 5歳から11歳児までのワクチン接種への対策はというところでありまます。

議員御指摘のとおり、5歳から11歳へのお子さんへは、接種を受けるよう努めなければならないという接種への努力義務は見送られたところでありまます。村としての接種干渉は必要となっておりまます、これまでのワクチン接種とは基本姿勢が異なっておりまますので、案内等で注意が必要な状況でありまます。

村につきましては、大芝荘での接種を予定しているところです。これは、村内に小児科医がおりまますので、伊那中央病院等の先生に支援をいただきながら実施をしていく関係でありまます。そのため、会場には一人の小児科医の方には必ず常駐していただき、安心な状況で打っていただけるよう配慮する予定でありまます。

また、接種については今月3月19日からを予定しております。昨日接種券を郵便局に持ち込みまます、段階的に接種を進めていく予定でありまます。この小児用の5歳から11歳児までのワクチンについては、そうでないワクチンと同様に中長期的に有効性や安全性が認められるかどうかについて治験が終了しておりまますので、接種のメリット・デメリット・ベネフィットとリスクを保護者がしっかりと理解して、ワクチンを接種するかどうかの判断を慎

重に判断していただく必要があると思っております。

本当に未知のウイルスですので、今後変異をしてこんなことがないことを祈るばかりですが、このワクチンを打っていない子が重症化するだとか、そういったこともゼロではないわけでありまして。逆にこのワクチンを打ったから中長期的な治験が終了していないので、何か今後後遺症が出てしまう、そういったことも今は否定できない状況であります。しかしながら、保護者としてはそういったところを今ある情報で判断していただく必要があります。接種券をお送りする際には、接種が強制ではないことはこれまでのワクチン接種とは異なりましてかなり強く打ち出させていただいております。その部分は行政として説明が必要ですので、さらには厚生労働省や日本小児科学会等の情報も取得できるよう、そういった情報も合わせて接種券発送時にお伝えしているところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

教育長、答弁ありますか。

教育長（清水 閣成） いえ。

議長（百瀬 輝和） 都志議員、村長の答弁で終わります。

都志議員。

6 番（都志今朝一） 人口の増加もあり、ワクチン接種には時間もかかることと思えます。村民の皆さんが一刻でも早く安心・安全に生活を送れるようになるような対策をお願いし、3項目めの公共建物の長寿命化対策について、建物の外壁に使用してある材料の選定に対してどのような方法で行われるかをお伺いいたします。

現在、役場庁舎1階東側増改築部分の外壁に使用されている材料は、窯業系中空形状押出成形版18ミリが使用してあると思えます。中空形状のため、中空部分の空気が圧縮と収縮を繰り返すため、ジョイント部分に入れたシーリング材が切れ雨水侵入の原因となり雨漏りにつながり、建物の構造部分に影響を与えます。また、保健センターの増改築部分、村民体育館のパラペットの部分に使用している材料は、中空形状押出成形セメント版の18ミリを使用していると思えます。材料がセメントと無機質系原料を主原料しているため衝撃に弱く、板に亀裂が発生し雨水が侵入の原因となり雨漏りを起こします。構造部材が鉄骨構造のためさびの発生の原因につながり、建物本体への影響も考えられます。

外壁使用材については設計図書にうたわれており、見本提出があり決定していると思えます。建物の外壁は1年中太陽光や風雨にさらされており、建物の長寿命化には大切な部分です。今後外壁材料の選定はどのような形で行うかをお聞きし、質問といたします。

答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 公共建物の長寿命化対策の中で、建物の外壁使用材料選定等に関する対策はというところで御質問をいただいております。

質問内容を聞くとかなり専門的だなというところで、私の知識ではちょっと追いつかないところがあるというところが正直なところでありまして。現在、公共施設の建設につきましては、基本設計・実施設計を経て建築発注を行うという段取りで行っております。現在、議員御指摘のとおり各施設で雨漏りが発生している、そういったところをお聞きしたところであります。過去、村役場では建設物について専門の職員は今現在もおりませんので、事務の職

員が自ら学んでそういったところで対応していったところでもあります。それを受けまして、現在そういった現状になってしまっているのだなというところを深く反省するところでもあります。

そのため、村といたしましては、県の住宅供給公社に設計から建築まで確認や指導をいただくよう近年は手続を変更したところでもあります。設計時において建築場所の条件・地盤強度・消防基準・太陽光などそういったことも含めまして、建築物の重量や耐震・耐火など検討して構造面から設計を行っているところでもあります。そういった過程におきましても、県住宅供給公社に確認をいただいているところです。本体発注時においても見本提出によりまして材料確認を行っておりますが、そちらについても確認をお願いしております。

今後、公共施設の長寿命化を進めていくに当たり、御提案の事項は非常に重要な観点であると考えております。建物の立地条件等を含めまして、現在は新しい建物のみそういったところで後方支援を行っていただいておりますが、今後メンテナンス等もあります。そういったところも含めまして御支援をいただけないか、そういったところはこれから協議また対応を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志今朝一） 今後も学校給食センターの建設も控えております。後々のメンテナンスができる外壁の使用材の検討をお願いし、4項目の大芝荘の今後。

現在、ワクチン接種集団会場に使用している大芝荘の今後の利活用についてをお伺いいたします。

昨年6月より営業を停止している大芝荘事業を令和3年10月をもって南箕輪村開発公社から南箕輪村に事業が委譲されました。理由は、大芝荘事業を休止し事業経費の削減に努める、新型コロナウイルスワクチン接種会場として村に賃借し、今後について再建委員会で検討の結果、コロナ禍により先々の見通しが立たず利用者が望めず、ニーズがあっても経費がかさむのみと判断した。今後、開発公社の運営の柱は、現在指定管理部門を軸として運営することの方針である。

また、広報みなみみのわでは特集に10年後の大芝高原未来図、大芝高原将来ビジョンを策定中ですの特集が組まれています。この中のセンターゾーンに記載、センターゾーンは交流や飲食、癒しを目的に誰もが利用できる多くの観光施設により形成されるゾーンです。道の駅としての整備と大芝荘の利活用などを求めている。

次のページのセンターゾーンの解説では、30年経過した大芝荘の利活用が課題となっている。適切な委託先が見つからない場合は取壊しも一つの選択肢としている。また、議会だより136号の議会だよりモニターの声に、大芝荘は完全に元どおり再開してほしいですなどの声もあります。大芝荘事業での令和3年度の赤字額6,401万9,000円の数字を村民の皆さんに提示して、声を聞くことも必要と思われまます。

コロナ禍により観光事業がさらに難しくなっていくことと思います。大芝荘の今後の利活用の考えはどうであるかをお聞きし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝荘の今後というところで御質問をいただいております。2点御質問をいただいた中で、訂正をさせていただきます。

6,400万円の赤字は令和2年度であります。また、公社が村に使用权を返却したのは2021年12月となっておりますので、御承知おきいただければと思います。

大芝荘につきましては、昭和の高度成長期という社会情勢の中で村民の利益のために建てられた建物であります。村だけではなく近隣市町村の区や隣組との忘年会、新年会などの宴会場としても利用されてまいりました。また、夏の運動部の合宿や観光の宿泊施設としても利用されてきております。

しかしながら、その運営が順風満帆だったとは言えず、新型コロナウイルス感染症の出現によりまして、2020年度は大芝荘を運営している村開発公社は御指摘のとおり6,400万円という大きな赤字を出してしまいました。内部留保もありません。私も4月に村長に就任して早々でありましたが、今後数千万円から1億円を超える税金を投資して営業を継続させるのか、それとも休業させるのかの選択に迫られたわけであります。

そういった中、私はコロナ禍の中先の見通しも立たず、宿泊観光業は御存じのとおり現在も引き続いての大打撃を受けておりますので、大芝荘の宿泊宴会部門を継続することは不可能であると判断し、結果現在まで休業とさせていただいております。大芝荘については村の貴重な財産でありますので、ワクチン接種会場として二次利用させていただいております、別の形で村に貢献できるよう配慮したところであります。

今後についてであります。宴会につきましては地域住民の方から再開の要望を私もいただいております。そういった声を受け、できることなら継続していきたい意向もありません。数字を見ても少し厳しいものになっております。2013年には年間1万8,000人台であった利用者が2014年には1万6,000人台に。2018年には1万5,000人台、2019年には1万3,000人台と大きく減少傾向であります。時代が進むに伴いまして愛好している世代に限られていったこと、また評価についても少しどうだったのかなというのが数字から見て取れるところであります。

今後、新しい生活様式が進む中で、大芝荘の宿泊宴会業務を民間団体で請け負っていただけたところはないか、まずは摸索する必要があると思います。また、福祉分野など他業種での活用も検討する必要があると思っております。都市公園法の定めにより他業種への転換には少し制限がありますが、現在の状況を見ますと少し広いところで使っていただけたところを探していく、そういったところは重要であると思っております。

また、村が定める公共施設等総合管理計画では、今後40年で約25%の公共施設を縮減しなくてはならないとうたわれております。村の人口は実際40年で1割程度しか減少しない中で、25%もの公共施設を縮減していくのはなかなか難しいと思っております。今の公共施設の一覧を手元に見てみましてもなかなか削れるところはありません。そういった中、直接村民福祉に影響しない大芝荘、特に宿泊部門、こういったところはどうしても候補に挙がってきてしまうというのが正直なところであります。

また、今日本全国的に観光業は大打撃を受けております。この南箕輪、上伊那が観光部門に強い地域であればいいんですが、都市部等に比べますとそういったことは全くありません。そういった中、指定管理者を模索しておりますが、やはりこちらの立場が非常に弱いという状況であります。年間数千万円の指定管理料に加えまして施設整備も村でやっていかねばならず、そういったことが果たして村民の利益になるのかというのは慎重な判断が必要であると考えております。

そのため、先日の広報みなみみのわ2月号では、問題提起という意味で解体についても検討しているということを提案をさせていただいたところでもあります。今後この大芝荘をどうしていくかにつきましては慎重に検討してまいります。議員の皆様からもアイデアを頂戴できればと考えております。一緒に考えていければと思っておりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志今朝一） 多くの村民の皆さんの声に耳を傾けていただき、よりよい利活用ができれば30年前に村民の税金を使用して建設した経過もあり、村民の皆さんには親しみの深い施設です。

続いて、5項目めの南部小学校雨水対策で、校舎の改修についての考えはどうであるかをお伺いたします。

昨年7月13日午後8時半頃、南部小学校の教室や廊下などに床上浸水した。この日、梅雨前線と上空の寒気の影響で、午後6時から9時頃まで3時間で約50ミリの大雨が降った。特別支援教室など5教室に黒く濁った泥水が侵入した。この対策として、2月14日の全員協議会に雨水排水対策工事案の平面図が示されました。信大の農場側には土手を築き雨水の侵入を止め、村道の雨水についてはマルチU型側溝で対応している。観察の森、学習園の傾斜のある土手の雨水処理は自由勾配側溝などで止水しており、雨水の対策もできていると思います。

ただ、浸水の現場を見ると、敷地内の屋外ステージ側から廊下への浸水、多目的ホール西側からの浸水、また各教室の浸水の現場の状況は取り付けてあるサッシよりの浸水が多く見られ、児童が外に出やすくバリアフリーの対応となっている。敷地内への降雨の対策も必要。地盤をはぐなどし、サッシとの段差も必要。サッシからの浸水を防ぐには、サッシの入れ替えも必要になり予算も必要です。外部の雨水対策も必要ですが、建物の改修も必要と思われませんが、考えをお聞きし質問いたします。

答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 都志議員、南部小学校雨水対策について、雨水対策・校舎の改修も必要ではと思われるがについてお答えいたします。

今議員がお話しされましたが、2月14日の議会全員協議会でお示しさせていただいた南部小学校雨水排水対策工事につきまして、本当御理解をいただきありがとうございます。令和4年度当初予算にて計上しておる工事でございますけれども、ただいま議員からお話をいただきましたけれども、対策工事としてお示したU字型側溝から自由勾配側溝など、排水路の整備工事費になります。工事費として4,200万円という高額な予算になりますが、子供たちの安心・安全な学びの場の保障、確保ということで、学校施設は災害時にはまた避難施設としての機能も要していますので、お認めをいただきますようお願いいたします。

御質問は、排水路と合わせて校舎の改修ということでございます。議員がお話されたとおり、南部小学校の校舎は子供たちが外に非常に出やすくなっている、バリアフリー対応ということになっているんですけど、床面が低く外に出るのに非常にありがたいとかそういうところなんですけども、学校生活のそういうやすさとともに、逆に浸水に対しては非常に弱

い面があるかなというふうに思っております。

想定外の雨量に対し、万全を期すためにも校舎の改修は考えられないこともないかなとは思っておるんですけども、今回の排水路設計では、流量計算に基づき十分な大きさの排水路としております。地盤を下げた低くしてサッシとの段差を取るということは、子供たちの安全面からも難しさがあるかなというふうに思っております。そういうことから、現時点では校舎改修は行わない方向でおります。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志今朝一） 地球温暖化により異常気象が起りやすくなっています。児童が安心して学習できるよう、よりよい対策をお願いいたします。

藤城村長におかれましては、就任して1年がたとうとしています。新型コロナウイルス感染症対策に頭の痛い日々が続いていると思われまます。いつまでも幸せに暮らせる村づくり、みんなの笑顔、かがやく自然、安心・安全の村南箕輪に向けての予算執行をお願いし、以上で私の今定例会の一般質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、6番都志今朝一議員の質問は終わります。

以上で一般質問を終わります。

明日11日の会議は、議事の都合により特に午後3時に繰り下げて開くこととします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまでした。

散会 午前10時31分

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 4 年 3 月 1 1 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- | | | |
|------|--------------------------------|-------|
| 第 1 | 会議録署名議員の追加指名 | |
| 第 2 | 議案第 22 号～議案第 24 号 | 提案～審議 |
| 第 3 | 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告) | 質疑～採決 |
| 第 4 | 発議第 1 号 | 提案～採決 |
| 第 5 | 発委第 1 号 | 提案～採決 |
| 第 6 | 議案第 2 号、第 3 号 | 提案～採決 |
| 第 7 | 議案第 1 号～第 7 号、第 9 号～第 13 号 | 討論～採決 |
| 第 8 | 議案第 14 号～第 19 号 (予算特別委員会の審査報告) | 質疑～採決 |
| 第 9 | 議案第 20 号～第 24 号 | 討論～採決 |
| 第 10 | 継続調査事項 | |

○出席議員（9名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	9番	三澤	澄子
			10番	百瀬	輝和

○欠席議員

5番 笹沼美保

○説明のため出席した者

村長	藤城	栄文	健康福祉課長	伊藤	千登世
副村長	田中	俊彦	地域包括支援センター長	山崎	一
教育長	清水	閣成	子育て支援課長	伊藤	弘美
総務課長	唐澤	英樹	産業課長	有賀	仁志
地域づくり推進課長	高橋	里江	建設水道課長	武井	厚
特命担当室長	原	和子	教育次長	清水	勝宏
会計管理者	城取	晴美	代表監査委員	原	浩
財務課長	藤澤	隆			
住民環境課長	清水	恵子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤	さゆり
議会事務局次長	高木	謙治

会議のてんまつ

令和4年3月11日 午後3時00分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

あれから11年、福島県からの便りに福寿草の写真が添えられていたそうです。花言葉は幸せを招く、春一番の幸せの便り、最後の一人が笑顔になる日まで、私たちの今できることを続けていきたい。

会議に入る前に、報告いたします。

5番、笹沼美保議員から欠席する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、7番、加藤泰久議員を指名します。

本日、追加議案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

原議会運営副委員長。

議会運営副委員長（原 源次） 議会運営委員長報告をいたします。

本日、追加議案等が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し次のとおり決定したので報告します。

村側から追加議案3件、議員から決議案1件、委員会から決議案1件、議員からの意見書案2件を本日の会議日程とします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） ただいまの議会運営副委員長の報告のとおり、議案3件、決議案1件、意見書案3件を本日の会議日程とします。

日程第2、議案の上程を行います。

議案第22号「南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第22号「南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、人事院規則の改正に伴い、国の非常勤職員の育児休業等取得要件の緩和措置等が講じられたことを受け、国と同様の措置を講じる改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、

決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

唐澤総務課長。

総務課長（唐澤 英樹） それでは、議案第22号の細部説明を申し上げます。

新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案の2ページを御覧をいただきたいと思っております。

まず、第2条第3号は（ア）を削ります。これは、育児休業の取得要件となっておりました、引き続き在職した期間が1年以上であるという要件を廃止するものであります。ほかに、項ずれ、削除に伴う特定職の略称規定の転移づけを行うものであります。第7条では、部分休業の取得要件について同様の措置をするもので、（1）、（2）の各号を削除し、条文を整理するものであります。

3ページに移りまして、第11条を第13条とし、第10条の次に第11条として妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等を、第12条として勤務環境の整備に関する措置を加えるものであります。内容等につきましては、それぞれ御覧をいただきたいと思っております。

1ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第22号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第23号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第12号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第23号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第12号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策福祉施設応援金の追加、また一般財団法人南箕輪村開発公社への指定管理料の増額をお願いするものであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ148万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億6,102万2,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） 議案第23号の細部説明を申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明いたしますので、予算書8ページをお願いいたします。

3 款民生費、1 項 1 目 0301 社会福祉総務事務 190 万円でございます。18 節であります、ただいま村長が申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症対策福祉施設応援金でございます。このたび、新型コロナウイルスの感染症対策に伴う負担が増加し感染拡大する中、最大限の対策を講じながら開所していただいております村内にある通所サービス、訪問サービス、入所サービスを行う福祉施設 19 事業所に、一事業所当たり 10 万円を支給するものでございます。

おめくりいただきまして、9 ページでございます。

7 款商工費、1 項 2 目 0710 生活支援企業応援商品券事業、ここでは補正はありませんが、地方創生臨時交付金の令和 3 年度配分の予定額を歳入で補正するため、本事業で差額を財源組み替えするものでございます。

次の 10 ページでございます。

10 款教育費、7 項 2 目 1063 大芝公園管理総務事務 1,000 万円でございます。12 節委託料で、南箕輪村開発公社に指定管理を委託しているふれあい交流センター大芝の湯ほかの各施設の燃油の高騰、それから新型コロナウイルス感染症第 6 波の影響による利用者、利用料の収入が大きく減少してしまして、既定の指定管理料では運営が困難なことから、増額をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして 11 ページでございます。

14 款予備費で 1,041 万 2,000 円減額いたしまして、歳入歳出の調整を行うものでございます。

7 ページにお戻りいただきまして、歳入でございます。16 款国庫支出金、2 項 2 目総務費国庫補助金は、先ほど申しましたように社会福祉総務事務いわゆる施設応援金、それから企業応援商品券事業これを最終調整させていただき、差引きの 148 万 8,000 円を増額補正するものでございます。

4 ページにお戻りいただきまして、第 2 表繰越明許費補正でございます。追加をお願いいたします。10 款の教育費でございますが、村文化財パンフレット更新業務ということで 20 万円をお願いするものでございますが、これにつきましては、今年度パンフレット更新に当たりまして文化財専門委員会にて検討のお願いを予定しておりましたけれども、コロナ禍で開催できませんで、今回追加補正で繰越をお願いするものでございます。

以上、議案第 23 号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第 23 号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第 24 号「南箕輪村村道路線の認定及び廃止について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第 24 号「南箕輪村村道路線の認定及び廃止について」提案理由を申し上げます。

本案は民間企業による工場用地の造成に伴い、造成地内にあります村道を工場用地として利用したい申出がありましたので、村道の一部を廃止し、新たに認定するため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第24号の細部説明を申し上げます。

本案は、民間企業が工場用地を造成する際に造成地内にあります村道の一部を工場用地として一体的に利用したい旨の申出があり、公共物用途廃止申請書が提出されましたので、申請箇所を用途廃止するために村道路線の廃止と新たに村道路線として認定するものであります。

それでは、議案書2ページの位置図を御覧ください。

まず、開始箇所の路線につきまして、一旦一路線全部を廃止するものであります。場所は北原地区の北原工業団地にあります赤色で表示の路線となります。

3ページの廃止路線を御覧ください。

村道3020号線広域農道であります、そこに接する起点から中央自動車道手前までの終点の区間となります。

1ページにお戻りいただき、廃止路線の調書になります。種別につきましてはその他路線でありまして、路線番号3018、路線名北原12号線とし、起点南箕輪村字北原1634番地30先から終点字北原1633番地51先までの延長579.2メートル、敷地の幅員は2.0メートルから13.6メートルであります。

続きまして、5ページの位置図を御覧ください。

廃止箇所以外の路線及び廃止箇所の付け替え道路といたしまして拡幅改良された道路について、道路法第8条第2項の規定に基づき、赤色で表示の2路線を村道路線として認定するものであります。

6ページの認定路線図を御覧ください。

村道3018号線としまして、村道3020号線広域農道に接する起点から、廃止箇所の付け替え道路としました造成地西側の拡幅改良させた認定外道路までの村道3019号線に接する終点の区間となります。

おめくりいただき7ページは、村道3171号線としまして、今後拡幅改良される村道3008号線に接する起点から中央自動車道手前までの終点の区間となります。

4ページにお戻りいただき、認定路線の調書になります。

種別につきましてはその他路線としまして、まず上の段の広域農道からの路線であります、路線番号3018、路線名北原12号線とし、起点南箕輪村字北原1634番地321先から終点字北原1634番地56先までの延長319.0メートル、敷地の幅員は5.6メートルから16.9メートルであります。

次に、下の段の造成地から東側の路線であります、路線番号3171、路線名北原28号線とし、起点南箕輪村字北原1633番地41先から終点字北原1633番地51先までの延長223.4メートル、敷地の幅員は2.0メートルから8.4メートルであります。

以上、議案第24号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第24号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

日程第3、請願・陳情を採決いたします。

総務経済常任委員会に付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

唐澤総務経済常任委員長。

総務常任委員長（唐澤 由江） 総務経済常任委員会に付託されました請願1件、陳情1件を南箕輪村議会会議規則第91条に基づき、委員長報告をいたします。

3月2日に委員全員、事務局長の出席で第1会議室で行いました。

請願第1号、ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める意見書提出についての請願書。

上伊那労組会議北原様、紹介議員山崎議員より説明を受けました。ミャンマーの軍事クーデターの発生から1年過ぎてもいまだ死者や逮捕者が多く、死刑判決など悲惨な状況である。民主的な政治体制を早期に回復したいという。これまで県議会で全員一致で採決されている。

各委員の意見。日本とミャンマーは歴史的に関係が深い。今の状況を早期に打破しなくてはならない。日本企業が進出している。国として安全を守らなければならない。民主化を進め、ミャンマーの安全と日本企業の安全を守るべきの意見がありました。

採択の結果、採択4で採択するものと決しました。

陳情2号、森友改ざん問題、国会で真相究明を求める意見書。提出者矢沢様より説明を受けました。

2017年大阪府豊中市で、小学校の開校を目指していた森友学園に約8億円値引きし国有地が売却された問題。やり取りや関与した名前の記述、財務省の決裁文書14件で改ざんが行われた。改ざんを命じられた一人が命を絶つ。当時の財務省近畿財務局職員、その妻が起こした裁判に対し1億7,000万円で訴訟は終結した。賠償金は税金なので、国が納税者である国民が納得できるように説明してもらいたい。

各委員の意見。国民の知る権利として聞くべきだ。力の中で押しつぶされる。妻が関与していたなら総理大臣を辞めますと言いながら損害賠償をし、民事で幕を引くのは国が認めたようなものだ。人一人大切な命を奪われている。

採択の結果、継続趣旨は少数でなくなりました。採択2、不採択2、委員長判断で採択すべきものに決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） 委員長報告に対する請願第1号「ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める請願」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

請願第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

請願第1号を採決します。

この請願を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

委員長報告に対する陳情第2号「森友改ざん問題、国会で真相究明を」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

陳情第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

1番、丸山議員。

1番（丸山 豊） 1番、丸山です。賛成の立場で討論させていただきます。

この陳情は、公文書改ざんという由々しき犯罪行為を部下に強要させたというそういうもので、森友学園問題の真相が解明できないままとなっているものであります。そして、自ら命を絶った財務省の近畿財務局職員の奥様が起こした裁判であります。真理に入らないまま結審となってしまったものでございます。

被告の国は認諾を行いまして、1億700万円という大きなお金を税金で払うということで訴訟は終結となっております。全く理不尽なものであると私は思います。また、学園に売却したのはなぜか、あるいは改ざんを指示したのは誰かなど、私も知りたいと思っております。

この陳情者は国が納税者である国民に説明すべきであり、国会は行政を監視する責務を果たすべきであると訴えております。私も全く同感でございまして、亡くなられた赤木さんとまたその直属の上司の方は改ざんはできないと涙ながらに財務省ですけれども抗議をしたそうですが、巨大組織ゆえに止められなかったそうでございます。結果は悲劇を生んで残念なことになりました。本当に無念であったと思います。こんなことを二度と起こしてはならないと思います。

思想信条以前の問題でありまして、よってこの真相究明を求める陳情には、私としては賛成でございます。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） これで討論は終わります。

陳情第2号を採決します。

この陳情を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立多数です。

したがって、陳情第2号は採択することに決定しました。

日程第4、発議第1号「ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本案について趣旨説明を求めます。

2番、山崎文直議員。

2番（山崎 文直） それでは、発議第1号についての趣旨説明を行います。短いので、文章を朗読して説明に代えます。

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議。

2022年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の平和と秩序を脅かし、生命及び安全に対する権利を深刻に侵害するものであり、断じて容認できない。今回の軍事侵攻によってウクライナの主要都市が攻撃され、市民の人命が失われるなど大きな犠牲が生じていると報じられており、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、一日も早く平和的に解決することを強く求める。

また、政府においては、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について万全を尽くしていただきたい。

以上のとおり決議する。

令和4年3月11日、南箕輪村議会。

全員の方の御賛同をよろしく申し上げます。

議長（百瀬 輝和） 発議第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5、発委第1号「地方議会からの意見書の取扱いに係る制度の確立を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本案について趣旨説明を求めます。

原源次、議会運営副委員長。

議会運営副委員長（原 源次） それでは、発委1号の提案の趣旨説明を行います。

地方議会からの意見書の取扱いに係る制度の確立を求める意見書。

地方自治法第99条では、普通地方公共団体の議会は当該普通地方公共団体の公益に関する

事件につき、意見書を国会または関係行政庁に提出することができると規定されています。意見書は、議会及び議員が日々の政務活動や請願・陳情等により住民の意見・要望を広く把握した上で提案され、議会の総意としての議決を目指し、各議会において格段の努力が払われているものです。

しかし、それを受け取った国会・関係行政庁等からは、現状やその対応についての報告・回答がなされていないのが実情です。例えば、国会の衆参議院においては、意見書を受理したあと、その件名及び提出議会名を衆議院・参議院公報に掲載し関係委員会に参考送付されるのみであり、関係行政庁に対する意見書についても、その後の処理状況について積極的な開示がなされていません。

よって、国においては地方議会の意見を施策に反映し、地方自治体の自主性、自立性、独立性を確保するため、次の事項を実現させるよう強く要望するものです。

記、地方議会から提出された意見書について、関係行政庁等に意見書に係る義務を課し、国会に対するものにあつてはその内容の是非を審議することを明記するなど、法に基づく意見書の実効性を担保する制度を確立すること。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（百瀬 輝和） これから、発委第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

発委第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

発委第1号を採決します。

発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6、意見書案が提出されています。

発議第2号「ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本案について趣旨説明を求めます。

3番、原源次議員。

3番（原 源次） 意見書を読みまして、提案に代えたいと思います。

ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める意見書。

我が国はミャンマー連邦共和国、ミャンマーに対し政府開発援助ODAを通じ、民主化や

経済発展のための取組を全面的に支援してきた。このような中、昨年2月1日に発生したミャンマー国軍による軍事クーデターは、同国の民主化への努力と期待を踏みにじるものである。また、クーデター以降国際社会の度重なる呼びかけにもかかわらず、国軍及び警察による暴力によって多数の死傷者、拘束者及び避難民が発生している状況は断じて受け入れがたく、強く非難するものである。

この事態に対し、人間の安全性保障を外交の柱とする我が国は、ミャンマーに対する最大の援助国である立場を生かし、国際社会とも連携しながらミャンマー国民の自由と人権を取り戻すための取組を積極的に進めていくことが求められる。

よって、国会及び国においてあらゆる外交努力を尽くし、ミャンマー国軍指導部に対し民間人への残虐行為の即時停止、不当に拘束された国内外の人々の即時解放、民主的な政治体制の早期回復等を求めるとともに、避難民に対する緊急支援の提供やミャンマー国軍に対する武器輸出禁止に向けて取り組むよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。よろしく申し上げます。

議長（百瀬 輝和） これから、発議第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

発議第2号を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

発議第3号「森友改ざん問題、国での真相究明を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本案について趣旨説明を求めます。

7番、加藤泰久議員。

7番（加藤 泰久） それでは、「森友改ざん問題、国での真相究明を求める意見書」を要約して読みまして、提案といたします。

経緯を検証できる公文書、改ざんや廃棄が重ねられると、国民の知る権利が大きく損なわれます。学校法人森友学園にまつわる一連の問題は、民主主義の根幹を揺るがす大事件であります。その真相の解明と責任追及をする必要があります。国が認諾による裁判の解明を閉ざす姿勢がある以上、行政を監視する国会はその責務を果たさなければなりません。森友改ざん問題を国会で研究するように求めるものであります。

以上、賛同をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） これから、発議第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

発議第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

発議第3号を採決します。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立多数です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案に対する討論・採決を行います。

議案第1号「南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村ふれあい交流センター等設置条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。反対討論を行います。

ふれあい交流センター大芝の湯の利用料値上げを数人の内部で構成された再建委員会で決定し、突然議案提案されました。これほど重要なことを内部決定で決めて提出するやり方自体が住民軽視のやり方です。理由はここ数年の赤字をあげて収入増を図るということですが、近隣で値上げし利用者数が減少し再び下げたことをどう見ているのでしょうか。

大芝の湯は開場以来そのときの社会状況がありますが、上伊那トップの入場数は変わらないと思います。毎年3,000万円の赤字とありますが、大芝の湯はこの20年間で約9億円近くの入湯税を村へ納めています。1年にすると平均4,400万円にもなり、建設時の8億円は優に超えて村の財政に大きく貢献しています。

この2年間はコロナ禍で営業も制限されていますが、それは日本全国どこも同じ条件であり、まだ収束する見通しが無い中で、なぜ南箕輪だけが値上げを提案できるのか。また、木曾や郡内は対象ではないからよいということでもないというふうに思います。郡外の多くの人のもとに来るのではなく、大芝高原にある大芝の湯だから選んで来てくれているのです。200万円の増収を見込むとありますが、郡外だけでなく郡内の皆さんの大きな信頼を失うことになると思います。

うちの東京にいる孫たちは夏休みと冬休みの年2回しか来られませんが、大芝高原で遊んで温泉に入るのをとても楽しみにしています。今年の正月は休業だったので入れませんでした。今度来たとき、たまに来た人は値上げしたというのは悲しいことです。これが決まれば200万円の増収が図れるかは疑問です。むしろより多くの・・・者を失うことになりはしないか、やるべきはより選んでもらえるような接遇やサービスをすることだと思うので、この値上げ案には反対します。

議長（百瀬 輝和） 賛成討論はありませんか。

1番、丸山議員。

1番（丸山 豊） 賛成の立場でちょっと一言だけ言わせていただきます。

値上げのイメージっていうのは確かに悪いものですから、心証を害しているというのは全くそのとおり、三澤議員のおっしゃるとおりだと思います。本当に感情的にはそういうようなことであろうと思います。ただ、経営も優先していかなきゃいけないということも一時的には考えていかなきゃいけないということでもありますので、厳しいところではありますが、経営を優先させるという意味で、私は了としたいと思います。

もう一点は、私は監事の立場で理事会のほうにも出させていただいておりますけれども、村も村長も変わって心機一転、若さっていいですか若い時代に入って来たなというような感じがいたします。理事の皆さんたちの一生懸命熱い、経営をこうしていきたいっていうそういう熱意っていうものが理事会の中でも結構感じられてきておりますので、私はそういうと

ころにも期待をしたいと。値上げという悪いイメージを払拭するぐらいの、そういう努力をまた関係する職員で頑張っていていただきたいということで、この条例案には賛成という立場で討論とさせていただきます。頑張っていていただきたいと思います。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はありませんか。

反対討論ですか。

7 番、加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 7 番、加藤です。

私はこれは値上げする前に、一つやらなければならないことがあるんじゃないかと思うように思っております。入浴客の減少による収入減、これは目に見えておりますし、原油高これも皆さんが承知の中ではありますが、こういう中で収入が減った中で経営の合理化、それによって経費の減少やら人件費の減少を検討なくして値上げに持っていくということは、一段階踏んでないような気がするんで、ぜひともこの検討をして、その結果がどうしても立ち行かないという段階では値上げということをやらざるを得ないんですが、この経営の合理化等の検討がなされていないように感じております。

以上。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はありますか。

賛成討論の方。

反対討論の方。

4 番、登内議員。

4 番（登内瑞貴） 私も反対の立場で。

三澤議員も加藤議員もおっしゃられていますけれども、収益的なところはちょっと調べてきましたけれども、2019年の一世帯当たりの2人以上の月当たりの使用額が153円らしいです。ただ、去年の上半期ですとそれが95円まで減っています。要するに、利用者が38%お金を使わなくなっているという状態っていう状態で、これを経営というところの観点だけで見ると、これ以上収益を伸ばすっていうのはそもそも難しいんじゃないかなと思います。

この間村長がおっしゃられた、1万人ぐらい外部の方が来るんじゃないかっていう数値根拠が全く示されていないということが非常に不安で、値上げそのものに反対というわけではないんですけど、数値的根拠を示して計画性があるものをつくっていただければなと思います。その上で議会に諮っていただいて承認を得るという形であれば私は賛成できると思うんですけど、現状だと、何が改善して何がどうなるかっていうのがあまりにも見えないんじゃないかなということで、反対をさせていただきますと思います。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） これで討論は終わります。

議案第4号を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立4名、起立しない人4名、同数とみなし、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案について採決します。

議案第4号は、否決とします。

したがって、議案第4号は否決されました。

議案第5号「南箕輪村防災研修センター設置条例」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「南箕輪村まち・ひと・しごと創生基金条例の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「新型コロナウイルス感染症緊急対策振興資金基金条例」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「令和3年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「令和3年度南箕輪村国民健康事業特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「令和3年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「令和3年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第5号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第5号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第14号から議案第19号までは予算特別委員会に付託されていますので、ここで委員長の報告を求めます。

唐澤予算特別委員長。

予算特別委員長（唐澤 由江） 予算特別委員会の報告をします。

予算特別委員会に付託されました議案第14号から議案第19号までの6議案について、会議規則第74条の規定により、ここで審査の結果を報告します。

議案第14号「令和4年度南箕輪村一般会計予算」は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号「令和4年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」は、審査の結果、原案とおり可決すべきものと決しました。

議案第16号「令和4年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」は、審査の結果、原案とおり可決すべきものと決しました。

議案第17号「令和4年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」は、審査の結果、原案とおり可決すべきものと決しました。

議案第18号「令和4年度南箕輪村水道事業会計予算」は、審査の結果、原案とおり可決すべきものと決しました。

議案第19号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計予算」は、審査の結果、原案とおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において出された意見・要望等は今後の予算執行に十分反映し、適切で効果的な行財政運営を図られるよう望みます。

以上で、予算特別委員会の報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第14号「令和4年度南箕輪村一般会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号「令和4年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「令和4年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号「令和4年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決します。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号「令和4年度南箕輪村水道事業会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決します。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第9、引き続き議案に対する討論・採決を行います。

議案第20号「伊那市との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第20号を採決します。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号「南箕輪村公の施設の指定管理者の指定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第21号を採決します。

議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号「南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第22号を採決します。

議案第22号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第12号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第23号を採決します。

議案第23号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号「南箕輪村村道路線の認定及び廃止について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第24号を採決します。

議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第10、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

議長（百瀬 輝和） ここで、村政の発展のため長い間御尽力いただきました唐澤英樹総務課長が、今月をもって退職されます。退職に当たり、一言御挨拶をお願いします。

唐澤英樹総務課長は昭和55年に役場に奉職され、42年間の勤務で総務課長を最後に退職されます。それでは、唐澤課長をお願いします。

総務課長（唐澤 英樹） 会議中の貴重な時間を頂きまして、このような機会をつくっていただきまして誠にありがとうございます。退職に当たり、一言挨拶をさせていただきます。

ただいま議長から御紹介いただきましたが、私は昭和55年4月に入庁以来、42年間お世話になりました。特に昭和59年から4年半は議会事務局書記として、また平成27年から3年間は議会事務局長として議会関係の業務に従事させていただき、歴代の議長をはじめ議員の皆様には本当に大変お世話になりました。

その中でも一番の思い出は、やはり昭和60年前後の政争の村として度々ニュースにも取り上げられていた頃のことです。事務監査請求のための署名の審査、監査委員の免職に伴う一連の裁判事件、村長不信任案の提出、議会の解散、出直し村長選挙など、地方自治法で勉強することはあっても、めったに実体験するようなことがないようなことを経験することができました。このことは、私にとって本当に貴重な経験でありました。

当時の議会は、主流派、反主流派の対立が激しく、採決阻止のために半数ほどの議員が議員控室に鍵をかけて立て籠もり、本会議が開かれられないようなこともありました。また、私最後の議会になりますけれども、これもめったにない否決というのも本当に思い出深いことになるかと思えます。

その当時は、どちらかといいますとあまりよくないイメージで有名な南箕輪村でありましたけれども、今は人口も増え、子育てに優しいといった良いイメージが周りに自慢できる、本当に良い村になったなとつくづく感じております。私が入庁した頃と比べますと、今の人口は倍近くにもなっております。それだけ新しい住民の方も増え、求められるものも変わってきております。藤城村長という若い新しい考えを持ったリーダーも誕生し、南箕輪村はこれからもますます発展していくことと思っております。

今後は、一村民としまして協力・応援をしてみたいと思っております。4月以降は実家の農業、荒らしてしまった農地の整備をしながら、少しのんびりと今後の人生を歩んでいきたいと思っております。42年間、歴代の村長をはじめ先輩、同僚の皆さん、議員の皆さんには本当にお世話になりました。どうもありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） 挨拶をいただきました唐澤課長につきましては、退職されても引き続き村政に御理解と御協力をお願いします。長い間お疲れさまでした。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） ただいまは、退職する職員にこのような機会をいただきまして、私からもお礼を申し上げます。

さて、3月定例会12日間の会期、大変お疲れさまでした。議案審議や予算特別委員会、一般質問でいただきました様々な御意見や御提言は、今後の行政執行にしっかりと生かしてまいります。

令和3年度もあと僅かとなりました。締めくくりがしっかりとできるよう、万全を期してまいります。また、繰越明許としてお認めをいただきました事業の早期完成にも努めてまいります。令和4年度の各会計の当初予算もお認めをいただきました。予算編成に基づき、村の発展や村民福祉の向上に向け、努力を重ねてまいります。ゼロカーボンや自治体DXの推進など村として本格的に動き出すことになり、新型コロナウイルス感染症対策等もある中、工夫して進めていかなければ職員の負担が増すばかりであります。さらに、令和4年度は新しい学校給食センターの建設もいよいよ開始となります。南部小学校の雨水排水対策をはじめ、計画しました各事業の推進を図るとともに、行政の基本であります住民生活を守り、住民福祉の向上や安心・安全なまちづくり、地域づくりに努めていかなければならないと強く思っているところであります。

そして、同時にいつまでも幸せに暮らせる村づくりに向けて、高齢化の進行もあります。公助・共助、また区と村の役割分担、そういったところこれからの時代に合った形を模索していかなければなりません。議員各位の御理解と御協力、さらには建設的な御提言を引き続きいただければと思います。

令和4年度がスムーズにスタートできるよう職員一丸となって努力していくことを申し上げます、また慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） これをもちまして、令和4年第1回南箕輪村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

閉会 午後4時11分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員